

あいペックのほん
アイペック/ホン
—法令集—

はじめに

建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)が平成30年6月27日に公布され、3月以内施行は平成30年9月25日に、1年以内施行は令和元年6月25日に施行されました。

3月以内施行は木造建築物等である特殊建築物の外壁等に関する規制(法第24条)の廃止や老人ホーム等の容積率規制の合理化、宅配ボックス設置部分に係る容積率規制の合理化等が図られました。

1年以内施行では防火地域・準防火地域における延焼防止性能の高い建築物について建蔽率が10%緩和されました。また木造利用の推進に向けた規制の合理化が行われ、法21条(規模)、法27条(用途)、法61条(立地)の主要構造部規制の考え方を整理・見直し、耐火構造等としなくてよい木造建築物の範囲を拡大するとともに、中層建築物において必要な措置を講ずることで性能の高い準耐火構造とすることが可能となりました。さらに特定小規模特殊建築物(階数3で延べ面積が200㎡未満)については避難に要する時間が比較的短くなるという技術的な知見を踏まえて、必要な措置を講じることで耐火建築物等とすることが不要となり、また200㎡以下の建築物の用途変更は建築確認手続きが不要となりました。

これら上記で紹介しきれない改正条文は法・施行令・告示等多岐にわたるものの法令集として綴った図書は現在存在しておらず出版社が発行するまでの間に設計・審査のハンドブックとなる法令集を早急に整備する必要がありました。

平成30年3月に発行した「アイペックノホン(赤本)」からの変更条文及び関連する告示をこの「アイペックノホン(黄本)」に掲載しております。これらの法令集を合わせてご覧いただくことで、改正条文の理解の手がかりになればと考えております。本書が建築業務をされます皆さまのお役にたつことを願っております。

指定確認検査機関
株式会社 **I-PEC**

目次

建築基準法

建築基準法(抄)	1
建築基準法施行令(抄)	35

国土交通省告示

令 1 告示 193 号	建築基準法第 21 条第 1 項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件	99
令 1 告示 194 号	防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件	108
令 1 告示 195 号	1 時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件	116
令 1 告示 196 号	20 分間防火設備の構造方法を定める件	123
令 1 告示 197 号	防火壁及び防火床の構造方法を定める件	124
令 1 告示 198 号	警報設備の構造方法及び設置方法を定める件	126
平 27 告示 255 号	建築基準法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件	128
平 26 告示 709 号	建築基準法施行令第 23 条第 1 項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件	131
平 12 告示 1360 号	防火設備の構造方法を定める件	132
平 12 告示 1369 号	特定防火設備の構造方法を定める件	136
平 12 告示 1358 号	準耐火構造の構造方法を定める件	137
平 12 告示 1359 号	防火構造の構造方法を定める件	144
平 12 告示 1399 号	耐火構造の構造方法を定める件	146
平 12 告示 1436 号	火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分	152

関係資料

建築物用途区分コード表	154
-------------	-----

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

用語の定義=令 1
条 ⇒35

一 **建築物** 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

二 **特殊建築物** 学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

三 **建築設備** 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

四 **居室** 居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。

五 **主要構造部** 壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、付け柱、揚げ床、最下階の床、回り舞台の床、小ばり、ひさし、局所的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。

六 **延焼のおそれのある部分** 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の 2 以上の建築物（延べ面積の合計が 500 m²以内の建築物は、一の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線（口において「隣地境界線等」という。）から、1 階にあつては 3m 以下、2 階以上にあつては 5m 以下の距離にある建築物の部分をいう。ただし、次のイ又は口のいずれかに該当する部分を除く。

イ 防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分

ロ 建築物の外壁面と隣地境界線等との角度に応じて、当該建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのないものとして国土交通大臣が定める部分

大臣が定め=未制定

七 **耐火構造** 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

政令=令 107 条
⇒42
大臣が定め=平 12
建告 1399 ⇒146

七の二 **準耐火構造** 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能（通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第九号の三口において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

政令=令 107 条の 2
⇒43
大臣が定め=平 12
建告 1358 ⇒137

八 **防火構造** 建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しつくい塗その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

政令=令 108 条
⇒43
大臣が定め=平 12
建告 1359 ⇒144

九 **不燃材料** 建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

政令=令 108 条の 2
⇒43
大臣が定め=平 12
建告 1400

九の二 **耐火建築物** 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ その主要構造部が(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 耐火構造であること。

(2) 次に掲げる性能（外壁以外の主要構造部にあつては、(i)に掲げる性能に限る。）

に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。

政令=令 108 条の 3
⇒44

(i) 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

(ii) 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める**防火設備**（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。第 27 条第 1 項において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を有すること。

政令（防火設備）=
令 109 条 ⇒46

政令=令 109 条の 2
⇒47
大臣が定め=平 12
建告 1360 ⇒132

九の三 **準耐火建築物** 耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に前号ロに規定する防火設備を有するものをいう。

〈関連〉層間変形
角=令 109 条の 2
の 2 ⇒47

イ 主要構造部を準耐火構造としたもの

ロ イに掲げる建築物以外の建築物であつて、イに掲げるものと同等の準耐火性能を有

するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもの

政令=令 109 条の 3
⇒47

十 設計 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 6 項に規定する設計をいう。

十一 工事監理者 建築士法第 2 条第 8 項に規定する工事監理をする者をいう。

十二 設計図書 建築物、その敷地又は第 88 条第 1 項から第 3 項までに規定する工作物に関する工事用の図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。

設計図書=士法 2
条 6 項

十三 建築 建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。

十四 大規模の修繕 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいう。

十五 大規模の模様替 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替をいう。

十六 建築主 建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

請負契約=業法 3
章

十七 設計者 その者の責任において、設計図書を作成した者をいい、建築士法第 20 条の 2 第 3 項又は第 20 条の 3 第 3 項の規定により建築物が構造関係規定（同法第 20 条の 2 第 2 項に規定する構造関係規定をいう。第 5 条の 6 第 2 項及び第 6 条第 3 項第二号において同じ。）又は設備関係規定（同法第 20 条の 3 第 2 項に規定する設備関係規定をいう。第 5 条の 6 第 3 項及び第 6 条第 3 項第三号において同じ。）に適合することを確認した構造設計一級建築士（同法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する構造設計一級建築士をいう。第 5 条の 6 第 2 項及び第 6 条第 3 項第二号において同じ。）又は設備設計一級建築士（同法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する設備設計一級建築士をいう。第 5 条の 6 第 3 項及び第 6 条第 3 項第三号において同じ。）を含むものとする。

十八 工事施工者 建築物、その敷地若しくは第 88 条第 1 項から第 3 項までに規定する工作物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らこれらの工事をする者をいう。

十九 都市計画 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 1 項に規定する都市計画をいう。

二十 都市計画区域又は準都市計画区域 それぞれ、都市計画法第 4 条第 2 項に規定する都市計画区域又は準都市計画区域をいう。

二十一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区、特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、特定用途誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区 それぞれ、都市計画法第 8 条第 1 項第一号から第六号までに掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、

第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区、特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、特定用途誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区をいう。

二十二 地区計画 都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第一号に掲げる地区計画をいう。

二十三 地区整備計画 都市計画法第 12 条の 5 第 2 項第一号に掲げる地区整備計画をいう。

二十四 防災街区整備地区計画 都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第二号に掲げる防災街区整備地区計画をいう。

二十五 特定建築物地区整備計画 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号。以下「密集市街地整備法」という。）第 32 条第 2 項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。

二十六 防災街区整備地区整備計画 密集市街地整備法第 32 条第 2 項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。

二十七 歴史的風致維持向上地区計画 都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第三号に掲げる歴史的風致維持向上地区計画をいう。

二十八 歴史的風致維持向上地区整備計画 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「地域歴史的風致法」という。）第 31 条第 2 項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。

二十九 沿道地区計画 都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第四号に掲げる沿道地区計画をいう。

三十 沿道地区整備計画 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和 55 年法律第 34 号。以下「沿道整備法」という。）第 9 条第 2 項第一号に掲げる沿道地区整備計画をいう。

三十一 集落地区計画 都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第五号に掲げる集落地区計画をいう。

三十二 集落地区整備計画 集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）第 5 条第 3 項に規定する集落地区整備計画をいう。

三十三 地区計画等 都市計画法第 4 条第 9 項に規定する地区計画等をいう。

三十四 プログラム 電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。

三十五 特定行政庁 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第 97 条の 2 第 1 項又は第 97 条の 3 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

政令=令 2 条の 2

(適用の除外)

第 3 条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

〈参照〉文化財保護法 27 条

一 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物

二 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によつて重要美術品等として認定された建築物

三 文化財保護法第 182 条第 2 項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの

特定行政庁=法 2 条 35 号 ⇒4
建築審査会=法 78 条～83 条

四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認められたもの

〈参照〉法 86 条の 7 ⇒28・令 137 条～137 条の 15 ⇒89～95

2 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、適用しない。

一 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例を改正する法令による改正（この法律に基づく命令又は条例を廃止すると同時に新たにこれに相当する命令又は条例を制定することを含む。）後のこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用の際当該規定に相当する従前の規定に違反している建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

二 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域若しくは防火地域若しくは準防火地域に関する都市計画の決定若しくは変更、第 42 条第 1 項、第 52 条第 2 項第二号若しくは第三号若しくは第 8 項、第 56 条第 1 項第二号イ若しくは別表第 3 備考 3 の号の区域の指定若しくはその取消し又は第 52 条第 1 項第七号、第 2 項第三号若しくは第 8 項、第 53 条第 1 項第六号、第 56 条第 1 項第二号ニ若しくは別表第 3（に）欄の 5 の項に掲げる数値の決定若しくは変更により、第 43 条第 1 項、第 48 条第 1 項から第 14 項まで、第 52

条第 1 項、第 2 項、第 7 項若しくは第 8 項、第 53 条第 1 項から第 3 項まで、第 54 条第 1 項、第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項、第 56 条の 2 第 1 項若しくは第 61 条に規定する建築物、建築物の敷地若しくは建築物若しくはその敷地の部分に関する制限又は第 43 条第 3 項、第 43 条の 2、第 49 条から第 50 条まで若しくは第 68 条の 9 の規定に基づく条例に規定する建築物、建築物の敷地若しくは建築物若しくはその敷地の部分に関する制限に変更があつた場合における当該変更後の制限に相当する従前の制限に違反している建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

三 工事の着手がこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の後である増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る建築物又はその敷地

四 前号に該当する建築物又はその敷地の部分

五 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合するに至つた建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第 6 条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「**建築基準法令の規定**」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

一 別表第 1 (い) 欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 200 m²を超えるもの

二 木造の建築物で 3 以上の階数を有し、又は延べ面積が 500 m²、高さが 13m 若しくは軒の高さが 9m を超えるもの

三 木造以外の建築物で 2 以上の階数を有し、又は延べ面積が 200 m²を超えるもの

四 前 3 号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 74 条第 1 項の準景観地区（市町村長が指定する区

建築=法 2 条 13 号
⇒3
大規模の修繕=法 2
条 14 号 ⇒3
大規模の模様替=
法 2 条 15 号 ⇒3

高齢者等移動等円
滑化法 14 条/
都市緑地法 41
条

政令=令 9 条 ⇒37

確認の申請書=本
条 9 項・規則 1
条の 3

国土交通省令=規
則 3 条の 2

別表 1 ⇒33

階数=令 2 条 1 項 8
号 ⇒37

延べ面積=令 2 条 1
項 4 号 ⇒36

高さ=令 2 条 1 項 6
号 ⇒36

軒の高さ=令 2 条 1
項 7 号 ⇒37

土砂災害防止法 25
条

域を除く。)内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

- 2 前項の規定は、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が 10 m²以内であるときについては、適用しない。
- 3 建築主事は、第 1 項の申請書が提出された場合において、その計画が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請書を受理することができない。
 - 一 建築士法第 3 条第 1 項、第 3 条の 2 第 1 項、第 3 条の 3 第 1 項、第 20 条の 2 第 1 項若しくは第 20 条の 3 第 1 項の規定又は同法第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づく条例の規定に違反するとき。
 - 二 構造設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第 20 条の 2 第 1 項の建築物の構造設計を行つた場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものでないとき。
 - 三 設備設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第 20 条の 3 第 1 項の建築物の設備設計を行つた場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものでないとき。
- 4～7 (略)
- 8 第 1 項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、することができない。
- 9 (略)

(大規模の建築物の主要構造部等)

第 21 条 次の各号のいずれかに該当する建築物(その主要構造部(床、屋根及び階段を除く。))

の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。)は、その主要構造部を**通常火災終了時間**(建築物の構造、建築設備及び用途に応じて通常の火災が消火の措置により終了するまでに通常要する時間をいう。)が経過するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、その周囲に延焼防止上有効な空地で政令で定める技術的基準に適合するものを有する建築物については、この限りでない。

政令=109 条の 4
⇒48
主要構造部=法 2
条 5 号 ⇒1

政令=109 条の 5
⇒48
大臣が定め=令 1
国交告 193 ⇒99

政令=109 条の 6
⇒49

- 一 地階を除く階数が 4 以上である建築物
- 二 高さが 16m を超える建築物
- 三 別表第 1 (イ)欄(5)項又は(6)項に掲げる用途に供する特殊建築物で、高さが 13m を超えるもの
- 2 延べ面積が 3,000 m²を超える建築物(その主要構造部(床、屋根及び階段を除く。))の前

高さ=令 2 条 1 項 6
号 ⇒36

項の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。)は、次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

一 第 2 条第九号の二イに掲げる基準に適合するものであること。

二 壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸その他の政令で定める防火設備（以下この号において「壁等」という。）のうち、通常の火災による延焼を防止するために当該壁等に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものによつて有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ 3,000 m²以内としたものであること。

政令=109 条 ⇒46

政令=令 109 条の 7
⇒49
大臣が定め=平 27
国交告 250

(屋根)

第 22 条 特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物の屋根の構造は、通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が 10 m²以内の物置、納屋その他これらに類する建築物の屋根の延焼のおそれのある部分以外の部分については、この限りでない。

屋根=法 62 条
⇒26

政令=令 109 条の 8
⇒49

大臣が定め=平 12
建告 1361

延焼のおそれのある部分=法 2 条 6
号 ⇒1

特定行政庁=法 2
条 35 号 ⇒4

2 特定行政庁は、前項の規定による指定をする場合においては、あらかじめ、都市計画区域内にある区域については都道府県都市計画審議会（市町村都市計画審議会が置かれている市町村の長たる特定行政庁が行う場合にあつては、当該市町村都市計画審議会。第 51 条を除き、以下同じ。）の意見を聴き、その他の区域については関係市町村の同意を得なければならない。

(外壁)

第 23 条 前条第 1 項の市街地の区域内にある建築物（その主要構造部の第 21 条第 1 項の政令で定める部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたもの（第 25 条及び第 61 条において「木造建築物等」という。）に限る。）は、その外壁で延焼のおそれのある部分の構造を、準防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する土塗壁その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

政令=令 109 条の 4
⇒48

政令=令 109 条の 9
⇒49
大臣が定め=平 12
建告 1362

(建築物が第 22 条第 1 項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置)

第 24 条 建築物が第 22 条第 1 項の市街地の区域の内外にわたる場合においては、その全部について同項の市街地の区域内の建築物に関する規定を適用する。

(大規模の木造建築物等の外壁等)

第 25 条 延べ面積（同一敷地内に 2 以上の木造建築物等がある場合においては、その延べ面積の合計）が 1,000 m²を超える木造建築物等は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある

木造建築物等=法
23 条 ⇒8

部分を防火構造とし、その屋根の構造を第 22 条第 1 項に規定する構造としなければならない。

防火構造=法 2 条 8 号 ⇒2

(防火壁等)

第 26 条 延べ面積が 1,000 m²を超える建築物は、防火上有効な構造の防火壁又は防火床によつて有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ 1,000 m²以内としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

防火壁及び防火床 =令 113 条 ⇒57
防火区画=令 112 条 ⇒51
建築物の界壁・間仕切壁及び隔壁 =令 114 条 ⇒58

- 一 耐火建築物又は準耐火建築物
- 二 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物で、次のイ又はロのいずれかに該当するもの
 - イ 主要構造部が不燃材料で造られたものその他これに類する構造のもの
 - ロ 構造方法、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合するもの
- 三 畜舎その他の政令で定める用途に供する建築物で、その周辺地域が農業上の利用に供され、又はこれと同様の状況にあつて、その構造及び用途並びに周囲の状況に関し避難上及び延焼防止上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するもの

主要構造部=法 2 条 5 号 ⇒1
政令=令 115 条の 2、1 項 ⇒58

政令=令 115 条の 2、2 項 ⇒59

大臣が定め=平 6 建告 1761

(耐火建築物等としなければならない特殊建築物)

第 27 条 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、その主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、その外壁の開口部であつて建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして政令で定めるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

政令=令 110 条 ⇒50
大臣が定め=平 27 国交告 255 ⇒128

政令=令 110 条の 2 ⇒50
政令=109 条 ⇒46
政令=令 110 条の 3 ⇒51
大臣が定め=平 27 国交告 255 ⇒128

- 一 別表第 1 (ろ)欄に掲げる階を同表(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供するもの（階数が 3 で延べ面積が 200 m²未満のもの(同表(ろ)欄に掲げる階を同表(い)欄(2)項に掲げる用途で政令で定めるものに供するものにあつては、政令で定める技術的基準に従つて警報設備を設けたものに限る。)を除く。)
- 二 別表第一(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分（同表(1)項の場合にあつては客席、同表(2)項及び(4)項の場合にあつては 2 階の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が同表(は)欄の当該各項に該当するもの
- 三 別表第 1 (い)欄(4)項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以上のもの

別表 1⇒33

政令=令 110 条の 4 ⇒51
政令=令 110 条の 5 ⇒51

- 四 劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので、主階が 1 階にないもの（階数が 3 以下で延べ面積が 200 m²未満のものを除く。）
- 2 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、耐火建築物としなければならない。
- 一 別表第 1 (イ)欄(5)項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する 3 階以上の部分の床面積の合計が同表(ハ)欄(5)項に該当するもの
 - 二 別表第 1 (ロ)欄(6)項に掲げる階を同表(イ)欄(6)項に掲げる用途に供するもの
- 3 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物（別表第 1 (イ)欄(6)項に掲げる用途に供するものにあつては、第 2 条第九号の三口に該当する準耐火建築物のうち政令で定めるものを除く。）としなければならない。
- 一 別表第 1 (イ)欄(5)項又は(6)項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が同表(ニ)欄の当該各項に該当するもの
 - 二 別表第 2 (ト)項第四号に規定する危険物（安全上及び防火上支障がないものとして政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の貯蔵場又は処理場の用途に供するもの（貯蔵又は処理に係る危険物の数量が政令で定める限度を超えないものを除く。）
- （長屋又は共同住宅の各戸の界壁）
- 第 30 条 長屋又は共同住宅の各戸の界壁は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。
- 一 その構造が、隣接する住戸からの日常生活に伴い生ずる音を衛生上支障がないように低減するために界壁に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
 - 二 小屋裏又は天井裏に達するものであること。
- 2 前項第二号の規定は、長屋又は共同住宅の天井の構造が、隣接する住戸からの日常生活に伴い生ずる音を衛生上支障がないように低減するために天井に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものである場合においては、適用しない。
- （特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）
- 第 35 条 ①別表第 1 (イ) 欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する特殊建築物、②階数が 3 以上である建築物、③政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物又は④延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が 1,000 m²をこえる建築物については、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラー、貯水槽 その他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置及び進入口並びに敷地内の避難上及び消火上必要な通路は、政令で定める技術的基準に従つて、避難上及び消火上支障がないようにしなければならない。

耐火建築物=法 2 条 9 号の 2 ⇒2

準耐火建築物=法 2 条 9 号の 3 ⇒2

政令=令 115 条の 4 ⇒60

政令=令 116 条

〈参考〉
界壁の準耐火構造=令 114 条 1 項 ⇒58

政令=令 22 条の 3、1 項 ⇒39
大臣が定め=昭 45 建告 1827

政令=令 22 条の 3、2 項 ⇒39
大臣が定め=昭 45 建告 1827

政令=令 116 条の 2 ⇒60
避難施設=令 117 条～126 条 ⇒60～67

消火設備=消防法 施行令 7 条
排煙設備=令 126 条の 2・3 ⇒67～68

非常用の照明装置 =令 126 条の 4・5 ⇒69

非常用の進入口 =令 126 条の 6・7 ⇒70

敷地内の通路=令 127 条～128 条の 3 ⇒71

(特殊建築物等の内装)

第 35 条の 2 ①別表第 1 (い) 欄に掲げる用途に供する特殊建築物、②階数が 3 以上である建築物、③政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物、④延べ面積が 1,000 m²をこえる建築物又は⑤建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備若しくは器具を設けたものは、政令で定めるものを除き、政令で定める技術的基準に従って、その壁及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにしなければならない。

別表 1 ⇒33

政令=令 128 条の 3
の 2 ⇒73

政令=令 128 条の 4
⇒73

政令=令 128 条の 5
⇒74

(無窓の居室等の主要構造部)

第 35 条の 3 政令で定める窓その他の開口部を有しない居室は、その居室を区画する主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造らなければならない。ただし、別表第 1 (い) 欄 (1)項に掲げる用途に供するものについては、この限りでない。

政令=令 111 条
⇒51

(この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準)

第 36 条 居室の採光面積、天井及び床の高さ、床の防湿方法、階段の構造、便所、防火壁、防火床、防火区画、消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに浄化槽、煙突及び昇降機の構造に関して、この章の規定を実施し、又は補足するために安全上、防火上及び衛生上必要な技術的基準は、政令で定める。

政令=令 20 条・21
条・22 条・23 条
～99 条・112 条
～115 条・129 条
の 2 の 4・129 条
の 2 の 5・129 条
の 3～129 条の
13・129 条 14・
129 条の 15

第 3 章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途

第 1 節 総則

(適用区域)

第 41 条の 2 この章（第 8 節を除く。）の規定は、都市計画区域及び準都市計画区域内に限り、適用する。

都市計画区域・準
都市計画区域=
法 2 条 20 号・都
計法 5 条・5 条
の 2

(道路の定義)

第 42 条 この章の規定において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員 4m（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6m。次項及び第 3 項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

道路=道路法 2
条・3 条

- 一 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路
- 二 都市計画法、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和 39 年法律第 160 号）、都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）、新都市基盤整備法（昭和 47 年法律第 86 号）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）又は密集市街地整備法（第 6 章に限る。以下この項において同じ。）による道路
- 三 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更又は第 68 条の 9 第 1 項の規定に基づく条例の制定若しくは改正によりこの章の規定が適用されるに至った際に存

在する道

四 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの

五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

政令=令 144 条の 4
指定=規則 9 条～10 条

2 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更又は第 68 条の 9 第 1 項の規定に基づく条例の制定若しくは改正によりこの章の規定が適用されるに至つた際に建築物が立ち並んでいる幅員 4m 未満の道で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離 2m（同項の規定により指定された区域内においては、3m（特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、2m）。以下この項及び次項において同じ。）の線をその道路の境界線とみなす。ただし、当該道がその中心線からの水平距離 2m 未満で崖地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該崖地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離 4m の線をその道路の境界線とみなす。

特定行政庁=法 2 条 35 号 ⇒4

3 特定行政庁は、土地の状況に因りやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する中心線からの水平距離については 2m 未満 1.35m 以上の範囲内において、同項に規定するがけ地等の境界線からの水平距離については 4m 未満 2.7m 以上の範囲内において、別にその水平距離を指定することができる。

4 第 1 項の区域内の幅員 6m 未満の道（第一号又は第二号に該当する道にあつては、幅員 4m 以上のものに限る。）で、特定行政庁が次の各号の一に該当すると認めて指定したものは、同項の規定にかかわらず、同項の道路とみなす。

- 一 周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認められる道
- 二 地区計画等に定められた道の配置及び規模又はその区域に即して築造される道
- 三 第 1 項の区域が指定された際に現に道路とされていた道

地区計画等=法 2 条 33 号 ⇒4

5 前項第三号に該当すると認めて特定行政庁が指定した幅員 4m 未満の道については、第 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の区域が指定された際道路の境界線とみなされていた線をその道路の境界線とみなす。

6 特定行政庁は、第 2 項の規定により幅員 1.8m 未満の道を指定する場合又は第 3 項の規定により別に水平距離を指定する場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

建築審査会=法 78 条～83 条

第 2 節 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係等

(敷地等と道路との関係)

第 43 条 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第 44 条第 1 項を除き、以下同じ。）に 2m 以上接しなければならない。

- 一 自動車のみ交通の用に供する道路
- 二 地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第 12 条の 11 の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内の道路

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 その敷地が幅員 4m 以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に 2m 以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの
- 二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

国土交通省令=規則 10 条の 3、1 項

国土交通省令=規則 10 条の 3、3 項

国土交通省令=規則 10 条の 3、4 項

3 地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する建築物について、その用途、規模又は位置の特殊性により、第 1 項の規定によつては避難又は通行の安全の目的を十分に達成することが困難であると認めるときは、条例で、その敷地が接しなければならない道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地又は建築物と道路との関係に関して必要な制限を付加することができる。

- 一 特殊建築物
- 二 階数が 3 以上である建築物
- 三 政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物
- 四 延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計。次号、第 4 節、第 7 節及び別表第 3 において同じ。）が 1,000 m² を超える建築物
- 五 その敷地が袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）にのみ接する建築物で、延べ面積が 150 m² を超えるもの（一戸建ての住宅を除く。）

政令=令 144 条の 6 窓等を有しない居室=令 116 条の 2 ⇒60

(その敷地が 4m 未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加)

第 43 条の 2 地方公共団体は、交通上、安全上、防火上又は衛生上必要があると認めるときは、その敷地が第 42 条第 3 項の規定により水平距離が指定された道路にのみ 2m（前条第 3 項各号のいずれかに該当する建築物で同項の条例によりその敷地が道路に接する部分の長さの制限が付加されているものにあつては、当該長さ）以上接する建築物について、条

例で、その敷地、構造、建築設備又は用途に関して必要な制限を付加することができる。

(道路内の建築制限)

第 44 条 建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- 一 地盤面下に設ける建築物
- 二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの
- 三 第 43 条第 1 項第二号の道路の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該道路に係る地区計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであつて特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの
- 四 公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの

政令=令 145 条 1 項

政令=145 条 2 項、3 項

2 特定行政庁は、前項第四号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

(私道の変更又は廃止の制限)

第 45 条 私道の変更又は廃止によつて、その道路に接する敷地が第 43 条第 1 項の規定又は同条第 3 項の規定に基づく条例の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁は、その私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができる。

2 第 9 条第 2 項から第 6 項まで及び第 15 項の規定は、前項の措置を命ずる場合に準用する。

第 3 節 建築物の用途

(用途地域等)

第 48 条 第一種低層住居専用地域内においては、別表第 2 (い) 項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

第一種低層住居専用地域=都計法 9 条 1 項・別表 2(い)

2 第二種低層住居専用地域内においては、別表第 2 (ろ) 項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

第二種低層住居専用地域=都計法 9 条 2 項・別表 2(ろ) 項

3 第一種中高層住居専用地域内においては、別表第 2 (は) 項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種中高層住居専用地域における良

第一種中高層住居専用地域=都計法 9 条 3 項・別表 2(は) 項

好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

- 4 第二種中高層住居専用地域内においては、別表第 2 (に) 項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 5 第一種住居地域内においては、別表第 2 (ほ) 項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 6 第二種住居地域内においては、別表第 2 (へ) 項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 7 準住居地域内においては、別表第 2 (と) 項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が準住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 8 田園住居地域内においては、別表第 2 (ち) 項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が農業の利便及び田園住居地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 9 近隣商業地域内においては、別表第 2 (り) 項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便及び当該住宅地の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 10 商業地域内においては、別表第 2 (ぬ) 項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が商業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 11 準工業地域内においては、別表第 2 (る) 項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 12 工業地域内においては、別表第 2 (を) 項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便上又は公益上必要と認めて許可した場合においては、この限りでない。
- 13 工業専用地域内においては、別表第 2 (わ) 項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

第二種中高層住居専用地域=都計法 9 条 4 項・別表 2(に) 項

第一種住居地域=都計法 9 条 5 項・別表 2(ほ) 項

第二種住居地域=都計法 9 条 6 項・別表 2(へ) 項

準住居地域=都計法 9 条 7 項・別表 2(と) 項⇒62

田園住居地域=都計法 9 条 8 項・別表 2(ち) 項

近隣商業地域=都計法 9 条 9 項・別表 2(り) 項

商業地域=都計法 9 条 10 項・別表 2(ぬ) 項

準工業地域=都計法 9 条 11 項・別表 2(る) 項

工業地域=都計法 9 条 12 項・別表 2(を) 項

工業専用地域=都計法 9 条 13 項・別表 2(わ) 項

14 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）の指定のない区域（都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域を除く。）内においては、別表第 2（か）項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が当該区域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。

指定のない区域=別表 2(か)項

15 特定行政庁は、前各項のただし書の規定による許可（次項において「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取し、かつ、建築審査会の同意を得なければならない。

16 前項の規定にかかわらず、特定行政庁は、第一号に該当する場合には同項の規定による意見の聴取及び同意の取得を要せず、第二号に該当する場合には同項の規定による同意の取得を要しない。

一 特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転（これらのうち、政令で定める場合に限る。）について特例許可をする場合

政令=令 130 条、1 項 ⇒83

二 日常生活に必要な政令で定める建築物で、騒音又は振動の発生その他の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な国土交通省令で定める措置が講じられているものの建築について特例許可（第 1 項から第 7 項までの規定のただし書の規定によるものに限る。）をする場合

政令=令 130 条、2 項 ⇒83

国土交通省令=規則 10 条の 4 の 3

17 特定行政庁は、第 15 項の規定により意見を聴取する場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の 3 日前までに公告しなければならない。

第 4 節 建築物の敷地及び構造

（容積率）

第 52 条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値以下でなければならない。ただし、当該建築物が第五号に掲げる建築物である場合において、第 3 項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定められた第二号に定める数値の 1.5 倍以下でなければならない。

延べ面積=法 92 条・令 2 条 1 項 4 号 ⇒36・2 条 3 項 ⇒37
敷地面積=令 2 条 1 項 1 号 ⇒35

- 一 第一種低層住居専用地域、
第二種低層住居専用地域又は
田園住居地域内の建築物（第
六号に掲げる建築物を除く。）
 $\frac{5}{10}$ 、 $\frac{6}{10}$ 、 $\frac{8}{10}$ 、 $\frac{10}{10}$ 、 $\frac{15}{10}$ 又は $\frac{20}{10}$ のう
ち当該地域に関する都市計画におい
て定められたもの
- 二 第一種中高層住居専用地域
若しくは第二種中高層住居専
用地域内の建築物（第六号に
掲げる建築物を除く。）又は第
一種住居地域、第二種住居地
域、準住居地域、近隣商業地
域若しくは準工業地域内の建
築物（第五号及び第六号に掲
げる建築物を除く。）
 $\frac{10}{10}$ 、 $\frac{15}{10}$ 、 $\frac{20}{10}$ 、 $\frac{30}{10}$ 、 $\frac{40}{10}$ 又は $\frac{50}{10}$ のう
ち当該地域に関する都市計画におい
て定められたもの
- 三 商業地域内の建築物（第六
号に掲げる建築物を除く。）
 $\frac{20}{10}$ 、 $\frac{30}{10}$ 、 $\frac{40}{10}$ 、 $\frac{50}{10}$ 、 $\frac{60}{10}$ 、 $\frac{70}{10}$ 、 $\frac{80}{10}$
 $\frac{90}{10}$ 、 $\frac{100}{10}$ 、 $\frac{110}{10}$ 、 $\frac{120}{10}$ 又は $\frac{130}{10}$
のうち当該地域に関する都市計画に
おいて定められたもの
- 四 工業地域内の建築物（第六
号に掲げる建築物を除く。）又
は工業専用地域内の建築物
 $\frac{10}{10}$ 、 $\frac{15}{10}$ 、 $\frac{20}{10}$ 、 $\frac{30}{10}$ 又は $\frac{40}{10}$ のうち当該
地域に関する都市計画において定め
られたもの
- 五 高層住居誘導地区内の建築
物（第六号に掲げる建築物を
除く。）であつて、その住宅の
用途に供する部分の床面積の
合計がその延べ面積の $\frac{2}{3}$ 以上
であるもの（当該高層住居誘
導地区に関する都市計画にお
いて建築物の敷地面積の最低
限度が定められたときは、そ
の敷地面積が当該最低限度以
上のものに限る。）
当該建築物がある第一種住居地域、第
二種住居地域、準住居地域、近隣商業
地域又は準工業地域に関する都市計
画において定められた第二号に定め
る数値から、その 1.5 倍以下で当該建
築物の住宅の用途に供する部分の床
面積の合計のその延べ面積に対する
割合に応じて政令で定める方法によ
り算出した数値までの範囲内で、当該
高層住居誘導地区に関する都市計画
において定められたもの

六 特定用途誘導地区内の建築物であつて、その全部又は一部を当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するもの

当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた数値

七 用途地域の指定のない区域内の建築物

$\frac{5}{10}$ 、 $\frac{8}{10}$ 、 $\frac{10}{10}$ 、 $\frac{20}{10}$ 、 $\frac{30}{10}$ 又は $\frac{40}{10}$ のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの

2 前項に定めるもののほか、前面道路（前面道路が 2 以上あるときは、その幅員の最大のもの。以下この項及び第 12 項において同じ。）の幅員が 12m 未満である建築物の容積率は、当該前面道路の幅員のメートルの数値に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値を乗じたもの以下でなければならない。

- 一 第一種低層住居専用地域、
第二種低層住居専用地域又は
田園住居地域内の建築物 $\frac{4}{10}$
- 二 第一種中高層住居専用地域
若しくは第二種中高層住居専
用地域内の建築物又は第一種
住居地域、第二種住居地域若
しくは準住居地域内の建築物
（高層住居誘導地区内の建築
物であつて、その住宅の用途
に供する部分の床面積の合計
がその延べ面積の $\frac{2}{3}$ 以上で
あるもの（当該高層住居誘導
地区に関する都市計画におい
て建築物の敷地面積の最低限
度が定められたときは、その
敷地面積が当該最低限度以上
のものに限る。第 56 条第 1
項第二号ハ及び別表第 3 の 4
の項において同じ。）を除く。） $\frac{4}{10}$ （特定行政庁が都道府県都市計画
審議会の議を経て指定する区域内の
建築物にあつては、 $\frac{6}{10}$ ）

三 その他の建築物

$\frac{6}{10}$ (特定行政庁が都道府県都市計画
審議会の議を経て指定する区域内の
建築物にあつては、 $\frac{4}{10}$ 又は $\frac{8}{10}$ のうち
特定行政庁が都道府県都市計画審議
会の議を経て定めるもの)

- 3 第 1 項 (ただし書を除く。)、前項、第 7 項、第 12 項及び第 14 項、第 57 条の 2 第 3 項
第二号、第 57 条の 3 第 2 項、第 59 条第 1 項及び第 3 項、第 59 条の 2 第 1 項、第 60 条
第 1 項、第 60 条の 2 第 1 項及び第 4 項、第 68 条の 3 第 1 項、第 68 条の 4、第 68 条の 5
(第二号イを除く。第 6 項において同じ。)、第 68 条の 5 の 2 (第二号イを除く。第 6 項に
おいて同じ。)、第 68 条の 5 の 3 第 1 項 (第一号ロを除く。第 6 項において同じ。)、第 68
条の 5 の 4 (ただし書及び第一号ロを除く。)、第 68 条の 5 の 5 第 1 項第一号ロ、第 68 条
の 8、第 68 条の 9 第 1 項、第 86 条第 3 項及び第 4 項、第 86 条の 2 第 2 項及び第 3 項、
第 86 条の 5 第 3 項並びに第 86 条の 6 第 1 項に規定する建築物の容積率(第 59 条第 1 項、
第 60 条の 2 第 1 項及び第 68 条の 9 第 1 項に規定するものについては、建築物の容積率の
最高限度に係る場合に限る。第 6 項において同じ。)の算定の基礎となる延べ面積には、建
築物の地階でその天井が地盤面からの高さ 1m 以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福
祉ホームその他これらに類するもの (以下この項及び第 6 項において「老人ホーム等」と
いう。)の用途に供する部分 (第 6 項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若
しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。以下この項にお
いて同じ。)の床面積 (当該床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部
分の床面積の合計の $\frac{1}{3}$ を超える場合においては、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用
途に供する部分の床面積の合計の $\frac{1}{3}$) は、算入しないものとする。
- 4 前項の地盤面とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をい
い、その接する位置の高低差が 3m を超える場合においては、その高低差 3m 以内ごとの
平均の高さにおける水平面をいう。
- 5 地方公共団体は、土地の状況等により必要と認める場合においては、前項の規定にかか
わらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域を限り、第 3 項の地盤面を別に定めるこ
とができる。
- 6 第 1 項、第 2 項、次項、第 12 項及び第 14 項、第 57 条の 2 第 3 項第二号、第 57 条の 3
第 2 項、第 59 条第 1 項及び第 3 項、第 59 条の 2 第 1 項、第 60 条第 1 項、第 60 条の 2
第 1 項及び第 4 項、第 68 条の 3 第 1 項、第 68 条の 4、第 68 条の 5、第 68 条の 5 の 2、
第 68 条の 5 の 3 第 1 項、第 68 条の 5 の 4 (第一号ロを除く。)、第 68 条の 5 の 5 第 1 項
第一号ロ、第 68 条の 8、第 68 条の 9 第 1 項、第 86 条第 3 項及び第 4 項、第 86 条の 2
第 2 項及び第 3 項、第 86 条の 5 第 3 項並びに第 86 条の 6 第 1 項に規定する建築物の容積

地階=令 1 条 2 号
⇒35

政令=令 135 条の
16

地盤面=令 2 条 2 項
⇒37

政令=令 135 条の
15

率の算定の基礎となる延べ面積には、政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積は、算入しないものとする。

政令=令 135 条の
16

7 建築物の敷地が第 1 項及び第 2 項の規定による建築物の容積率に関する制限を受ける地域、地区又は区域の 2 以上にわたる場合においては、当該建築物の容積率は、第 1 項及び第 2 項の規定による当該各地域、地区又は区域内の建築物の容積率の限度にその敷地の当該地域、地区又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

8 その全部又は一部を住宅の用途に供する建築物（特定用途誘導地区内の建築物であつて、その一部を当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するものを除く。）であつて次に掲げる条件に該当するものについては、当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた第 1 項第二号又は第三号に定める数値の 1.5 倍以下で当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合に応じて政令で定める方法により算出した数値（特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内にあつては、当該都市計画において定められた数値から当該算出した数値までの範囲内で特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て別に定めた数値）を同項第二号又は第三号に定める数値とみなして、同項及び第 3 項から前項までの規定を適用する。ただし、当該建築物が第 3 項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた第 1 項第二号又は第三号に定める数値の 1.5 倍以下でなければならない。

政令=令 135 条の
14

一 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域（高層住居誘導地区及び特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域を除く。）又は商業地域（特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域を除く。）内にあること。

二 その敷地内に政令で定める規模以上の空地（道路に接して有効な部分が政令で定める規模以上であるものに限る。）を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上であること。

政令=令 135 条の
17

9 建築物の敷地が、幅員 15m 以上の道路（以下この項において「特定道路」という。）に接続する幅員 6m 以上 12m 未満の前面道路のうち当該特定道路からの延長が 70m 以内の部分において接する場合における当該建築物に対する第 2 項から第 7 項までの規定の適用については、第 2 項中「幅員」とあるのは、「幅員（第 9 項の特定道路に接続する同項の前面道路のうち当該特定道路からの延長が 70m 以内の部分にあつては、その幅員に、当該特定道路から当該建築物の敷地が接する当該前面道路の部分までの延長に応じて政令で定める数値を加えたもの）」とする。

政令=令 135 条の
18

10 建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路（第 42 条第 1 項第四号に該当するものを除くものとし、以下この項において「計画道路」という。）に接する場合又は当該敷地内に計画道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該計画道路を第 2 項の前面道路とみなして、同項から第 7 項まで及び前項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該敷地のうち計画道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。

11 前面道路の境界線又はその反対側の境界線からそれぞれ後退して壁面線の指定がある場合において、特定行政庁が次に掲げる基準に適合すると認めて許可した建築物については、当該前面道路の境界線又はその反対側の境界線は、それぞれ当該壁面線にあるものとみなして、第 2 項から第 7 項まで及び第 9 項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該建築物の敷地のうち前面道路と壁面線との間の部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。

壁面線=法 46 条

一 当該建築物がある街区区内における土地利用の状況等からみて、その街区区内において、前面道路と壁面線との間の敷地の部分が当該前面道路と一体的かつ連続的に有効な空地として確保されており、又は確保されることが確実と見込まれること。

二 交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと。

12 第 2 項各号の規定により前面道路の幅員のメートルの数値に乗ずる数値が $\frac{4}{10}$ とされている建築物で、前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合又は第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づく条例で定める壁面の位置の制限（道路に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び道路に面する高さ 2m を超える門又は塀の位置を制限するものに限る。）がある場合において当該壁面線又は当該壁面の位置の制限として定められた限度の線（以下この項及び次項において「壁面線等」という。）を越えないもの（ひさしその他の建築物の部分で政令で定めるものを除く。）については、当該前面道路の境界線は、当該壁面線等にあるものとみなして、第 2 項から第 7 項まで及び第 9 項の規定を適用することができる。ただし、建築物の容積率は、当該前面道路の幅員のメートルの数値に $\frac{6}{10}$ を乗じたもの以下でなければならない。

政令=令 135 条の
19

13 前項の場合においては、当該建築物の敷地のうち前面道路と壁面線等との間の部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。

14 次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、第 1 項から第 9 項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。

一 同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物

類する部分=高齢
者移動等円滑化
法 24 条

二 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地进行を有する建築物

15 第 44 条第 2 項の規定は、第 10 項、第 11 項又は前項の規定による許可をする場合に準用する。

(建蔽率)

第 53 条 建築物の建築面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合（以下「建蔽率」という。）は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値を超えてはならない。

建築面積=令 2 条 1 項 2 号 ⇒35
敷地面積=令 2 条 1 項 1 号 ⇒35

一 第一種低層住居専用地域、
第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域又は工業専用地域内の建築物

$\frac{3}{10}$ 、 $\frac{4}{10}$ 、 $\frac{5}{10}$ 又は $\frac{6}{10}$ のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

二 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は準工業地域内の建築物

$\frac{5}{10}$ 、 $\frac{6}{10}$ 又は $\frac{8}{10}$ のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

三 近隣商業地域内の建築物

$\frac{6}{10}$ 又は $\frac{8}{10}$ のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

四 商業地域内の建築物

$\frac{8}{10}$

五 工業地域内の建築物

$\frac{5}{10}$ 又は $\frac{6}{10}$ のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

六 用途地域の指定のない区域内の建築物

$\frac{3}{10}$ 、 $\frac{4}{10}$ 、 $\frac{5}{10}$ 、 $\frac{6}{10}$ 又は $\frac{7}{10}$ のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの

2 建築物の敷地が前項の規定による建築物の建蔽率に関する制限を受ける地域又は区域の 2 以上にわたる場合においては、当該建築物の建蔽率は、同項の規定による当該各地域又は区域内の建築物の建蔽率の限度にその敷地の当該地域又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

3 前 2 項の規定の適用については、第一号又は第二号のいずれかに該当する建築物にあつては第 1 項各号に定める数値に $\frac{1}{10}$ を加えたものをもつて当該各号に定める数値とし、第一号及び第二号に該当する建築物にあつては同項各号に定める数値に $\frac{2}{10}$ を加えたものを

もつて当該各号に定める数値とする。

一 防火地域（第 1 項第二号から第四号までの規定により建蔽率の限度が $\frac{8}{10}$ とされている地域を除く。）内にあるイに該当する建築物又は準防火地域内にあるイ若しくはロのいずれかに該当する建築物

イ 耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能（通常の火災による周囲への延焼を防止するために壁、柱、床その他の建築物の部分及び防火戸その他の政令で定める防火設備に必要とされる性能をいう。ロにおいて同じ。）を有するものとして政令で定める建築物（以下この条及び第 67 条第 1 項において「耐火建築物等」という。）

政令=令 109 条
⇒46
政令=令 135 条の
20、1 項 ⇒84

ロ 準耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能を有するものとして政令で定める建築物（耐火建築物等を除く。第 8 項及び第 67 条第 1 項において「準耐火建築物等」という。）

政令=令 135 条の
20、2 項 ⇒85

二 街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するもの内にある建築物

4 隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合又は第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づく条例で定める壁面の位置の制限（隣地境界線に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び隣地境界線に面する高さ 2m を超える門又は塀の位置を制限するものに限る。）がある場合において、当該壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物（ひさしその他の建築物の部分で政令で定めるものを除く。次項において同じ。）で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、前 3 項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、前 3 項の規定による限度を超えるものとすることができる。

壁面線=法 46 条

政令=令 135 条の
21 ⇒85

5 次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。

一 特定行政庁が街区における避難上及び消火上必要な機能の確保を図るため必要と認めて前面道路の境界線から後退して壁面線を指定した場合における、当該壁面線を越えない建築物

二 特定防災街区整備地区に関する都市計画において特定防災機能（密集市街地整備法第 2 条第三号に規定する特定防災機能をいう。次号において同じ。）の確保を図るため必要な壁面の位置の制限（道路に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び道路に面する高さ 2m を超える門又は塀の位置を制限するものに限る。同号において同じ。）が定められた場合における、当該壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物

三 第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づく条例において防災街区整備地区計画の区域（特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画が定められている区域に限る。）におけ

る特定防災機能の確保を図るため必要な壁面の位置の制限が定められた場合における、当該壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物

- 6 前各項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
- 一 防火地域（第 1 項第二号から第四号までの規定により建蔽率の限度が $\frac{8}{10}$ とされている地域に限る。）内にある耐火建築物等
 - 二 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊その他これらに類するもの
 - 三 公園、広場、道路、川その他これらに類するもの内にある建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したもの
- 7 建築物の敷地が防火地域の内外にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物等であるときは、その敷地は、全て防火地域内にあるものとみなして、第 3 項第一号又は前項第一号の規定を適用する。
- 8 建築物の敷地が準防火地域と防火地域及び準防火地域以外の区域とにわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物等又は準耐火建築物等であるときは、その敷地は、全て準防火地域内にあるものとみなして、第 3 項第一号の規定を適用する。
- 9 第 44 条第 2 項の規定は、第 4 項、第 5 項又は第 6 項第三号の規定による許可をする場合に準用する。

（建築物の敷地面積）

- 第 53 条の 2** 建築物の敷地面積は、用途地域に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、当該最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の敷地については、この限りでない。
- 一 前条第 6 項第一号に掲げる建築物
 - 二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの
 - 三 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、特定行政庁が市街地の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの
 - 四 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの
- 2 前項の都市計画において建築物の敷地面積の最低限度を定める場合においては、その最低限度は、200 m²を超えてはならない。
- 3 第 1 項の都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められ、又は変更された際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。
- 一 第 1 項の都市計画における建築物の敷地面積の最低限度が変更された際、建築物の敷地面積の最低限度に関する従前の制限に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の

権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該制限に違反することとなつた土地

二 第 1 項の規定に適合するに至つた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至つた土地

4 第 44 条第 2 項の規定は、第 1 項第三号又は第四号の規定による許可をする場合に準用する。

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第 56 条の 2 別表第 4 (い) 欄の各項に掲げる地域又は区域の全部又は一部で地方公共団体の条例で指定する区域 (以下この条において「対象区域」という。) 内にある同表 (ろ) 欄の当該各項 (4 の項にあつては、同項イ又はロのうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの) に掲げる建築物は、冬至日の真太陽時による午前 8 時から午後 4 時まで (道の区域内にあつては、午前 9 時から午後 3 時まで) の間において、それぞれ、同表 (は) 欄の各項 (4 の項にあつては、同項イ又はロ) に掲げる平均地盤面からの高さ (2 の項及び 3 の項にあつては、当該各項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから地方公共団体が当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの) の水平面 (対象区域外の部分、高層住居誘導地区内の部分、都市再生特別地区内の部分及び当該建築物の敷地内の部分を除く。) に、敷地境界線からの水平距離が 5m を超える範囲において、同表 (に) 欄の(1)、(2)又は(3)の号 (同表の 3 の項にあつては、(1)又は(2)の号) のうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、土地利用の状況等を勘案して条例で指定する号に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合又は当該許可を受けた建築物を周囲の居住環境を害するおそれがないものとして政令で定める位置及び規模の範囲内において増築し、改築し、若しくは移転する場合においては、この限りでない。

政令=令 135 条の
12 ⇒84

2 同一の敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、これらの建築物を一の建築物とみなして、前項の規定を適用する。

3 建築物の敷地が道路、川又は海その他これらに類するものに接する場合、建築物の敷地とこれに接する隣地との高低差が著しい場合その他これらに類する特別の事情がある場合における第 1 項本文の規定の適用の緩和に関する措置は、政令で定める。

政令=令 135 条の
12 ⇒84

4 対象区域外にある高さが 10m を超える建築物で、冬至日において、対象区域内の土地に日影を生じさせるものは、当該対象区域内にある建築物とみなして、第 1 項の規定を適用する。

5 建築物が第 1 項の規定による日影時間の制限の異なる区域の内外にわたる場合又は建築物が、冬至日において、対象区域のうち当該建築物がある区域外の土地に日影を生じさせ

る場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

政令=令 135 条の
13 ⇒84

第 5 節 防火地域及び準防火地域

(防火地域及び準防火地域内の建築物)

第 61 条 防火地域又は準防火地域内にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の政令で定める防火設備を設け、かつ、壁、柱、床その他の建築物の部分及び当該防火設備を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して防火地域及び準防火地域の別並びに建築物の規模に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、門又は扉で、高さ 2m 以下のもの又は準防火地域内にある建築物(木造建築物等を除く。)に附属するものについては、この限りでない。

政令=令 109 条
⇒46

政令=令 136 条の 2
⇒85

大臣が定め=令 1
国交告 194
⇒108

木造建築物等=法
23 条 ⇒8

(屋根)

第 62 条 防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造は、市街地における火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

政令=令 136 条の 2
の 2 ⇒86
大臣が定め=平 12
建告 1365

(隣地境界線に接する外壁)

第 63 条 防火地域又は準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。

(看板等の防火措置)

第 64 条 防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ 3m を超えるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。

(建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置)

第 65 条 建築物が防火地域又は準防火地域とこれらの地域として指定されていない区域にわたる場合においては、その全部についてそれぞれ防火地域又は準防火地域内の建築物に関する規定を適用する。ただし、その建築物が防火地域又は準防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、この限りでない。

防火壁及び防火床
=令 113 条 ⇒57

2 建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合においては、その全部について防火地域内の建築物に関する規定を適用する。ただし、建築物が防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、準防火地域内の建築物に関する規定を適用する。

第 6 章 雑則

(簡易な構造の建築物に対する制限の緩和)

第 84 条の 2 壁を有しない自動車車庫、屋根を帆布としたスポーツの練習場その他の政令で指定する簡易な構造の建築物又は建築物の部分で、政令で定める基準に適合するものについては、第 22 条から第 26 条まで、第 27 条第 1 項及び第 3 項、第 35 条の 2、第 61 条、第 62 条並びに第 67 条第 1 項の規定は、適用しない。

政令=令 136 条の 9
⇒87
政令=令 136 条の
10 ⇒87

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第 85 条 非常災害があつた場合において、非常災害区域等（非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものをいう。第 87 条の 3 第 1 項において同じ。）内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から 1 月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。

仮設建築物に対する
制限の緩和=
令 147 条 ⇒97

建築基準法令の規
定=法 6 条 1 項
⇒6

- 一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの
 - 二 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が 30 m²以内のもの
- 2 災害があつた場合において建築する停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物については、第 6 条から第 7 条の 6 まで、第 12 条第 1 項から第 4 項まで、第 15 条、第 18 条（第 25 項を除く。）、第 19 条、第 21 条から第 23 条まで、第 26 条、第 31 条、第 33 条、第 34 条第 2 項、第 35 条、第 36 条（第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 31 条、第 33 条、第 34 条第 2 項及び第 35 条に係る部分に限る。）、第 37 条、第 39 条及び第 40 条の規定並びに第 3 章の規定は、適用しない。ただし、防火地域又は準防火地域内にある延べ面積が 50 m²を超えるものについては、第 62 条の規定の適用があるものとする。
- 3 前 2 項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後 3 月を超えて当該建築物を存続させようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続させることができる。
- 4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、2 年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。
- 5 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物（次項及び第 101 条第 1 項第十号において「仮設興行場等」という。）について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、1 年以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めてその建築

を許可することができる。この場合においては、第 12 条第 1 項から第 4 項まで、第 21 条から第 27 条まで、第 31 条、第 34 条第 2 項、第 35 条の 2、第 35 条の 3 及び第 37 条の規定並びに第 3 章の規定は、適用しない。

6 特定行政庁は、国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により 1 年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、前項の規定にかかわらず、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

7 特定行政庁は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第 86 条の 7 第 3 条第 2 項 (第 86 条の 9 第 1 項において準用する場合を含む。以下この条、次条、第 87 条及び第 87 条の 2 において同じ。) の規定により第 20 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条の 2 (同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)、第 30 条、第 34 条第 2 項、第 47 条、第 48 条第 1 項から第 14 項まで、第 51 条、第 52 条第 1 項、第 2 項若しくは第 7 項、第 53 条第 1 項若しくは第 2 項、第 54 条第 1 項、第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項、第 56 条の 2 第 1 項、第 57 条の 4 第 1 項、第 57 条の 5 第 1 項、第 58 条、第 59 条第 1 項若しくは第 2 項、第 60 条第 1 項若しくは第 2 項、第 60 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 60 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項、第 61 条、第 67 条第 1 項若しくは第 5 項から第 7 項まで又は第 68 条第 1 項若しくは第 2 項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替 (以下この条及び次条において「増築等」という。) をする場合 (第 3 条第 2 項の規定により第 20 条の規定の適用を受けない建築物について当該政令で定める範囲内において増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築後の建築物の構造方法が政令で定める基準に適合する場合に限る。) においては、第 3 条第 3 項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

政令=令 137 条の 4
の 2 ⇒91

政令=令 137 条の 2
~137 条の 12
⇒89~94

2 第 3 条第 2 項の規定により第 20 条又は第 35 条 (同条の技術的基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。以下この項及び第 87 条第 4 項において同じ。) の規定の適用を受けない建築物であつて、第 20 条又は第 35 条に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分 (以下この項において「**独立部分**」という。) が 2 以上あるものについて増築等をする場合においては、第 3 条第 3 項第三号及び第四号の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

政令=令 137 条の
13 ⇒95

政令=令 137 条の
14 ⇒95

3 第 3 条第 2 項の規定により第 28 条、第 28 条の 2 (同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)、第 29 条から第 32 条まで、第 34 条第 1 項、第 35 条の 3

政令=令 137 条の
15 ⇒95

又は第 36 条（防火壁、防火床、防火区画、消火設備及び避雷設備の設置及び構造に係る部分を除く。）の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、第 3 条第 3 項第三号及び第四号の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

- 4 第 3 条第 2 項の規定により建築基準法令の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において移転をする場合においては、同条第 3 項第三号及び第四号の規定にかかわらず、建築基準法令の規定は、適用しない。

政令=令 137 条の
16 ⇒96

（用途の変更に対するこの法律の準用）

- 第 87 条 建築物の用途を変更して第 6 条第 1 項第一号の特殊建築物のいずれかとする場合（当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものである場合を除く。）においては、同条（第 3 項、第 5 項及び第 6 項を除く。）、第 6 条の 2（第 3 項を除く。）、第 6 条の 4（第 1 項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第 7 条第 1 項並びに第 18 条第 1 項から第 3 項まで及び第 14 項から第 16 項までの規定を準用する。この場合において、第 7 条第 1 項中「建築主事の検査を申請しなければならない」とあるのは、「建築主事に届け出なければならない」と読み替えるものとする。

政令=令 137 条の
18 ⇒96

- 2 建築物（次項の建築物を除く。）の用途を変更する場合においては、第 48 条第 1 項から第 14 項まで、第 51 条、第 60 条の 2 第 3 項及び第 68 条の 3 第 7 項の規定並びに第 39 条第 2 項、第 40 条、第 43 条第 3 項、第 43 条の 2、第 49 条から第 50 条まで、第 60 条の 3 第 3 項、第 68 条の 2 第 1 項及び第 5 項並びに第 68 条の 9 第 1 項の規定に基づく条例の規定を準用する。

- 3 第 3 条第 2 項の規定により第 27 条、第 28 条第 1 項若しくは第 3 項、第 29 条、第 30 条、第 35 条から第 35 条の 3 まで、第 36 条中第 28 条第 1 項若しくは第 35 条に関する部分、第 48 条第 1 項から第 14 項まで若しくは第 51 条の規定又は第 39 条第 2 項、第 40 条、第 43 条第 3 項、第 43 条の 2、第 49 条から第 50 条まで、第 68 条の 2 第 1 項若しくは第 68 条の 9 第 1 項の規定に基づく条例の規定（次条第 1 項において「第 27 条等の規定」という。）の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これらの規定を準用する。

- 一 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合
- 二 当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものであつて、かつ、建築物の修繕若しくは模様替をしない場合又はその修繕若しくは模様替が大規模でない場合
- 三 第 48 条第 1 項から第 14 項までの規定に関しては、用途の変更が政令で定める範囲内である場合

政令=令 137 条の
19、1 項 ⇒96

政令=令 137 条の
19、2 項 ⇒97

- 4 第 86 条の 7 第 2 項（第 35 条に係る部分に限る。）及び第 86 条の 7 第 3 項（第 28 条第 1 項若しくは第 3 項、第 29 条、第 30 条、第 35 条の 3 又は第 36 条（居室の採光面積に係

る部分に限る。以下この項において同じ。)に係る部分に限る。)の規定は、第 3 条第 2 項の規定により第 28 条第 1 項若しくは第 3 項、第 29 条、第 30 条、第 35 条、第 35 条の 3 又は第 36 条の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、第 86 条の 7 第 2 項及び第 3 項中「増築等」とあるのは「用途の変更」と、「第 3 条第 3 項第三号及び第四号」とあるのは「第 87 条第 3 項」と読み替えるものとする。

(既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和)

第 87 条の 2 第 3 条第 2 項の規定により第 27 条等の規定の適用を受けない一の建築物について 2 以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合（第 86 条の 8 第 1 項に規定する場合に該当する場合を除く。）において、特定行政庁が当該 2 以上の工事の全体計画が次に掲げる基準に適合すると認めたときにおける第 3 条第 2 項及び前条第 3 項の規定の適用については、第 3 条第 2 項中「建築、修繕若しくは模様替の工事中の」とあるのは「第 87 条の 2 第 1 項の認定を受けた全体計画に係る 2 以上の工事の工事中若しくはこれらの工事の間の」と、前条第 3 項中「準用する」とあるのは「準用する。ただし、次条第 1 項の認定を受けた全体計画に係る 2 以上の工事のうち最後の工事に着手するまでは、この限りでない」とする。

- 一 一の建築物の用途の変更に伴う工事を 2 以上の工事に分けて行うことが当該建築物の利用状況その他の事情によりやむを得ないものであること。
 - 二 全体計画に係る全ての工事の完了後において、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地が建築基準法令の規定に適合することとなること。
 - 三 全体計画に係るいずれの工事の完了後においても、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障、安全上、防火上及び避難上の危険性並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害性が増大しないものであること。
- 2 第 86 条の 8 第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の認定について準用する。

(建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和)

第 87 条の 3 非常災害があつた場合において、非常災害区域等内にある建築物の用途を変更して災害救助用建築物（住宅、病院その他これらに類する建築物で、国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために使用するものをいう。第 3 項及び第 101 条第 1 項第十六号において同じ。）として使用する時（その災害が発生した日から 1 月以内に当該用途の変更に着手するときに限る。）における当該災害救助用建築物については、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、非常災害区域等のうち防火地域内にある建築物については、この限りでない。

2 災害があつた場合において、建築物の用途を変更して公益的建築物（学校、集会場その他これらに類する公益上必要な用途に供する建築物をいう。次項及び第 101 条第 1 項第

十六号において同じ。)として使用するときにおける当該公益的建築物については、第 12 条第 1 項から第 4 項まで、第 21 条、第 22 条、第 26 条、第 30 条、第 34 条第 2 項、第 35 条、第 36 条 (第 21 条、第 26 条、第 34 条第 2 項及び第 35 条に係る部分に限る。)、第 39 条、第 40 条、第 3 章並びに第 87 条第 1 項及び第 2 項の規定は、適用しない。

- 3 建築物の用途を変更して第 1 項の災害救助用建築物又は前項の公益的建築物とした者は、その用途の変更を完了した後 3 月を超えて当該建築物を引き続き災害救助用建築物又は公益的建築物として使用しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、当該建築物を引き続き災害救助用建築物又は公益的建築物として使用することができる。
- 4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、2 年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。
- 5 特定行政庁は、建築物の用途を変更して興行場等 (興行場、博覧会建築物、店舗その他これらに類する建築物をいう。以下同じ。) とする場合における当該興行場等について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、1 年以内の期間 (建築物の用途を変更して代替建築物 (建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて使用する興行場、店舗その他これらに類する建築物をいう。) とする場合における当該代替建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間) を定めて、当該建築物を興行場等として使用することを許可することができる。この場合においては、第 12 条第 1 項から第 4 項まで、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 26 条、第 27 条、第 34 条第 2 項、第 35 条の 2、第 35 条の 3、第 3 章及び第 87 条第 2 項の規定は、適用しない。
- 6 特定行政庁は、建築物の用途を変更して特別興行場等 (国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により 1 年を超えて使用する特別の必要がある興行場等をいう。以下この項において同じ。) とする場合における当該特別興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該特別興行場等の使用上必要と認める期間を定めて、当該建築物を特別興行場等として使用することを許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 7 特定行政庁は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

(建築設備への準用)

第 87 条の 4 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第 6 条第 1 項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける場合においては、同項 (第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による確認又は第 18 条第 2 項 (第 87 条第 1 項において準用する場合を含

政令=令 146 条

む。)の規定による通知を要する場合を除き、第 6 条 (第 3 項、第 5 項及び第 6 項を除く。)、第 6 条の 2 (第 3 項を除く。)、第 6 条の 4 (第 1 項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第 7 条から第 7 条の 4 まで、第 7 条の 5 (第 6 条の 4 第 1 項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第 7 条の 6、第 18 条 (第 4 項から第 13 項まで及び第 25 項を除く。)及び第 89 条から第 90 条の 3 までの規定を準用する。この場合において、第 6 条第 4 項中「同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から 35 日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から 7 日以内に」とあるのは、「その受理した日から 7 日以内に」と読み替えるものとする。

別表第1 耐火建築物等としなければならない特殊建築物

(第6条、第21条、第27条、第28条、第35条—第35条の3、第90条の3関係)

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	用途	(い) 欄の用途に供する階	(い) 欄の用途に供する部分 (1) 項の場合にあつては客席、(2) 項及び(4) 項の場合にあつては 2 階、(5) 項の場合にあつては 3 階以上の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。) の床面積の合計	(い) 欄の用途に供する部分の床面積の合計
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令<未制定>で定めるもの	3 階以上の階	200 m ² (屋外観覧席にあつては、1,000 m ²) 以上	
(2)	病院、診療所 (患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令<第 115 条の 3 第一号⇒59>で定めるもの	3 階以上の階	300 m ² 以上	
(3)	学校、体育館その他これらに類するもので政令<第 115 条の 3 第二号⇒59>で定めるもの	3 階以上の階	2,000 m ² 以上	
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令<第 115 条の 3 第三号⇒59>で定めるもの	3 階以上の階	500 m ² 以上	
(5)	倉庫その他これに類するもので政令<未制定>で定めるもの		200 m ² 以上	1,500 m ² 以上
(6)	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令<第 115 条の 3 第四号⇒59>で定めるもの	3 階以上の階		150 m ² 以上

第 1 章 総則

第 1 節 用語の定義等

(用語の定義)

第 1 条 この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 敷地 一の建築物又は用途上不可分の関係にある 2 以上の建築物のある一団の土地をいう。

用語=法 2 条 ⇒1

二 地階 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの $\frac{1}{3}$ 以上のものをいう。

三 構造耐力上主要な部分 基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。

四 耐水材料 れんが、石、人造石、コンクリート、アスファルト、陶磁器、ガラスその他これらに類する耐水性の建築材料をいう。

五 準不燃材料 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 10 分間第 108 条の 2 各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

大臣が定め=平
12 建告 1401

六 難燃材料 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 5 分間第 108 条の 2 各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

大臣が定め=平
12 建告 1402

(面積、高さ等の算定方法)

第 2 条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

算定方法=法 92
条

一 敷地面積 敷地の水平投影面積による。ただし、建築基準法（以下「法」という。）第 42 条第 2 項、第 3 項又は第 5 項の規定によつて道路の境界線とみなされる線と道との間の部分の敷地は、算入しない。

二 建築面積 建築物（地階で地盤面上 1 m 以下にある部分を除く。以下この号において同じ。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離 1 m 以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離 1 m 後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。ただし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又はその部分については、その端から水平距離 1 m 以内の部分の水平投影面積は、当該建築物の建築面積に算

地階=令 1 条 2 号
⇒35
地盤面=本条 2 項
⇒37

高い開放性を有
すると認めて
指定する構造=
平 5 建告 1437

入しない。

三 床面積 建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。

四 延べ面積 建築物の各階の床面積の合計による。ただし、法第 52 条第 1 項に規定する延べ面積（建築物の容積率の最低限度に関する規制に係る当該容積率の算定の基礎となる延べ面積を除く。）には、次に掲げる建築物の部分の床面積を算入しない。

ただし書=本条 3 項 ⇒37

イ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（第 3 項第一号及び第 137 条の 8 において「自動車車庫等部分」という。）

ロ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（第 3 項第二号及び第 137 条の 8 において「備蓄倉庫部分」という。）

ハ 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（第 3 項第三号及び第 137 条の 8 において「蓄電池設置部分」という。）

ニ 自家発電設備を設ける部分（第 3 項第四号及び第 137 条の 8 において「自家発電設備設置部分」という。）

ホ 貯水槽を設ける部分（第 3 項第五号及び第 137 条の 8 において「貯水槽設置部分」という。）

ヘ 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分（第 3 項第六号及び第 137 条の 8 において「宅配ボックス設置部分」という。）

五 築造面積 工作物の水平投影面積による。ただし、国土交通大臣が別に算定方法を定めた工作物については、その算定方法による。

大臣が定め=昭 50 建告 644

六 建築物の高さ 地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合には、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。

地盤面=本条 2 項 ⇒37

イ 法第 56 条第 1 項第一号の規定並びに第 130 条の 12 及び第 135 条の 19 の規定による高さの算定については、前面道路の路面の中心からの高さによる。

ロ 法第 33 条及び法第 56 条第 1 項第三号に規定する高さ並びに法第 57 条の 4 第 1 項、法第 58 条及び法第 60 条の 3 第 2 項に規定する高さ（北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合におけるその高さに限る。）を算定する場合を除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以内の場合においては、その部分の高さは、12m（法第 55 条第 1 項及び第 2 項、法第 56 条の 2 第 4 項、法第 59 条の 2 第 1 項（法第 55 条第 1 項に係る部分に限る。）並びに法別表第 4(ろ)欄 2 の項、3 の項及び 4 の項ロの場合には、5 m）までは、当該建築物の高さに算入しない。

水平投影面積=本条 4 項 ⇒37

ハ 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。

防火壁=令 113 条
⇒57

七 軒の高さ 地盤面（第 130 条の 12 第一号イの場合には、前面道路の路面の中心）から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷桁又は柱の上端までの高さによる。

地盤面=本条 2 項

八 階数 昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分又は地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分で、水平投影面積の合計がそれぞれ当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以下のものは、当該建築物の階数に算入しない。また、建築物の一部が吹抜きとなつている場合、建築物の敷地が斜面又は段地である場合その他建築物の部分によつて階数を異にする場合においては、これらの階数のうち最大なものによる。

水平投影面積=本条 4 項 ⇒37

2 前項第二号、第六号又は第七号の「地盤面」とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が 3 m を超える場合においては、その高低差 3 m 以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。

3 第 1 項第四号ただし書の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

- 一 自動車車庫等部分 $\frac{1}{5}$
- 二 備蓄倉庫部分 $\frac{1}{50}$
- 三 蓄電池設置部分 $\frac{1}{50}$
- 四 自家発電設備設置部分 $\frac{1}{100}$
- 五 貯水槽設置部分 $\frac{1}{100}$
- 六 宅配ボックス設置部分 $\frac{1}{100}$

4 第 1 項第六号ロ又は第八号の場合における水平投影面積の算定方法は、同項第二号の建築面積の算定方法によるものとする。

第 2 節の 3 建築基準関係規定

（建築基準関係規定）

第 9 条 法第 6 条第 1 項（法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 4（法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）並びに法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

建築基準関係規定=高齢者移動等円滑化法 14

都市緑地法 41 条
省エネ法 11 条

- 一 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 9 条、第 9 条の 2、第 15 条及び第 17 条
- 二 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 3 条から第 5 条まで（広告物の表示及び広

告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。)

- 三 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 40 条第 1 項
- 四 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 24 条
- 五 ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 162 条
- 六 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 20 条
- 七 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条
- 八 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 10 条第 1 項及び第 3 項、第 25 条の 2 並びに第 30 条第 1 項
- 九 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 8 条第 1 項及び第 12 条第 1 項
- 十 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和 41 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項
- 十一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 38 条の 2
- 十二 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項及び第 2 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 41 条第 2 項（同法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）、第 42 条、第 43 条第 1 項並びに第 53 条第 1 項並びに同条第 2 項において準用する同法第 52 条の 2 第 2 項
- 十三 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和 53 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項から第 3 項まで（同条第 5 項において準用する場合を含む。)
- 十四 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号）第 5 条第 4 項
- 十五 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 3 条の 2 第 1 項
- 十六 特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 8 条

第 3 節 建築物の建築に関する確認の特例

第 10 条 法第 6 条の 4 第 1 項の規定により読み替えて適用される法第 6 条第 1 項（法第 87 条第 1 項及び法第 87 条の 4 において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次の各号（法第 87 条第 1 項において準用する場合にあつては第一号及び第二号、法第 87 条の 4 において準用する場合にあつては同号。以下この条において同じ。）に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

確認の特例=法 6 条の 4

- 一 法第 6 条の 4 第 1 項第二号に掲げる建築物のうち、その認定型式に適合する建築物の部分が第 136 条の 2 の 11 第一号に掲げるものであるもの その認定型式が、同号イに掲げる全ての規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつては同号イに掲げる全ての規定、同号ロに掲げる全ての規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつては同号ロに掲げる全ての規定
- 二 法第 6 条の 4 第 1 項第二号に掲げる建築物のうち、その認定型式に適合する建築物の

部分が第 136 条の 2 の 11 第二号の表の建築物の部分の欄の各項に掲げるものであるもの同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中建築物の部分の構造に係る部分が、当該認定型式に適合する建築物の部分に適用される場合に限る。）

三 法第 6 条の 4 第 1 項第三号に掲げる建築物のうち防火地域及び準防火地域以外の区域内における一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の $\frac{1}{2}$ 以上であるもの又は 50 m² を超えるものを除く。） 次に定める規定

イ 法第 20 条（第 1 項第四号イに係る部分に限る。）、法第 21 条から法第 25 条まで、法第 27 条、法第 28 条、法第 29 条、法第 31 条第 1 項、法第 32 条、法第 33 条、法第 35 条から法第 35 条の 3 まで及び法第 37 条の規定

ロ 次章（第 1 節の 3、第 32 条及び第 35 条を除く。）、第 3 章（第 8 節を除き、第 80 条の 2 にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第 4 章から第 5 章の 2 まで、第 5 章の 4（第 2 節を除く。）及び第 144 条の 3 の規定

ハ 法第 39 条から法第 41 条までの規定に基づく条例の規定のうち特定行政庁が法第 6 条の 4 第 2 項の規定の趣旨により規則で定める規定

四 法第 6 条の 4 第 1 項第三号に掲げる建築物のうち前号の一戸建ての住宅以外の建築物次に定める規定

イ 法第 20 条（第 1 項第四号イに係る部分に限る。）、法第 21 条、法第 28 条第 1 項及び第 2 項、法第 29 条、法第 30 条、法第 31 条第 1 項、法第 32 条、法第 33 条並びに法第 37 条の規定

ロ 次章（第 20 条の 3、第 1 節の 3、第 32 条及び第 35 条を除く。）、第 3 章（第 8 節を除き、第 80 条の 2 にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第 119 条、第 5 章の 4（第 129 条の 2 の 4 第 1 項第六号及び第七号並びに第 2 節を除く。）及び第 144 条の 3 の規定

ハ 法第 39 条から法第 41 条までの規定に基づく条例の規定のうち特定行政庁が法第 6 条の 4 第 2 項の規定の趣旨により規則で定める規定

大臣が定め=平
19 国交告 1119

大臣が定め=平
19 国交告 1119

第 2 節の 3 長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造等

第 22 条の 3 法第 30 条第 1 項第一号（法第 87 条第 3 項において準用する場合を含む。）の政令で定める技術的基準は、次の表の上欄に掲げる振動数の音に対する透過損失がそれぞれ同表の下欄に掲げる数値以上であることとする。

振動数（単位 Hz）	透過損失（単位 dB）
125	25
500	40
2,000	50

2 法第 30 条第 2 項（法第 87 条第 3 項において準用する場合を含む。）の政令で定める技術的基準は、前項に規定する基準とする。

第 3 節 階段

(階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法)

第 23 条 階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法は、次の表によらなければならない。ただし、屋外階段の幅は、第 120 条又は第 121 条の規定による直通階段にあつては 90 cm 以上、その他のものにあつては 60 cm 以上、住宅の階段（共同住宅の共用の階段を除く。）の蹴上げは 23 cm 以下、踏面は 15 cm 以上とすることができる。

階 段 の 種 別		階 段 及 び そ の 踊 場 の 幅 (単位 cm)	蹴 上 げ の 寸 法 (単位 cm)	踏 面 の 寸 法 (単位 cm)
(1)	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）における児童用のもの	140 以上	16 以下	26 以上
(2)	中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、高等学校若しくは中等教育学校における生徒用のもの 又は 物品販売業（物品加工修理業を含む。第 130 条の 5 の 3 を除き、以下同じ。）を営む店舗で床面積の合計が 1,500 m ² を超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの	140 以上	18 以下	26 以上
(3)	直上階の居室の床面積の合計が 200 m ² を超える地上階 又は 居室の床面積の合計が 100 m ² を超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	120 以上	20 以下	24 以上
(4)	(1)から(3)までに掲げる階段以外のもの	75 以上	22 以下	21 以上

- 2 回り階段の部分における踏面の寸法は、踏面の狭い方の端から 30 cm の位置において測るものとする。
- 3 階段及びその踊場に手すり及び階段の昇降を安全に行うための設備でその高さが 50 cm 以下のもの（以下この項において「手すり等」という。）が設けられた場合における第 1 項の階段及びその踊場の幅は、手すり等の幅が 10 cm を限度として、ないものとみなして算定する。
- 4 第 1 項の規定は、同項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる階段については、適用しない。

大臣が定め=平
26 国交告 709
⇒131

(踊場の位置及び踏幅)

第 24 条 前条第 1 項の表の(1)又は(2)に該当する階段でその高さが 3m をこえるものにあつては高さ 3m 以内ごとに、その他の階段でその高さが 4m をこえるものにあつては高さ 4m 以内ごとに踊場を設けなければならない。

2 前項の規定によつて設ける直階段の踊場の踏幅は、1.2m 以上としなければならない。

(階段等の手すり等)

第 25 条 階段には、手すりを設けなければならない。

2 階段及びその踊場の両側（手すりが設けられた側を除く。）には、側壁又はこれに代わるものを設けなければならない。

3 階段の幅が 3m をこえる場合においては、中間に手すりを設けなければならない。ただし、けあげが 15 cm 以下で、かつ、踏面が 30 cm 以上のものにあつては、この限りでない。

4 前 3 項の規定は、高さ 1m 以下の階段の部分には、適用しない。

(階段に代わる傾斜路)

第 26 条 階段に代わる傾斜路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 勾配は、 $\frac{1}{8}$ をこえないこと。

二 表面は、粗面とし、又はすべりにくい材料で仕上げること。

2 前 3 条の規定（けあげ及び踏面に関する部分を除く。）は、前項の傾斜路に準用する。

(特殊の用途に専用する階段)

第 27 条 第 23 条から第 25 条までの規定は、昇降機機械室用階段、物見塔用階段その他特殊の用途に専用する階段には、適用しない。

第 4 章 耐火構造、準耐火構造、防火構造、防火区画等

(耐火性能に関する技術的基準)

第 107 条 法第 2 条第七号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱がそれぞれ次の表に掲げる時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

建築物の階 建築物の部分		最上階及び最上階から数えた階数が 2 以上で 4 以内の階	最上階から数えた階数が 5 以上で 14 以内の階	最上階から数えた階数が 15 以上の階
		壁	間仕切壁 (耐力壁に限る。)	1 時間
	外壁 (耐力壁に限る。)	1 時間	2 時間	2 時間
柱		1 時間	2 時間	3 時間
床		1 時間	2 時間	2 時間
はり		1 時間	2 時間	3 時間
屋根		30 分間		
階段		30 分間		
一 この表において、第 2 条第 1 項第八号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。 二 前号の屋上部分については、この表中最上階の部分の時間と同一の時間によるものとする。 三 この表における階数の算定については、第 2 条第 1 項第八号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、すべて算入するものとする。				

- 二 壁及び床にあつては、これらに通常の火災による火熱が 1 時間 (非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分にあつては、30 分間) 加えられた場合に、当該加熱面以外の面 (屋内に面するものに限る。) の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度として国土交通大臣が定める温度 (以下「可燃物燃焼温度」という。) 以上に上昇しないものであること。
- 三 外壁及び屋根にあつては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が 1 時間 (非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあつては、30 分間) 加えられた場合に、屋外に火災を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること。

可燃物燃焼温度=
平 12 建告 1432

(準耐火性能に関する技術的基準)

第 107 条の 2 法第 2 条第七号の二の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	45 分間
	外壁（耐力壁に限る。）	45 分間
柱		45 分間
床		45 分間
はり		45 分間
屋根（軒裏を除く。）		30 分間
階段		30 分間

- 二 壁、床及び軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。以下この号において同じ。）にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 45 分間（非耐力壁である外壁及び軒裏（いずれも延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあつては、30 分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

可燃物燃焼温度=
前条 2 号

- 三 外壁及び屋根にあつては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 45 分間（非耐力壁である外壁（延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）及び屋根にあつては、30 分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

(防火性能に関する技術的基準)

第 108 条 法第 2 条第八号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 耐力壁である外壁にあつては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 30 分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。
- 二 外壁及び軒裏にあつては、これらに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 30 分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

(不燃性能及びその技術的基準)

第 108 条の 2 法第 2 条第九号の政令で定める性能及びその技術的基準は、建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間次の各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしていることとする。

- 一 燃焼しないものであること。
- 二 防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものであること。
- 三 避難上有害な煙又はガスを発生しないものであること。

(耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準)

第 108 条の 3 法第 2 条第九号の二イ(2)の政令で定める技術的基準は、主要構造部が、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 主要構造部が、次のイ及びロ（外壁以外の主要構造部にあつては、イ）に掲げる基準に適合するものであることについて耐火性能検証法により確かめられたものであること。

耐火性能検証法=
本条 2 項

イ 主要構造部ごとに当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該主要構造部が次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 耐力壁である壁、柱、床、はり、屋根及び階段にあつては、当該建築物の自重及び積載荷重(第 86 条第 2 項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物の主要構造部にあつては、自重、積載荷重及び積雪荷重。以下この条において同じ。)により、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

(2) 壁及び床にあつては、当該壁及び床の加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度(当該面が面する室において、国土交通大臣が定める基準に従い、内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置が講じられている場合にあつては、国土交通大臣が別に定める温度)以上に上昇しないものであること。

可燃物燃焼温度=
令 107 条 2 号
⇒42・平 12 建
告 1432

大臣が定め=平
28 国交告 692

(3) 外壁及び屋根にあつては、屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

ロ 外壁が、当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が 1 時間（延焼のおそれのある部分以外の部分にあつては、30 分間）加えられた場合に、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 耐力壁である外壁にあつては、当該外壁に当該建築物の自重及び積載荷重により、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

(2) 外壁の当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度(当該面が面する室において、国土交通大臣が定める基準に従い、内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置が講じられている場合にあつては、国土交通大臣が別に定める温度)以上に上昇しないものであること。

大臣が定め=平
28 国交告 692

二 前号イ及びロ（外壁以外の主要構造部にあつては、同号イ）に掲げる基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

耐火性能検証法=
平 12 建告 1433

2 前項の「耐火性能検証法」とは、次に定めるところにより、当該建築物の主要構造部の

耐火に関する性能を検証する方法をいう。

- 一 当該建築物の屋内において発生が予測される火災の継続時間を当該建築物の室ごとに次の式により計算すること。

$$t_f = \frac{Q_r}{60q_b}$$

この式において、 t_f 、 Q_r 及び q_b は、それぞれ次の数値を表すものとする。

t_f 当該室における火災の継続時間 (単位 min)

Q_r 当該室の用途及び床面積並びに当該室の壁、床及び天井 (天井のない場合においては、屋根) の室内に面する部分の表面積及び当該部分に使用する建築材料の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した当該室内の可燃物の発熱量 (単位 MJ)

q_b 当該室の用途及び床面積の合計並びに当該室の開口部の面積及び高さに応じて国土交通大臣が定める方法により算出した当該室内の可燃物の 1 秒間当たりの発熱量 (単位 MW)

大臣が定め=平
12 建告 1433

- 二 主要構造部ごとに、当該主要構造部が、当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、前項第一号イに掲げる要件に該当して耐えることができる加熱時間 (以下この項において「**屋内火災保有耐火時間**」という。) を、当該主要構造部の構造方法、当該建築物の自重及び積載荷重並びに当該火熱による主要構造部の表面の温度の推移に応じて国土交通大臣が定める方法により求めること。

大臣が定め=平
12 建告 1433

- 三 当該外壁が、当該建築物の周囲において発生する通常の火災時の火熱が加えられた場合に、前項第一号ロに掲げる要件に該当して耐えることができる加熱時間 (以下この項において「**屋外火災保有耐火時間**」という。) を、当該外壁の構造方法並びに当該建築物の自重及び積載荷重に応じて国土交通大臣が定める方法により求めること。

大臣が定め=平
12 建告 1433

- 四 主要構造部ごとに、次のイ及びロ (外壁以外の主要構造部にあつては、イ) に該当するものであることを確かめること。

イ 各主要構造部の屋内火災保有耐火時間が、当該主要構造部が面する室について第一号に掲げる式によつて計算した火災の継続時間以上であること。

屋内火災保有耐火時間=本項 2 号

ロ 各外壁の屋外火災保有耐火時間が、1 時間 (延焼のおそれのある部分以外の部分にあつては、30 分間) 以上であること。

屋外火災保有耐火時間=前号

- 3 主要構造部が第 1 項第一号又は第二号に該当する建築物 (次項に規定する建築物を除く。) に対する第 112 条第 1 項、第 6 項から第 10 項まで及び第 15 項から第 20 項まで、第 114 条第 1 項及び第 2 項、第 117 条第 2 項、第 120 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 121 条第 2 項、第 122 条第 1 項、第 123 条第 1 項及び第 3 項、第 123 条の 2、第 126 条の 2、第 128 条の 4 第 1 項及び第 4 項、第 128 条の 5 第 1 項及び第 4 項、第 129 条第 1 項、第 129

条の2第1項、第129条の2の4第1項、第129条の13の2、第129条の13の3第3項及び第4項、第137条の14並びに第145条第1項第一号及び第2項の規定（次項において「耐火性能関係規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

4 主要構造部が第1項第一号に該当する建築物（当該建築物の主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであることについて防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。）及び主要構造部が同項第二号に該当する建築物（当該建築物の主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備が、当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。）に対する第112条第1項、第6項から第10項まで、第15項、第17項、第18項及び第20項、第122条第1項、第123条第1項及び第3項、第126条の2、第128条の5第1項及び第4項、第129条の2の4第1項、第129条の13の2、第129条の13の3第3項並びに第137条の14の規定（以下この項において「防火区画等関係規定」という。）の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等関係規定以外の耐火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

防火区画検証法=
本条5項

防火区画等関係
規定=本項
耐火性能関係規
定=前項

5 前項の「防火区画検証法」とは、次に定めるところにより、開口部に設けられる防火設備（以下この項において「開口部設備」という。）の火災時における遮炎に関する性能を検証する方法をいう。

- 一 開口部設備が設けられる開口部が面する室において発生が予測される火災の継続時間を第2項第一号に掲げる式により計算すること。
- 二 開口部設備ごとに、当該開口部設備が、当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出すことなく耐えることができる加熱時間（以下この項において「保有遮炎時間」という。）を、当該開口部設備の構造方法及び当該火熱による開口部設備の表面の温度の推移に応じて国土交通大臣が定める方法により求めること。
- 三 開口部設備ごとに、保有遮炎時間が第一号の規定によつて計算した火災の継続時間以上であることを確かめること。

大臣が定め=平
12 建告 1433

（防火戸その他の防火設備）

第109条 法第2条第九号の二ロ、法第12条第1項、法第21条第2項第二号、法第27条第

1 項（法第 87 条第 3 項において準用する場合を含む。第 110 条から第 110 条の 5 までにおいて同じ。）、法第 53 条第 3 項第一号イ及び法第 61 条の政令で定める防火設備は、防火戸、ドレンチャーその他火炎を遮る設備とする。

2 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の 2 以上の建築物（延べ面積の合計が 500 m²以内の建築物は、一の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線のあらゆる部分で、開口部から 1 階にあつては 3m 以下、2 階以上にあつては 5m 以下の距離にあるものと当該開口部とを遮る外壁、そで壁、塀その他これらに類するものは、前項の防火設備とみなす。

（遮炎性能に関する技術的基準）

第 109 条の 2 法第 2 条第九号の二の政令で定める技術的基準は、防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであることとする。

（主要構造部を準耐火構造等とした建築物の層間変形角）

第 109 条の 2 の 2 法第 2 条第九号の三イに該当する建築物及び第 136 条の 2 第一号ロ又は第二号ロに掲げる基準に適合する建築物の地上部分の層間変形角は、 $\frac{1}{150}$ 以内でなければならない。ただし、主要構造部が防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じないことが計算又は実験によつて確かめられた場合においては、この限りでない。

法 2 条 9 号の 3
イ=準耐火建築物 ⇒2

層間変形角=令
82 条の 2

（主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物の技術的基準）

第 109 条の 3 法第 2 条第九号の三の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

法 2 条 9 号の 3
ロ=準耐火建築物 ⇒2

一 外壁が耐火構造であり、かつ、屋根の構造が法第 22 条第 1 項に規定する構造であるほか、法第 86 条の 4 の場合を除き、屋根の延焼のおそれのある部分の構造が、当該部分に屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

大臣が定め=平
12 建告 1367

二 主要構造部である柱及びはりが不燃材料で、その他の主要構造部が準不燃材料で造られ、外壁の延焼のおそれのある部分、屋根及び床が次に掲げる構造であること。

イ 外壁の延焼のおそれのある部分にあつては、防火構造としたもの

ロ 屋根にあつては、法第 22 条第 1 項に規定する構造としたもの

ハ 床にあつては、準不燃材料で造るほか、3 階以上の階における床又はその直下の天井の構造を、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 30 分間構造耐力上支障のある変形、熔融、き裂その他の損傷を生じず、かつ、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしたもの

大臣が定め=平
12 建告 1368

(法第 21 条第 1 項の政令で定める部分)

第 109 条の 4 法第 21 条第 1 項の政令で定める部分は、主要構造部のうち自重又は積載荷重 (第 86 条第 2 項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物の主要構造部にあつては、自重、積載荷重又は積雪荷重) を支える部分とする。

(大規模の建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準)

第 109 条の 5 法第 21 条第 1 項本文の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 次に掲げる基準

イ 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁 (耐力壁に限る。)	通常火災終了時間 (通常火災終了時間が 45 分間未満である場合にあつては、45 分間。以下この号において同じ。)
	外壁 (耐力壁に限る。)	通常火災終了時間
柱		通常火災終了時間
床		通常火災終了時間
はり		通常火災終了時間
屋根 (軒裏を除く。)		30 分間
階段		30 分間

ロ 壁、床及び屋根の軒裏 (外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。以下このロにおいて同じ。) にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後通常火災終了時間 (非耐力壁である外壁及び屋根の軒裏 (いずれも延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。)) にあつては、30 分間) 当該加熱面以外の面 (屋内に面するものに限る。) の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

ハ 外壁及び屋根にあつては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後通常火災終了時間 (非耐力壁である外壁 (延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。)) 及び屋根にあつては、30 分間) 屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

二 第 107 条各号又は第 108 条の 3 第 1 項第一号イ及びロに掲げる基準

(延焼防止上有効な空地の技術的基準)

第 109 条の 6 法第 21 条第 1 項ただし書の政令で定める技術的基準は、当該建築物の各部分から当該空地の反対側の境界線までの水平距離が、当該各部分の高さに相当する距離以上であることとする。

(大規模の建築物の壁等の性能に関する技術的基準)

第 109 条の 7 法第 21 条第 2 項第二号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間（建築物の構造、建築設備及び用途に応じて火災が継続することが予測される時間をいう。以下この条において同じ。）加えられた場合に、当該壁等が構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。
- 二 壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限り、防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。
- 三 壁等に屋内において発生する通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該壁等が屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。
- 四 壁等に通常の火災による当該壁等以外の建築物の部分の倒壊によつて生ずる応力が伝えられた場合に、当該壁等が倒壊しないものであること。
- 五 壁等が、通常の火災時において、当該壁等で区画された部分（当該壁等の部分を除く。）から屋外に出た火炎による当該壁等で区画された他の部分（当該壁等の部分を除く。）への延焼を有効に防止できるものであること。

大臣が定め=平
27 国交告 249

(法第 22 条第 1 項の市街地の区域内にある建築物の屋根の性能に関する技術的基準)

第 109 条の 8 法第 22 条第 1 項の政令で定める技術的基準は、次に掲げるもの（不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するものとして国土交通大臣が定める用途に供する建築物又は建築物の部分で、通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものの屋根にあつては、第一号に掲げるもの）とする。

大臣が定め=平
28 国交告 693

大臣が定め=平
28 国交告 693

- 一 屋根が、通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであること。
- 二 屋根が、通常の火災による火の粉により、屋内に達する防火上有害な溶融、亀裂その他の損傷を生じないものであること。

(準防火性能に関する技術的基準)

第 109 条の 9 法第 23 条の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 耐力壁である外壁にあつては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊

その他の損傷を生じないものであること。

- 二 外壁にあつては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

（法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準）

第 110 条 主要構造部の性能に関する法第 27 条第 1 項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 次に掲げる基準

- イ 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁 (耐力壁に限る。)	特定避難時間（特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じて当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間をいう。以下同じ。）（特定避難時間が 45 分間未満である場合にあつては、45 分間。以下この号において同じ。）
	外壁 (耐力壁に限る。)	特定避難時間
柱		特定避難時間
床		特定避難時間
はり		特定避難時間
屋根（軒裏を除く。)		30 分間
階段		30 分間

- ロ 壁、床及び屋根の軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。以下このロにおいて同じ）にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁及び屋根の軒裏（いずれも延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあつては、30 分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

- ハ 外壁及び屋根にあつては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁（延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）及び屋根にあつては、30 分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

二 第 107 条各号又は第 108 条の 3 第 1 項第一号イ及びロに掲げる基準

（延焼するおそれがある外壁の開口部）

第 110 条の 2 法第 27 条第 1 項の政令で定める外壁の開口部は、次に掲げるものとする。

一 延焼のおそれのある部分であるもの（法第 86 条の 4 各号のいずれかに該当する建築物の外壁の開口部を除く。）

二 他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるものとして国土交通大臣が定めるもの（前号に掲げるものを除く。）

大臣が定め=平
27 国交告 255
⇒128

（法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の防火設備の遮炎性能に関する技術的基準）

第 110 条の 3 防火設備の遮炎性能に関する法第 27 条第 1 項の政令で定める技術的基準は、防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものであることとする。

（警報設備を設けた場合に耐火建築物等とすることを要しないこととなる用途）

第 110 条の 4 法第 27 条第 1 項第一号の政令で定める用途は、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎及び児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。）とする。

（警報設備の技術的基準）

第 110 条の 5 法第 27 条第 1 項第一号の政令で定める技術的基準は、当該建築物のいずれの室（火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める室を除く。）で火災が発生した場合においても、有効かつ速やかに、当該火災の発生を感知し、当該建築物の各階に報知することができるよう、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる警報設備が、国土交通大臣が定めるところにより適当な位置に設けられていることとする。

大臣が定め=未制
定

大臣が定め=令 1
国交告 198
⇒126

（窓その他の開口部を有しない居室等）

第 111 条 法第 35 条の 3（法第 87 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により政令で定める窓その他の開口部を有しない居室は、次の各号のいずれかに該当する窓その他の開口部を有しない居室とする。

一 面積（第 20 条の規定により計算した採光に有効な部分の面積に限る。）の合計が、当該居室の床面積の $\frac{1}{20}$ 以上のもの

二 直接外気に接する避難上有効な構造のもので、かつ、その大きさが直径 1m 以上の円が内接することができるもの又はその幅及び高さが、それぞれ、75 cm 以上及び 1.2m 以上のもの

2 ふすま、障子その他随時開放することができるもので仕切られた 2 室は、前項の規定の適用については、1 室とみなす。

（防火区画）

第 112 条 主要構造部を耐火構造とした建築物、法第 2 条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物又は第 136 条の 2 第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物で、延べ面積（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の $\frac{1}{2}$ に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）が 1,500 m² を超えるものは、床面積の合計（スプリンクラー設備、水噴

スプリンクラー
設備=消防法
施行令 12 条
水噴霧消火設備=
消防法施行令
14 条
泡消火設備=消防
法施行令 15 条

霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の $\frac{1}{2}$ に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。) 1,500 m²以内ごとに 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は**特定防火設備** (第 109 条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 1 時間当該加熱面以外の面に火災を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。) で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分でその用途上やむを得ない場合においては、この限りでない。

大臣が定め=平
12 建告 1369
⇒136

- 一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客席、体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分
- 二 階段室の部分等 (階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分 (当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。) をいう。第 13 項において同じ。) で 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの

2 前項の「1 時間準耐火基準」とは、主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであることとする。

大臣が定め=令 1
国交告 195
⇒116

- 一 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に定める時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁 (耐力壁に限る。)	1 時間
	外壁 (耐力壁に限る。)	1 時間
柱		1 時間
床		1 時間
はり		1 時間

- 二 壁 (非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。)、床及び屋根の軒裏 (外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。) にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 1 時間当該加熱面以外の面 (屋内に面するものに限る。) の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

- 三 外壁 (非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。) にあつては、これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 1 時間屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

3 法第 21 条第 1 項の規定により第 109 条の 5 第一号に掲げる基準に適合する建築物 (通常火災終了時間が 1 時間以上であるものを除く。) とした建築物、法第 27 条第 1 項の規定により第 110 条第一号に掲げる基準に適合する特殊建築物 (特定避難時間が 1 時間以上であ

るものを除く。)とした建築物、法第 27 条第 3 項の規定により準耐火建築物 (第 109 条の 3 第二号に掲げる基準又は 1 時間準耐火基準 (前項に規定する 1 時間準耐火基準をいう。以下同じ。)) に適合するものを除く。)とした建築物、法第 61 条の規定により第 136 条の 2 第二号に定める基準に適合する建築物 (準防火地域内にあるものに限り、第 109 条の 3 第二号に掲げる基準又は 1 時間準耐火基準に適合するものを除く。)とした建築物又は法第 67 条第 1 項の規定により準耐火建築物等 (第 109 条の 3 第二号に掲げる基準又は 1 時間準耐火基準に適合するものを除く。)とした建築物で、延べ面積が 500 ㎡を超えるものについては、第 1 項の規定にかかわらず、床面積の合計 500 ㎡以内ごとに 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、かつ、防火上主要な間仕切壁 (自動スプリンクラー設備等設置部分 (床面積が 200 ㎡以下の階又は床面積 200 ㎡以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第 2 条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されている部分で、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けたものをいう。第 114 条第 1 項及び第 2 項において同じ。)) その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。)を準耐火構造とし、次の各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

法 67 条、1 項=特定防災街区整備地区

特定防火設備=前項

大臣が定め=平 26 国交告 860

一 天井の全部が強化天井 (天井のうち、その下方からの通常の火災時の加熱に対してその上方への延焼を有効に防止することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。次号及び第 114 条第 3 項において同じ。)である階

大臣が定め=平 28 国交告 694

二 準耐火構造の壁又は法第 2 条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されている部分で、当該部分の天井が強化天井であるもの

4 法第 21 条第 1 項の規定により第 109 条の 5 第一号に掲げる基準に適合する建築物 (通常火災終了時間が 1 時間以上であるものに限る。)とした建築物、法第 27 条第 1 項の規定により第 110 条第一号に掲げる基準に適合する特殊建築物 (特定避難時間が 1 時間以上であるものに限る。)とした建築物、法第 27 条第 3 項の規定により準耐火建築物 (第 109 条の 3 第二号に掲げる基準又は 1 時間準耐火基準に適合するものに限る。)とした建築物、法第 61 条の規定により第 136 条の 2 第二号に定める基準に適合する建築物 (準防火地域内にあり、かつ、第 109 条の 3 第二号に掲げる基準又は 1 時間準耐火基準に適合するものに限る。)とした建築物又は法第 67 条第 1 項の規定により準耐火建築物等 (第 109 条の 3 第二号に掲げる基準又は 1 時間準耐火基準に適合するものに限る。)とした建築物で、延べ面積が 1,000 ㎡を超えるものについては、第 1 項の規定にかかわらず、床面積の合計 1,000 ㎡以内ごとに 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。

5 前 2 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分で、天井 (天井のない場

合においては、屋根。以下この条において同じ。) 及び壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものについては、適用しない。

一 体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分

二 第 1 項第二号に掲げる建築物の部分

6 建築物の 11 階以上の部分で、各階の床面積の合計が 100 m²を超えるものは、第 1 項の規定にかかわらず、床面積の合計 100 m²以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は法第 2 条第九号の二に規定する防火設備で区画しなければならない。

7 前項の建築物の部分で、当該部分の壁（床面からの高さが 1.2m 以下の部分を除く。次項及び第 13 項第一号において同じ。）及び天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造つたものは、特定防火設備以外の法第 2 条第九号の二に規定する防火設備で区画する場合を除き、前項の規定にかかわらず、床面積の合計 200 m²以内ごとに区画すれば足りる。

8 第 6 項の建築物の部分で、当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたものは、特定防火設備以外の法第 2 条第九号の二に規定する防火設備で区画する場合を除き、同項の規定にかかわらず、床面積の合計 500 m²以内ごとに区画すれば足りる。

9 前 3 項の規定は、階段室の部分若しくは昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）、廊下その他避難の用に供する部分又は床面積の合計が 200 m²以内の共同住宅の住戸で、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第 6 項の規定により区画すべき建築物にあつては、法第 2 条第九号の二に規定する防火設備）で区画されたものについては、適用しない。

10 主要構造部を準耐火構造とした建築物又は第 136 条の 2 第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物であつて、地階又は 3 階以上の階に居室を有するものの**堅穴部分**（長屋又は共同住宅の住戸でその階数が 2 以上であるもの、吹抜きとなつている部分、階段の部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分をいう。以下この条において同じ。）については、当該堅穴部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。次項及び第 12 項において同じ。）と準耐火構造の床若しくは壁又は法第 2 条第九号の二に規定する防火設備で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する堅穴部分については、この限りでない。

一 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きとなつている部分、階段の部分その他これらに類する部分でその壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたもの

二 階数が 3 以下で延べ面積が 200 m²以内の一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸のうちその階数が 3 以下で、かつ、床面積の合計が 200 m²以内であるものにおける吹抜きとなつている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分その他これらに類する部分

1 1 3 階を病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。次項において同じ。）又は児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。同項において同じ。）の用途に供する建築物のうち階数が 3 で延べ面積が 200 m²未満のもの（前項に規定する建築物を除く。）の竪穴部分については、当該竪穴部分以外の部分と間仕切壁又は法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備で区画しなければならない。ただし、居室、倉庫その他これらに類する部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設けた建築物の竪穴部分については、当該防火設備に代えて、**10 分間防火設備**（第 109 条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 10 分間当該加熱面以外の面に火災を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。第 18 項において同じ。）で区画することができる。

大臣が定め=未制定

1 2 3 階を法別表第 1（い）欄（2）項に掲げる用途（病院、診療所又は児童福祉施設等を除く。）に供する建築物のうち階数が 3 で延べ面積が 200 m²未満のもの（第 10 項に規定する建築物を除く。）の竪穴部分については、当該竪穴部分以外の部分と間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で区画しなければならない。

1 3 竪穴部分及びこれに接する他の竪穴部分（いずれも第 1 項第一号に該当する建築物の部分又は階段室の部分等であるものに限る。）が次に掲げる基準に適合する場合においては、これらの竪穴部分を 1 の竪穴部分とみなして、前 3 項の規定を適用する。

一 当該竪穴部分及び他の竪穴部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料でされ、かつ、その下地が準不燃材料で造られたものであること。

二 当該竪穴部分と当該他の竪穴部分とが用途上区画することができないものであること。

1 4 第 11 項及び第 12 項の規定は、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物として、壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類並びに消火設備及び排煙設備の設置の状況及び構造を考慮して国土交通大臣が定めるものの竪穴部分については、適用しない

大臣が定め=未制定

1 5 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項までの規定による 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁（第 3 項に規定する防火上主要な間仕切壁を除く。）若しくは特定防火設備、第 6 項の規定による耐火構造の床若しくは壁若しくは法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備又は第 10 項の規定による準耐火構造の床若しくは壁若しくは同号口に規定する防火設備に接する外壁については、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅 90 cm 以上の部分を準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から 50 cm 以上突出した

特定防火設備=本条 1 項

準耐火構造のひさし、床、袖壁その他これらに類するもので、防火上有効に遮られている場合においては、この限りでない。

16 前項の規定によつて準耐火構造としなければならない部分に開口部がある場合においては、その開口部に法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備を設けなければならない。

17 建築物の一部が法第 27 条第 1 項各号、第 2 項各号又は第 3 項各号のいずれかに該当する場合においては、その部分とその他の部分とを 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。 法 27 条 ⇒9

18 第 1 項、第 3 項、第 4 項、第 9 項又は前項の規定による区画に用いる特定防火設備、第 6 項、第 9 項、第 10 項又は第 11 項本文の規定による区画に用いる法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備、同項ただし書の規定による区画に用いる 10 分間防火設備及び第 12 項の規定による区画に用いる戸は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。

一 第 1 項本文、第 3 項若しくは第 4 項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第 6 項の規定による区画に用いる法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの 大臣が定め=昭
48 建告 2563

イ 常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるものであること。

ロ 閉鎖又は作動をするに際して、当該特定防火設備又は防火設備の周囲の人の安全を確保することができるものであること。

ハ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の通行の用に供する部分に設けるものにあつては、閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。

ニ 常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであること。

二 第 1 項第二号、第 9 項若しくは前項の規定による区画に用いる特定防火設備、第 9 項、第 10 項若しくは第 11 項本文の規定による区画に用いる法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備、同項ただし書の規定による区画に用いる 10 分間防火設備又は第 12 項の規定による区画に用いる戸 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの 大臣が定め=昭
48 建告 2564

イ 前号イからハマまでに掲げる要件を満たしているものであること。

ロ 避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有し、かつ、常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動をするものであること。

19 給水管、配電管その他の管が第1項、第3項から第5項まで若しくは第17項の規定による1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁、第6項若しくは第9項の規定による耐火構造の床若しくは壁、第10項本文若しくは第15項本文の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は同項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、袖壁その他これらに類するもの（以下この条において「準耐火構造の防火区画」という。）を貫通する場合においては、当該管と準耐火構造の防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。

給水管、配電管その他の管=令
129条の2の4、
1項7号 ⇒80

20 換気、暖房又は冷房の設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合（国土交通大臣が防火上支障がないと認めて指定する場合を除く。）においては、当該風道の準耐火構造の防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、特定防火設備（法第2条第九号の二に規定する防火設備によつて区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあつては、同号に規定する防火設備）であつて、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを国土交通大臣が定める方法により設けなければならない。

大臣が指定=昭
49 建告 1579

大臣が定め=昭
48 建告 2565

大臣が定め=平
12 建告 1376

一 火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものであること。

二 閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。

（木造等の建築物の防火壁及び防火床）

第113条 防火壁及び防火床は、次に定める構造としなければならない。

防火壁等=法 26
条⇒9

一 耐火構造とすること。

二 通常の火災による当該防火壁又は防火床以外の建築物の部分の倒壊によつて生ずる応力が伝えられた場合に倒壊しないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。

大臣が定め=令 1
国交告 197
⇒124

三 通常の火災時において、当該防火壁又は防火床で区画された部分（当該防火壁又は防火床の部分を除く。）から屋外に出た火災による当該防火壁又は防火床で区画された他の部分（当該防火壁又は防火床の部分を除く。）への延焼を有効に防止できるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。

大臣が定め=平
12 建告 1367
大臣が定め=令 1
国交告 197
⇒124

四 防火壁に設ける開口部の幅及び高さ又は防火床に設ける開口部の幅及び長さは、それぞれ2.5m以下とし、かつ、これに特定防火設備で前条第18項第一号に規定する構造であるものを設けること。

2 前条第19項の規定は給水管、配電管その他の管が防火壁又は防火床を貫通する場合に、同条第20項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道が防火壁又は防火床を貫通する場合について準用する。

3 第109条の7に規定する技術的基準に適合する壁等で、法第21条第2項第二号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものは、第1項の規定に適合

する防火壁又は防火床とみなす。

(建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁)

第 114 条 長屋又は共同住宅の各戸の界壁（自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の界壁を除く。）は、準耐火構造とし、第 112 条第 3 項各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

各戸の界壁=法 30 条 ⇒10・令 22 条の 3 ⇒39

2 学校、病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）、児童福祉施設等、ホテル、旅館、下宿、寄宿舎又はマーケットの用途に供する建築物の当該用途に供する部分については、その防火上主要な間仕切壁（自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。）を準耐火構造とし、第 112 条第 3 項各号のいずれかに該当する部分を除き小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

児童福祉施設等=令 19 条 1 項

大臣が定め=平 26 国交告 860

3 建築面積が 300 ㎡を超える建築物の小屋組が木造である場合においては、小屋裏の直下の天井の全部を強化天井とするか、又は桁行間隔 12m 以内ごとに小屋裏（準耐火構造の隔壁で区画されている小屋裏の部分で、当該部分の直下の天井が強化天井であるものを除く。）に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

一 法第 2 条第九号の二イに掲げる基準に適合する建築物

二 第 115 条の 2 第 1 項第七号の基準に適合するもの

三 その周辺地域が農業上の利用に供され、又はこれと同様の状況にあつて、その構造及び用途並びに周囲の状況に関し避難上及び延焼防止上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場の上家

大臣が定め=平 6 建告 1882

4 延べ面積がそれぞれ 200 ㎡を超える建築物で耐火建築物以外のもの相互を連絡する渡り廊下で、その小屋組が木造であり、かつ、けた行が 4m を超えるものは、小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。

5 第 112 条第 19 項の規定は給水管、配電管その他の管が第 1 項の界壁、第 2 項の間仕切壁又は前 2 項の隔壁を貫通する場合に、同条第 20 項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道がこれらの界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する場合について準用する。この場合において、同項中「特定防火設備」とあるのは、「第 109 条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 45 分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの」と読み替えるものとする。

給水管、配電管その他の管=令 129 条の 2 の 4、1 項 7 号 ⇒80

大臣が定め=平 12 建告 1377

(防火壁又は防火床の設置を要しない建築物に関する技術的基準等)

第 115 条の 2 法第 26 条第二号ロの政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

法 26 条 ⇒9

- 一 第 46 条第 2 項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。
 - 二 地階を除く階数が 2 以下であること。
 - 三 2 階の床面積（吹抜きとなつている部分に面する 2 階の通路その他の部分の床で壁の室内に面する部分から内側に 2 m 以内の間に設けられたもの（次号において「通路等の床」という。）の床面積を除く。）が 1 階の床面積の $\frac{1}{8}$ 以下であること。
 - 四 外壁及び軒裏が防火構造であり、かつ、1 階の床（直下に地階がある部分に限る。）及び 2 階の床（通路等の床を除く。）の構造が、これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 30 分間構造耐力上支障のある変形、溶融、亀裂その他の損傷を生じず、かつ、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。ただし、特定行政庁がその周囲の状況により延焼防止上支障がないと認める建築物の外壁及び軒裏については、この限りでない。
 - 五 地階の主要構造部が耐火構造であり、又は不燃材料で造られていること。
 - 六 調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたものの部分が、その他の部分と耐火構造の床若しくは壁（これらの床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造が国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）又は特定防火設備で第 112 条第 18 項第一号に規定する構造であるもので区画されていること。
 - 七 建築物の各室及び各通路について、壁（床面からの高さが 1.2m 以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げが難燃材料でされ、又はスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの及び第 126 条の 3 の規定に適合する排煙設備が設けられていること。
 - 八 主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造が、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
 - 九 国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて、通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。
- 2 法第 26 条第三号の政令で定める用途は、畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場の上家とする。

（耐火建築物等としなければならない特殊建築物）

第 115 条の 3 法別表第 1(イ)欄の(2)項から(4)項まで及び(6)項（法第 87 条第 3 項において法第 27 条の規定を準用する場合を含む。）に掲げる用途に類するもので政令で定めるものは、

可燃物燃焼温度=令 107 条 2 号 ⇒43・平 12 建告 1432

大臣が定め=平 12 建告 1368

大臣が定め=昭 62 建告 1900

スプリンクラー設備=消防法施行令 12 条
水噴霧消火設備=消防法施行令 14 条
泡消火設備=消防法施行令 15 条

大臣が定め=昭 62 建告 1901

大臣が定め=昭 62 建告 1902

法別表 1 ⇒33

それぞれ次の各号に掲げるものとする。

- 一 (2)項の用途に類するもの 児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）
- 二 (3)項の用途に類するもの 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場
- 三 (4)項の用途に類するもの 公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が 10 m²以内のものを除く。）
- 四 (6)項の用途に類するもの 映画スタジオ又はテレビスタジオ
（自動車車庫等の用途に供してはならない準耐火建築物）

児童福祉施設等=
令 19 条 1 項

第 115 条の 4 法第 27 条第 3 項（法第 87 条第 3 項において準用する場合を含む。次条第 1 項において同じ。）の規定により政令で定める準耐火建築物は、第 109 条の 3 第一号に掲げる技術的基準に適合するもの（同条第二号に掲げる技術的基準に適合するものを除く。）とする。

法 27 条 3 項 ⇒10

第 5 章 避難施設等

第 1 節 総則

（窓その他の開口部を有しない居室等）

第 116 条の 2 法第 35 条（法第 87 条第 3 項において準用する場合を含む。第 127 条において同じ。）の規定により政令で定める窓その他の開口部を有しない居室は、次の各号に該当する窓その他の開口部を有しない居室とする。

法 35 条 ⇒10

- 一 面積（第 20 条の規定より計算した採光に有効な部分の面積に限る。）の合計が、当該居室の床面積の $\frac{1}{20}$ 以上のもの
 - 二 開放できる部分（天井又は天井から下方 80 cm 以内の距離にある部分に限る。）の面積の合計が、当該居室の床面積の $\frac{1}{50}$ 以上のもの
- 2 ふすま、障子その他随時開放することができるもので仕切られた 2 室は、前項の規定の適用については、1 室とみなす。

第 2 節 廊下、避難階段及び出入口

（適用の範囲）

第 117 条 この節の規定は、^①法別表第 1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する特殊建築物、^②階数が 3 以上である建築物、^③前条第 1 項第一号に該当する窓その他の開口部を有しない居室を有する階又は^④延べ面積が 1,000 m²をこえる建築物に限り適用する。

法別表 1 ⇒33

- 2 次に掲げる建築物の部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。
 - 一 建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された部分

二 建築物の 2 以上の部分の構造が通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものである場合における当該部分

大臣が定め=平
28 国交告 695

(客席からの出口の戸)

第 118 条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場における客席からの出口の戸は、内開きとしてはならない。

出口の戸=令 125
条 ⇒66

(廊下の幅)

第 119 条 廊下の幅は、それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。

廊下の用途	廊下の配置 両側に居室がある廊下における場合 (単位 m)	その他の廊下における場合 (単位 m)
小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のもの	2.3	1.8
病院における患者用のもの、共同住宅の住戸若しくは住室の床面積の合計が 100 m ² を超える階における共用のもの又は 3 室以下の専用のものを除き居室の床面積の合計が 200 m ² (地階にあつては、100 m ²) を超える階におけるもの	1.6	1.2

(直通階段の設置)

第 120 条 建築物の避難階以外の階(地下街におけるものを除く。次条第 1 項において同じ。)においては、避難階又は地上に通ずる直通階段(傾斜路を含む。以下同じ。)を居室の各部分からその一に至る歩行距離が次の表の数値以下となるように設けなければならない。

避難階=令 13 条 1
号

地下街=令 128 条
の 3 ⇒72

居室の種類	構造 主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られている場合 (単位 m)	左欄に掲げる場合 以外の場合 (単位 m)
(1) 第 116 条の 2 第 1 項第一号に該当する窓その他の開口部を有しない居室又は法別表第 1 (い) 欄(4)項に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する居室	30	30
(2) 法別表第 1 (い) 欄(2)項に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する居室	50	30
(3) (1)又は(2)に掲げる居室以外の居室	50	40

- 2 主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られている建築物の居室で、当該居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁（床面からの高さが 1.2 m 以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料でしたものについては、前項の表の数値に 10 を加えた数値を同項の表の数値とする。ただし、15 階以上の階の居室については、この限りでない。
- 3 15 階以上の階の居室については、前項本文の規定に該当するものを除き、第 1 項の表の数値から 10 を減じた数値を同項の表の数値とする。
- 4 第 1 項の規定は、主要構造部を準耐火構造とした共同住宅の住戸でその階数が 2 又は 3 であり、かつ、出入口が一の階のみにあるものの当該出入口のある階以外の階については、その居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離が 40m 以下である場合においては、適用しない。

(2 以上の直通階段を設ける場合)

第 121 条 建築物の避難階以外の階が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる 2 以上の直通階段を設けなければならない。

避難階=令 13 条 1 号

- 一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する階でその階に客席、集会室その他これらに類するものを有するもの
- 二 物品販売業を営む店舗（床面積の合計が 1,500 m²を超えるものに限る。第 122 条第 2 項、第 124 条第 1 項及び第 125 条第 3 項において同じ。）の用途に供する階でその階に売場を有するもの
- 三 次に掲げる用途に供する階でその階に客席、客室その他これらに類するものを有するもの（5 階以下の階で、その階の居室の床面積の合計が 100 m²を超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で第 123 条第 2 項又は第 3 項の規定に適合するものが設けられているもの並びに避難階の直上階又は直下階である 5 階以下の階でその階の居室の床面積の合計が 100 m²を超えないものを除く。）
- イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
- ロ 個室付浴場業その他客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む施設
- ハ ノードスタジオその他これに類する興行場（劇場、映画館又は演芸場に該当するものを除く。）
- ニ 専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設
- ホ 店舗型電話異性紹介営業その他これに類する営業を営む店舗
- 四 病院若しくは診療所の用途に供する階でその階における病室の床面積の合計又は児童

福祉施設等の用途に供する階でその階における児童福祉施設等の主たる用途に供する居室の床面積の合計が、それぞれ 50 m²を超えるもの

児童福祉施設等=
令 19 条 1 項

五 ホテル、旅館若しくは下宿の用途に供する階でその階における宿泊室の床面積の合計、共同住宅の用途に供する階でその階における居室の床面積の合計又は寄宿舎の用途に供する階でその階における寢室の床面積の合計が、それぞれ 100 m²を超えるもの

六 前各号に掲げる階以外の階で次のイ又はロに該当するもの

イ 6 階以上の階でその階に居室を有するもの（第一号から第四号までに掲げる用途に供する階以外の階で、その階の居室の床面積の合計が 100 m²を超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で第 123 条第 2 項又は第 3 項の規定に適合するものが設けられているものを除く。）

ロ 5 階以下の階でその階における居室の床面積の合計が避難階の直上階にあつては 200 m²を、その他の階にあつては 100 m²を超えるもの

2 主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物について前項の規定を適用する場合には、同項中「50 m²」とあるのは「100 m²」と、「100 m²」とあるのは「200 m²」と、「200 m²」とあるのは「400 m²」とする。

3 第 1 項の規定により避難階又は地上に通ずる 2 以上の直通階段を設ける場合において、居室の各部分から各直通階段に至る通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、前条に規定する歩行距離の数値の $\frac{1}{2}$ をこえてはならない。ただし、居室の各部分から、当該重複区間を経由しないで、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は、この限りでない。

（屋外階段の構造）

第 121 条の 2 前 2 条の規定による直通階段で屋外に設けるものは、木造（準耐火構造のうち有効な防腐措置を講じたものを除く。）としてはならない。

（避難階段の設置）

第 122 条 建築物の 5 階以上の階（その主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物で 5 階以上の階の床面積の合計が 100 m²以下である場合を除く。）又は地下 2 階以下の階（その主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物で地下 2 階以下の階の床面積の合計が 100 m²以下である場合を除く。）に通ずる直通階段は次条の規定による避難階段又は特別避難階段とし、建築物の 15 階以上の階又は地下 3 階以下の階に通ずる直通階段は同条第 3 項の規定による特別避難階段としなければならない。ただし、主要構造部が耐火構造である建築物（階段室の部分、昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）及び廊下その他の避難の用に供する部分で耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたものを除く。）で床面積

特定防火設備=令
112 条 1 項
⇒51
平 12 建告 1369
⇒136

の合計 100 m²（共同住宅の住戸にあつては、200 m²）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（直接外気に開放されている階段室に面する換気のための窓で開口面積が 0.2 m²以下のものに設けられる法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備を含む。）で区画されている場合においては、この限りでない。

2 3 階以上の階を物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、各階の売場及び屋上広場に通ずる 2 以上の直通階段を設け、これを次条の規定による避難階段又は特別避難階段としなければならない。

物品販売業を営む店舗=令 121 条 1 項 2 号 ⇒62

3 前項の直通階段で、5 階以上の売場に通ずるものはその 1 以上を、15 階以上の売場に通ずるものはそのすべてを次条第 3 項の規定による特別避難階段としなければならない。

屋上広場=令 126 条 2 項 ⇒67

（避難階段及び特別避難階段の構造）

第 123 条 屋内に設ける避難階段は、次に定める構造としなければならない。

一 階段室は、第四号の開口部、第五号の窓又は第六号の出入口の部分を除き、耐火構造の壁で囲むこと。

二 階段室の天井（天井のない場合にあつては、屋根。第 3 項第四号において同じ。）及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。

三 階段室には、窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けること。

四 階段室の屋外に面する壁に設ける開口部（開口面積が各々 1 m²以内で、法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）は、階段室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室以外の当該建築物の壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く。）から 90 cm 以上の距離に設けること。ただし、第 112 条第 15 項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

五 階段室の屋内に面する壁に窓を設ける場合においては、その面積は、各々 1 m²以内とし、かつ、法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備ではめごろし戸であるものを設けること。

六 階段に通ずる出入口には、法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備で第 112 条第 18 項第二号に規定する構造であるものを設けること。この場合において、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する戸又は戸の部分は、避難の方向に開くことができるものとする。

七 階段は、耐火構造とし、避難階まで直通すること。

避難階=令 13 条 1 号

2 屋外に設ける避難階段は、次に定める構造としなければならない。

一 階段は、その階段に通ずる出入口以外の開口部（開口面積が各々 1 m²以内で、法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除

大臣が定め=平
28 国交告 696避難階=令 13 条 1
号

- く。) から 2m 以上の距離に設けること。
- 二 屋内から階段に通ずる出入口には、前項第六号の防火設備を設けること。
- 三 階段は、耐火構造とし、地上まで直通すること。
- 3 特別避難階段は、次に定める構造としなければならない。
- 一 屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡すること。
- 二 屋内と階段室とが付室を通じて連絡する場合においては、階段室又は付室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- 三 階段室、バルコニー及び付室は、第六号の開口部、第八号の窓又は第十号の出入口の部分(第 129 条の 13 の 3 第 3 項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供するバルコニー又は付室にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。)を除き、耐火構造の壁で囲むこと。
- 四 階段室及び付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。
- 五 階段室には、付室に面する窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けること。
- 六 階段室、バルコニー又は付室の屋外に面する壁に設ける開口部(開口面積が各々 1 m² 以内で、法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。)は、階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分の壁及び屋根(耐火構造の壁及び屋根を除く。)から 90 cm 以上の距離にある部分で、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けること。ただし、第 112 条第 15 項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
- 七 階段室には、バルコニー及び付室に面する部分以外に屋内に面して開口部を設けないこと。
- 八 階段室のバルコニー又は付室に面する部分に窓を設ける場合においては、はめごろし戸を設けること。
- 九 バルコニー及び付室には、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこと。
- 十 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には第 1 項第六号の特定防火設備を、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には同号の防火設備を設けること。
- 十一 階段は、耐火構造とし、避難階まで直通すること。
- 十二 建築物の 15 階以上の階又は地下 3 階以下の階に通ずる特別避難階段の 15 階以上の

各階又は地下 3 階以下の各階における階段室及びこれと屋内とを連絡するバルコニー又は付室の床面積（バルコニーで床面積がないものにあつては、床部分の面積）の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に、法別表第 1(イ)欄(1)項又は(4)項に掲げる用途に供する居室にあつては $\frac{8}{100}$ 、その他の居室にあつては $\frac{3}{100}$ を乗じたものの合計以上とすること。

法別表 1 ⇒33

(共同住宅の住戸の床面積の算定等)

第 123 条の 2 主要構造部を準耐火構造とした共同住宅の住戸でその階数が 2 又は 3 であり、かつ、出入口が一の階のみにあるものの当該出入口のある階以外の階は、その居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離が 40m 以下である場合においては、第 119 条、第 121 条第 1 項第五号（同条第 2 項の規定により読み替える場合を含む。）、第 122 条第 1 項及び前条第 3 項第十二号の規定の適用については、当該出入口のある階にあるものとみなす。

避難階=令 13 条 1 号

(物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅)

第 124 条 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物における避難階段、特別避難階段及びこれらに通ずる出入口の幅は、次の各号に定めるところによらなければならない。

物品販売業を営む店舗=令 121 条 1 項 2 号 ⇒62

一 各階における避難階段及び特別避難階段の幅の合計は、その直上階以上の階（地階にあつては、当該階以下の階）のうち床面積が最大の階における床面積 100 m²につき 60 cm の割合で計算した数値以上とすること。

二 各階における避難階段及び特別避難階段に通ずる出入口の幅の合計は、各階ごとにその階の床面積 100 m²につき、地上階にあつては 27 cm、地階にあつては 36 cm の割合で計算した数値以上とすること。

2 前項に規定する所要幅の計算に関しては、もつぱら 1 若しくは 2 の地上階から避難階若しくは地上に通ずる避難階段及び特別避難階段又はこれらに通ずる出入口については、その幅が 1.5 倍あるものとみなすことができる。

避難階=令 13 条 1 号

3 前 2 項の規定の適用に関しては、屋上広場は、階とみなす。

屋上広場=令 126 条 2 項 ⇒67

(屋外への出口)

第 125 条 避難階においては、階段から屋外への出口の一に至る歩行距離は第 120 条に規定する数値以下と、居室（避難上有効な開口部を有するものを除く。）の各部分から屋外への出口の一に至る歩行距離は同条に規定する数値の 2 倍以下としなければならない。

2 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客用に供する屋外への出口の戸は、内開きとしてはならない。

出口の戸=令 118 条 ⇒61

3 物品販売業を営む店舗の避難階に設ける屋外への出口の幅の合計は、床面積が最大の階における床面積 100 m²につき 60 cm の割合で計算した数値以上としなければならない。

物品販売業を営む店舗=令 121 条 1 項 2 号 ⇒62

4 前条第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(屋外への出口等の施錠装置の構造等)

第 125 条の 2 次の各号に掲げる出口に設ける戸の施錠装置は、当該建築物が法令の規定により人を拘禁する目的に供せられるものである場合を除き、屋内からかぎを用いることなく解錠できるものとし、かつ、当該戸の近くの見やすい場所にその解錠方法を表示しなければならない。

- 一 屋外に設ける避難階段に屋内から通ずる出口
- 二 避難階段から屋外に通ずる出口
- 三 前 2 号に掲げる出口以外の出口のうち、維持管理上常時鎖錠状態にある出口で、火災その他の非常の場合に避難の用に供すべきもの

2 前項に規定するもののほか、同項の施錠装置の構造及び解錠方法の表示の基準は、国土交通大臣が定める。

大臣が定め=未制定

(屋上広場等)

第 126 条 屋上広場又は 2 階以上の階にあるバルコニーその他これに類するものの周囲には、安全上必要な高さが 1.1m 以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない。

2 建築物の 5 階以上の階を百貨店の売場の用途に供する場合においては、避難の用に供することができる屋上広場を設けなければならない。

第 3 節 排煙設備

(設置)

第 126 条の 2 ①法別表第 1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する特殊建築物で延べ面積が 500 m²を超えるもの、②階数が 3 以上で延べ面積が 500 m²を超える建築物（建築物の高さが 31m 以下の部分にある居室で、床面積 100 m²以内ごとに、間仕切壁、天井面から 50 cm 以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上に煙の流動を妨げる効力のあるもので不燃材料で造り、又は覆われたもの（以下「防煙壁」という。）によつて区画されたものを除く。）、③第 116 条の 2 第 1 項第二号に該当する窓その他の開口部を有しない居室又は④延べ面積が 1,000 m²を超える建築物の居室で、その床面積が 200 m²を超えるもの（建築物の高さが 31m 以下の部分にある居室で、床面積 100 m²以内ごとに防煙壁で区画されたものを除く。）には、排煙設備を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。

法別表 1 ⇒33

- 一 法別表第 1(イ)欄(2)項に掲げる用途に供する特殊建築物のうち、準耐火構造の床若しくは壁又は法第 2 条第九号の二に規定する防火設備で区画された部分で、その床面積が 100 m²（共同住宅の住戸にあつては、200 m²）以内のもの
- 二 学校（幼保連携型認定こども園を除く。）、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場（以下「学校等」という。）

法別表 1 ⇒33

三 階段の部分、昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）その他これらに類する建築物の部分

四 機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途に供する建築物で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造のもの

五 火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、天井の高さ、壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類等を考慮して国土交通大臣が定めるもの

大臣が定め=平
12 建告 1436
⇒152

2 建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは壁又は法第 2 条第九号の二に規定する防火設備でその構造が第 112 条第 18 項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので区画されている場合においては、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

大臣が定め=昭
48 建告 2564

（構造）

第 126 条の 3 前条第 1 項の排煙設備は、次に定める構造としなければならない。

一 建築物をその床面積 500 m²以内ごとに、防煙壁で区画すること。

二 排煙設備の排煙口、風道その他煙に接する部分は、不燃材料で造ること。

三 排煙口は、第一号の規定により区画された部分（以下「防煙区画部分」という。）のそれぞれについて、当該防煙区画部分の各部分から排煙口の一に至る水平距離が 30 m 以下となるように、天井又は壁の上部（天井から 80 cm（たけの最も短い防煙壁のたけが 80 cm に満たないときは、その値）以内の距離にある部分をいう。）に設け、直接外気に接する場合を除き、排煙風道に直結すること。

防煙壁=令 126 条
の 2、1 項 ⇒67

四 排煙口には、手動開放装置を設けること。

五 前号の手動開放装置のうち手で操作する部分は、壁に設ける場合においては床面から 80 cm 以上 1.5m 以下の高さの位置に、天井から吊り下げて設ける場合においては床面からおおむね 1.8m の高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を表示すること。

六 排煙口には、第四号の手動開放装置若しくは煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを設けること。

七 排煙風道は、第 115 条第 1 項第三号に定める構造とし、かつ、防煙壁を貫通する場合においては、当該風道と防煙壁とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。

八 排煙口が防煙区画部分の床面積の $\frac{1}{50}$ 以上の開口面積を有し、かつ、直接外気に接する場合を除き、排煙機を設けること。

九 前号の排煙機は、一の排煙口の開放に伴い自動的に作動し、かつ、1 分間に、120 m³以上で、かつ、防煙区画部分の床面積 1 m²につき 1 m³（2 以上の防煙区画部分に係る排煙機にあつては、当該防煙区画部分のうち床面積の最大のものの床面積 1 m²につき 2 m³）以上の空気を排出する能力を有するものとする。

十 電源を必要とする排煙設備には、予備電源を設けること。

十一 法第 34 条第 2 項に規定する建築物又は各構えの床面積の合計が 1,000 m²を超える地下街における排煙設備の制御及び作動状態の監視は、中央管理室において行うことができるものとする。

地下街=令 128 条の 3 ⇒72
中央管理室=令 20 条の 2、2 号

十二 前各号に定めるもののほか、火災時に生ずる煙を有効に排出することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。

大臣が定め=昭 45 建告 1829

2 前項の規定は、送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備で、通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものについては、適用しない。

大臣が定め=平 12 建告 1437

第 4 節 非常用の照明装置

(設置)

第 126 条の 4 ①法別表第 1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する特殊建築物の居室、②階数が 3 以上で延べ面積が 500 m²を超える建築物の居室、③第 116 条の 2 第 1 項第一号に該当する窓その他の開口部を有しない居室又は④延べ面積が 1,000 m²を超える建築物の居室及び⑤これらの居室から地上に通ずる廊下、階段その他の通路（採光上有効に直接外気に開放された通路を除く。）並びに⑥これらに類する建築物の部分で照明装置の設置を通常要する部分には、非常用の照明装置を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。

法別表 1 ⇒33

一 一戸建の住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸

二 病院の病室、下宿の宿泊室又は寄宿舍の寝室その他これらに類する居室

三 学校等

学校等=令 126 条の 2、1 項 2 号 ⇒67

四 避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものとして国土交通大臣が定めるもの

大臣が定め=平 12 建告 1411

(構造)

第 126 条の 5 前条の非常用の照明装置は、次の各号のいずれかに定める構造としなければならない。

一 次に定める構造とすること。

イ 照明は、直接照明とし、床面において 1 lx 以上の照度を確保することができるものとする。

ロ 照明器具の構造は、火災時において温度が上昇した場合であつても著しく光度が低

下しないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。

大臣が定め=昭
45 建告 1830

ハ 予備電源を設けること。

ニ イからハマまでに定めるもののほか、非常の場合の照明を確保するために必要があるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。

大臣が定め=昭
45 建告 1830

二 火災時において、停電した場合に自動的に点灯し、かつ、避難するまでの間に、当該建築物の室内の温度が上昇した場合にあつても床面において 1 lx 以上の照度を確保することができるものとして、国土交通大臣の認定を受けたものとする。

第 5 節 非常用の進入口

(設置)

第 126 条の 6 建築物の高さ 31m 以下の部分にある 3 階以上の階（不燃性の物品の保管その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供する階又は国土交通大臣が定める特別の理由により屋外からの進入を防止する必要がある階で、その直上階又は直下階から進入することができるものを除く。）には、非常用の進入口を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

大臣が定め=平
12 建告 1438

一 第 129 条の 13 の 3 の規定に適合するエレベーターを設置している場合

令 129 条の 13 の
3=非常用の昇
降機

二 道又は道に通ずる幅員 4 m 以上の通路その他の空地に面する各階の外壁面に窓その他の開口部（直径 1 m 以上の円が内接することができるもの又はその幅及び高さが、それぞれ、75 cm 以上及び 1.2m 以上のもので、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないものに限る。）を当該壁面の長さ 10 m 以内ごとに設けている場合

道=令 20 条 2 項一
号

三 吹抜きとなつている部分その他の一定の規模以上の空間で国土交通大臣が定めるものを確保し、当該空間から容易に各階に進入することができるよう、通路その他の部分であつて、当該空間との間に壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを設けている場合

大臣が定め=平
28 国交告 786

大臣が定め=平
28 国交告 786

(構造)

第 126 条の 7 前条の非常用の進入口は、次の各号に定める構造としなければならない。

一 進入口は、道又は道に通ずる幅員 4 m 以上の通路その他の空地に面する各階の外壁面に設けること。

二 進入口の間隔は、40m 以下であること。

三 進入口の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75 cm 以上、1.2m 以上及び 80 cm 以下であること。

四 進入口は、外部から開放し、又は破壊して室内に進入できる構造とすること。

五 進入口には、奥行き 1 m 以上、長さ 4 m 以上のバルコニーを設けること。

六 進入口又はその近くに、外部から見やすい方法で赤色灯の標識を掲示し、及び非常用

の進入口である旨を赤色で表示すること。

- 七 前各号に定めるもののほか、国土交通大臣が非常用の進入口としての機能を確保するために必要があると認めて定める基準に適合する構造とすること。

大臣が定め=昭
45 建告 1831

第 6 節 敷地内の避難上及び消火上必要な通路等

(適用の範囲)

- 第 127 条 この節の規定は、法第 35 条に掲げる建築物に適用する。

法 35 条 ⇒10

(敷地内の通路)

- 第 128 条 敷地内には、第 123 条第 2 項の屋外に設ける避難階段及び第 125 条第 1 項の出口から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が 1.5m 以上の通路を設けなければならない。

道=令 20 条 2 項一
号

(大規模な木造等の建築物の敷地内における通路)

- 第 128 条の 2 主要構造部の全部が木造の建築物（法第 2 条第九号の二イに掲げる基準に適合する建築物を除く。）でその延べ面積が 1,000 m²を超える場合又は主要構造部の一部が木造の建築物でその延べ面積（主要構造部が耐火構造の部分を含む場合で、その部分とその他の部分とが耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画されているときは、その部分の床面積を除く。以下この条において同じ。）が 1,000 m²を超える場合においては、その周囲（道に接する部分を除く。）に幅員が 3m 以上の通路を設けなければならない。ただし、延べ面積が 3,000 m²以下の場合における隣地境界線に接する部分の通路は、その幅員を 1.5m 以上とすることができる。

- 2 同一敷地内に 2 以上の建築物（耐火建築物、準耐火建築物及び延べ面積が 1,000 m²を超えるものを除く。）がある場合で、その延べ面積の合計が 1,000 m²を超えるときは、延べ面積の合計 1,000 m²以内ごとの建築物に区画し、その周囲（道又は隣地境界線に接する部分を除く。）に幅員が 3m 以上の通路を設けなければならない。
- 3 耐火建築物又は準耐火建築物が延べ面積の合計 1,000 m²以内ごとに区画された建築物を相互に防火上有効に遮っている場合においては、これらの建築物については、前項の規定は、適用しない。ただし、これらの建築物の延べ面積の合計が 3,000 m²を超える場合においては、その延べ面積の合計 3,000 m²以内ごとに、その周囲（道又は隣地境界線に接する部分を除く。）に幅員が 3m 以上の通路を設けなければならない。
- 4 前各項の規定にかかわらず、通路は、次の各号の規定に該当する渡り廊下を横切ることができる。ただし、通路が横切る部分における渡り廊下の開口の幅は 2.5m 以上、高さは 3m 以上としなければならない。
 - 一 幅が 3m 以下であること。
 - 二 通行又は運搬以外の用途に供しないこと。
- 5 前各項の規定による通路は、敷地の接する道まで達しなければならない。

(地下街)

第 128 条の 3 地下街の各構えは、次の各号に該当する地下道に 2m 以上接しなければならない。ただし、公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものにあつては、その接する長さを 2m 未満とすることができる。

大臣が定め=昭
44 建告 1729

- 一 壁、柱、床、はり及び床版は、国土交通大臣が定める耐火に関する性能を有すること。
- 二 幅員 5m 以上、天井までの高さ 3m 以上で、かつ、段及び $\frac{1}{8}$ をこえる勾配の傾斜路を有しないこと。
- 三 天井及び壁の内面の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造っていること。
- 四 長さが 60m をこえる地下道にあつては、避難上安全な地上に通ずる直通階段で第 23 条第 1 項の表の(2)に適合するものを各構えの接する部分からその一に至る歩行距離が 30 m 以下となるように設けていること。
- 五 末端は、当該地下道の幅員以上の幅員の出入口で道に通ずること。ただし、その末端の出入口が 2 以上ある場合においては、それぞれの出入口の幅員の合計が当該地下道の幅員以上であること。
- 六 非常用の照明設備、排煙設備及び排水設備で国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものを設けていること。

大臣が定め=昭
44 建告 1730

- 2 地下街の各構えが当該地下街の他の各構えに接する場合には、当該各構えと当該他の各構えとを耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で第 112 条第 18 項第二号に規定する構造であるもので区画しなければならない。
- 3 地下街の各構えは、地下道と耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で第 112 条第 18 項第二号に規定する構造であるもので区画しなければならない。
- 4 地下街の各構えの居室の各部分から地下道（当該居室の各部分から直接地上へ通ずる通路を含む。）への出入口の一に至る歩行距離は、30m 以下でなければならない。
- 5 第 112 条第 6 項から第 10 項まで、第 13 項、第 15 項、第 16 項及び第 18 項から第 20 項まで並びに第 129 条の 2 の 4 第 1 項第七号（第 112 条第 19 項に関する部分に限る。）の規定は、地下街の各構えについて準用する。この場合において、第 112 条第 6 項中「建築物の 11 階以上の部分で、各階の」とあるのは「地下街の各構えの部分で」と、同条第 7 項から第 9 項までの規定中「建築物」とあるのは「地下街の各構え」と、同条第 10 項中「主要構造部を準耐火構造とした建築物又は第 136 条の 2 第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物であつて、地階又は 3 階以上の階に居室を有するもの」とあるのは「地下街の各構え」と、「準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と、同条第 13 項中「該当する建築物」とあるのは「規定する用途に供する地下街の各構え」と、同条第 15 項中「準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と、同号中「1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造」とあるのは「耐火構造」と、「建築物」とあるのは「地下街の各構え」と読み替えるものとする。

る。

- 6 地方公共団体は、他の工作物との関係その他周囲の状況により必要と認める場合においては、条例で、前各項に定める事項につき、これらの規定と異なる定めをすることができる。

第 5 章の 2 特殊建築物等の内装

(制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室)

第 128 条の 3 の 2 法第 35 条の 2 (法第 87 条第 3 項において準用する場合を含む。次条において同じ。) の規定により政令で定める窓その他の開口部を有しない居室は、次の各号のいずれかに該当するもの (天井の高さが 6m を超えるものを除く。) とする。

法 35 条の 2 ⇒11

- 一 床面積が 50 m² を超える居室で窓その他の開口部の開放できる部分 (天井又は天井から下方 80 cm 以内の距離にある部分に限る。) の面積の合計が、当該居室の床面積の $\frac{1}{50}$ 未満のもの
- 二 法第 28 条第 1 項ただし書に規定する温湿度調整を必要とする作業を行う作業室その他用途上やむを得ない居室で同項本文の規定に適合しないもの

(制限を受けない特殊建築物等)

第 128 条の 4 法第 35 条の 2 の規定により政令で定める特殊建築物は、次に掲げるもの以外のものとする。

法 35 条の 2 ⇒11

- 一 次の表に掲げる特殊建築物

構造 用途		主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第 2 条第九号の三イに該当する建築物 (1 時間準耐火基準に適合するものに限る。)	法第 2 条第九号の三イ又はロのいずれかに該当する建築物 (1 時間準耐火基準に適合するものを除く。)	その他の建築物
(1)	法別表第 1 (イ) 欄(1)項に掲げる用途	客席の床面積の合計が 400 m ² 以上のもの	客席の床面積の合計が 100 m ² 以上のもの	客席の床面積の合計が 100 m ² 以上のもの
(2)	法別表第 1 (イ) 欄(2)項に掲げる用途	当該用途に供する 3 階以上の部分の床面積の合計が 300 m ² 以上のもの	当該用途に供する 2 階の部分 (病院又は診療所については、その部分に患者の収容施設がある場合に限る。) の床面積の合計が 300 m ² 以上のもの	当該用途に供する部分の床面積の合計が 200 m ² 以上のもの
(3)	法別表第 1 (イ) 欄(4)項に掲げる用途	当該用途に供する 3 階以上の部分の床面積の合計が 1,000 m ² 以上のもの	当該用途に供する 2 階の部分の床面積の合計が 500 m ² 以上のもの	当該用途に供する部分の床面積の合計が 200 m ² 以上のもの

学校等=令 126 条
の 2、1 項 2 号
⇒67

- 二 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する特殊建築物
- 三 地階又は地下工作物内に設ける居室その他これらに類する居室で法別表第 1(イ)欄(1)項、(2)項又は(4)項に掲げる用途に供するものを有する特殊建築物
- 2 法第 35 条の 2 の規定により政令で定める階数が 3 以上である建築物は、延べ面積が 500 ㎡を超えるもの（学校等の用途に供するものを除く。）以外のものとする。
- 3 法第 35 条の 2 の規定により政令で定める延べ面積が 1,000 ㎡を超える建築物は、階数が 2 で延べ面積が 1,000 ㎡を超えるもの又は階数が 1 で延べ面積が 3,000 ㎡を超えるもの（学校等の用途に供するものを除く。）以外のものとする。
- 4 法第 35 条の 2 の規定により政令で定める建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたものは、階数が 2 以上の住宅（住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。以下この項において同じ。）の用途に供する建築物（主要構造部を耐火構造としたものを除く。）の最上階以外の階又は住宅の用途に供する建築物以外の建築物（主要構造部を耐火構造としたものを除く。）に存する調理室、浴室、乾燥室、ボイラー室、作業室その他の室でかまど、こんろ、ストーブ、炉、ボイラー、内燃機関その他火を使用する設備又は器具を設けたもの（次条第 6 項において「内装の制限を受ける調理室等」という。）以外のものとする。

(特殊建築物等の内装)

第 128 条の 5 前条第 1 項第一号に掲げる特殊建築物は、当該各用途に供する居室（法別表第 1(イ)欄(2)項に掲げる用途に供する特殊建築物が主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第 2 条第九号の三イに該当する建築物である場合にあっては、当該用途に供する特殊建築物の部分で床面積の合計 100 ㎡（共同住宅の住戸にあっては、200 ㎡）以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第 2 条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されている部分の居室を除く。）の壁（床面からの高さが 1.2m 以下の部分を除く。第 4 項において同じ。）及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを第一号に掲げる仕上げと、当該各用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

一 次のイ又はロに掲げる仕上げ

- イ 難燃材料（3 階以上の階に居室を有する建築物の当該各用途に供する居室の天井の室内に面する部分にあっては、準不燃材料）でしたもの
- ロ イに掲げる仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによつてしたもの

大臣が定め=平
12 建告 1439

二 次のイ又はロに掲げる仕上げ

- イ 準不燃材料でしたもの

ロ イに掲げる仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによつてしたもの

大臣が定め=平
21 国交告 225

2 前条第 1 項第二号に掲げる特殊建築物は、当該各用途に供する部分及びこれから地上に通ずる主たる通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを前項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

3 前条第 1 項第三号に掲げる特殊建築物は、同号に規定する居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第 1 項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

4 階数が 3 以上で延べ面積が 500 m²を超える建築物、階数が 2 で延べ面積が 1,000 m²を超える建築物又は階数が 1 で延べ面積が 3,000 m²を超える建築物（学校等の用途に供するものを除く。）は、居室（床面積の合計 100 m²以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第 2 条第九号の二ロに規定する防火設備で第 112 条第 18 項第二号に規定する構造であるもので区画され、かつ、法別表第 1(イ)欄に掲げる用途に供しない部分の居室で、主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第 2 条第九号の三イに該当する建築物の高さが 31m 以下の部分にあるものを除く。）の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを次の各号のいずれかに掲げる仕上げと、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第 1 項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。ただし、同表(イ)欄(2)項に掲げる用途に供する特殊建築物の高さ 31m 以下の部分については、この限りでない。

学校等=令 126 条
の 2、1 項 2 号
⇒67

一 難燃材料でしたもの

二 前号に掲げる仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せでしたもの

大臣が定め=平
12 建告 1439

5 第 128 条の 3 の 2 に規定する居室を有する建築物は、当該居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第 1 項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

6 内装の制限を受ける調理室等は、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第 1 項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

内装の制限を受け
る調理室等=
令 128 条の 4、
4 項 ⇒74

7 前各項の規定は、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものと及び第 126 条の 3 の規定に適合する排煙設備を設けた建築物の部分については、適用しない。

スプリンクラー
設備=消防法施
行令 12 条
水噴霧消火設備=
消防法施行令
14 条
泡消火設備=消防
法施行令 15 条

第 5 章の 3 避難上の安全の検証

(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用)

第 129 条 建築物の階（物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、屋上広場を含む。以下この条及び次条第 4 項において同じ。）のうち、当該階が階避難安全性能を有

するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られた建築物の階に限る。）又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第 119 条、第 120 条、第 123 条第 3 項第一号、第二号、第十号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び第十二号、第 124 条第 1 項第二号、第 126 条の 2、第 126 条の 3 並びに前条（第 2 項、第 6 項及び第 7 項並びに階段に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

2 前項の「階避難安全性能」とは、当該階のいずれの室（火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める室を除く。以下この条及び次条において「火災室」という。）で火災が発生した場合においても、当該階に存する者（当該階を通らなければ避難することができない者を含む。以下この条において「階に存する者」という。）のすべてが当該階から直通階段（避難階又は地上に通ずるものに限り、避難階にあつては地上。以下この条において同じ。）の一までの避難を終了するまでの間、当該階の各居室及び各居室から直通階段に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分において、避難上支障がある高さまで煙又はガスが降下しないものであることとする。

大臣が定め=平
12 建告 1440

直通階段=令 120
条 ⇒61
避難階=令 13 条 1
号

3 第 1 項の「階避難安全検証法」とは、次に定めるところにより、火災時において当該建築物の階からの避難が安全に行われることを検証する方法をいう。

一 当該階の各居室ごとに、当該居室に存する者（当該居室を通らなければ避難することができない者を含む。以下この号において「在室者」という。）のすべてが当該居室において火災が発生してから当該居室からの避難を終了するまでに要する時間を、次に掲げる時間を合計して計算すること。

イ 当該居室及び当該居室を通らなければ避難することができない建築物の部分（以下この号において「当該居室等」という。）の床面積の合計に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した火災が発生してから在室者が避難を開始するまでに要する時間（単位 min）

大臣が定め=平
12 建告 1441

ロ 当該居室等の用途及び当該居室等の各部分から当該居室の出口（当該居室から直通階段に通ずる主たる廊下その他の通路に通ずる出口に限る。以下この号において同じ。）の一に至る歩行距離に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した在室者が当該居室等の各部分から当該居室の出口の一に達するまでに要する歩行時間（単位 min）

大臣が定め=平
12 建告 1441

ハ 当該階の各室の用途及び床面積並びに当該階の各室の出口（当該居室の出口及びこれに通ずる出口に限る。）の幅に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した在室者が当該居室の出口を通過するために要する時間（単位 min）

大臣が定め=平
12 建告 1441

二 当該階の各居室ごとに、当該居室において発生した火災により生じた煙又はガスが避難上支障のある高さまで降下するために要する時間を、当該居室の用途、床面積及び天井の高さ、当該居室に設ける排煙設備の構造並びに当該居室の壁及び天井の仕上げに用

いる材料の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

大臣が定め=平
12 建告 1441

三 当該階の各居室について第一号の規定によつて計算した時間が、前号の規定によつて計算した時間を超えないことを確かめること。

四 当該階の各火災室ごとに、階に存する者のすべてが当該火災室で火災が発生してから当該階からの避難を終了するまでに要する時間を、次に掲げる時間を合計して計算すること。

イ 当該階の各室及び当該階を通らなければ避難することができない建築物の部分（以下この号において「当該階の各室等」という。）の用途及び床面積の合計に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した火災が発生してから階に存する者が避難を開始するまでに要する時間（単位 min）

大臣が定め=平
12 建告 1441

ロ 当該階の各室等の用途及び当該階の各室等の各部分から直通階段への出口の一に至る歩行距離に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した階に存する者が当該階の各室等の各部分から直通階段の一に達するまでに要する歩行時間（単位 min）

大臣が定め=平
12 建告 1441

ハ 当該階の各室等の用途及び床面積並びに当該階の各室等の出口（直通階段に通ずる出口及びこれに通ずるものに限る。）の幅に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した階に存する者が当該階から直通階段に通ずる出口を通過するために要する時間（単位 min）

大臣が定め=平
12 建告 1441

五 当該階の各火災室ごとに、当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスが、当該階の各居室（当該火災室を除く。）及び当該居室から直通階段に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分において避難上支障のある高さまで降下するために要する時間を、当該階の各室の用途、床面積及び天井の高さ、各室の壁及びこれに設ける開口部の構造、各室に設ける排煙設備の構造並びに各室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

大臣が定め=平
12 建告 1441

六 当該階の各火災室について第四号の規定によつて計算した時間が、前号の規定によつて計算した時間を超えないことを確かめること。

（避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用）

第 129 条の 2 建築物のうち、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られたものに限る。）又は国土交通大臣の認定を受けたもの（次項において「全館避難安全性能確認建築物」という。）については、第 112 条第 6 項、第 10 項から第 12 項まで及び第 17 項、第 119 条、第 120 条、第 123 条第 1 項第一号及び第六号、第 2 項第二号並びに第 3 項第一号から第三号まで、第十号及び第十二号、第 124 条第 1 項、第 125 条第 1 項及び第 3 項、第 126 条の 2、第 126 条の 3 並びに第 128 条の 5（第 2 項、第 6 項及び第 7 項並びに階段に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

2 全館避難安全性能確認建築物の屋内に設ける避難階段に対する第 123 条第 1 項第七号の

規定の適用については、同号中「避難階」とあるのは、「避難階又は屋上広場その他これに類するもの（屋外に設ける避難階段が接続しているものに限る。）」とする。

3 第 1 項の「全館避難安全性能」とは、当該建築物のいずれの火災室で火災が発生した場合においても、当該建築物に存する者（以下この条において「在館者」という。）の全てが当該建築物から地上までの避難を終了するまでの間、当該建築物の各居室及び各居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の建築物の部分において、避難上支障がある高さまで煙又はガスが降下しないものであることとする。

4 第 1 項の「全館避難安全検証法」とは、次に定めるところにより、火災時において当該建築物からの避難が安全に行われることを検証する方法をいう。

一 各階が、前条第 2 項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、同条第 1 項の階避難安全検証法により確かめること。

二 当該建築物の各階における各火災室ごとに、在館者の全てが、当該火災室で火災が発生してから当該建築物からの避難を終了するまでに要する時間を、次に掲げる時間を合計して計算すること。

イ 当該建築物の各室の用途及び床面積の合計に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した火災が発生してから在館者が避難を開始するまでに要する時間（単位 min）

大臣が定め=平
12 建告 1442

ロ 当該建築物の各室の用途及び当該建築物の各室の各部分から地上への出口の一に至る歩行距離に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した在館者が当該建築物の各室の各部分から地上に至るまでに要する歩行時間（単位 min）

大臣が定め=平
12 建告 1442

ハ 当該建築物の各室の用途及び床面積並びに当該建築物の各室の出口（地上に通ずる出口及びこれに通ずるものに限る。）の幅に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した在館者が当該建築物から地上に通ずる出口を通過するために要する時間（単位 min）

大臣が定め=平
12 建告 1442

三 当該建築物の各階における各火災室ごとに、当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスが、階段の部分又は当該階の直上階以上の階の一に流入するために要する時間を、当該階の各室の用途、床面積及び天井の高さ、各室の壁及びこれに設ける開口部の構造、各室に設ける排煙設備の構造並びに各室の壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類並びに当該階の階段の部分を区画する壁及びこれに設ける開口部の構造に応じて国土交通大臣が定める方法により計算すること。

大臣が定め=平
12 建告 1442

四 当該建築物の各階における各火災室について、第二号の規定によつて計算した時間が、前号の規定によつて計算した時間を超えないことを確かめること。

（別の建築物とみなす部分）

第 129 条の 2 の 2 第 117 条第 2 項各号に掲げる建築物の部分は、この章の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第 5 章の 4 建築設備等

第 1 節 建築設備の構造強度

第 129 条の 2 の 3 法第 20 条第 1 項第一号、第二号イ、第三号イ及び第四号イの政令で定める技術的基準のうち建築設備に係るものは、次のとおりとする。

- 一 建築物に設ける第 129 条の 3 第 1 項第一号又は第二号に掲げる昇降機にあつては、第 129 条の 4 及び第 129 条の 5（これらの規定を第 129 条の 12 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 129 条の 6 第一号、第 129 条の 8 第 1 項並びに第 129 条の 12 第 1 項第六号の規定（第 129 条の 3 第 2 項第一号に掲げる昇降機にあつては、第 129 条の 6 第一号の規定を除く。）に適合すること。
- 二 建築物に設ける昇降機以外の建築設備にあつては、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いること。
- 三 法第 20 条第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものにあつては、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

大臣が定め=平
12 建告 1388

大臣が定め=平
12 建告 1389

第 1 節の 2 給水、排水その他の配管設備

（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）

第 129 条の 2 の 4 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講ずること。
- 二 構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合には、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。
- 三 第 129 条の 3 第 1 項第一号又は第三号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。ただし、地震時においても昇降機の籠（人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）の昇降、籠及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。
- 四 圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。
- 五 水質、温度その他の特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造とすること。
- 六 地階を除く階数が 3 以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が 3,000 m²を超える建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するもの（屋外に面する部分その他

大臣が定め=平
17 建告 570

防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。)は、不燃材料で造ること。

大臣が定め=平
12 建告 1412

七 給水管、配電管その他の管が、第 112 条第 19 項の準耐火構造の防火区画、第 113 条第 1 項の防火壁若しくは防火床、第 114 条第 1 項の界壁、同条第 2 項の間仕切壁又は同条第 3 項若しくは第 4 項の隔壁（ハにおいて「防火区画等」という。）を貫通する場合においては、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。

イ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に 1 m 以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。

ロ 給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。

大臣が定め=平
12 建告 1422

ハ 防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間（第 112 条第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで、同条第 6 項（同条第 7 項の規定により床面積の合計 200 m²以内ごとに区画する場合又は同条第 8 項の規定により床面積の合計 500 m²以内ごとに区画する場合に限る。）、同条第 9 項（同条第 7 項の規定により床面積の合計 200 m²以内ごとに区画する場合又は同条第 8 項の規定により床面積の合計 500 m²以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第 17 項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第 113 条第 1 項の防火壁若しくは防火床にあつては 1 時間、第 114 条第 1 項の界壁、同条第 2 項の間仕切壁又は同条第 3 項若しくは第 4 項の隔壁にあつては 45 分間）防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

八 3 階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の住戸に設けるガスの配管設備は、国土交通大臣が安全を確保するために必要があると認めて定める基準によること。

大臣が定め=昭
56 建告 1099

2 建築物に設ける飲料水の配管設備（水道法第 3 条第 9 項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。）の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一 飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む。以下この項において同じ。）とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。

二 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあつては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つことその他の有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。

三 飲料水の配管設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

大臣が定め=平
12 建告 1390

- イ 当該配管設備から漏水しないものであること。
- ロ 当該配管設備から溶出する物質によつて汚染されないものであること。

四 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずること。

五 給水タンク及び貯水タンクは、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属性のものにあつては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること。

六 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

大臣が定め=昭
50 建告 1597

3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第 1 項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

- 一 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。
- 二 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。
- 三 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。

四 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。

五 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

大臣が定め=昭
50 建告 1597

(換気設備)

第 129 条の 2 の 5 建築物（換気設備を設けるべき調理室等を除く。以下この条において同じ。）に設ける自然換気設備は、次に定める構造としなければならない。

換気設備を設けるべき調理室等=令 20 条の 3、2 項
自然換気設備=令 20 条の 2、1 号イ

- 一 換気上有効な給気口及び排気筒を有すること。
- 二 給気口は、居室の天井の高さの $\frac{1}{2}$ 以下の高さの位置に設け、常時外気に開放された構造とすること。

三 排気口（排気筒の居室に面する開口部をいう。以下この項において同じ。）は、給気口より高い位置に設け、常時開放された構造とし、かつ、排気筒の立上り部分に直結すること。

四 排気筒は、排気上有効な立上り部分を有し、その頂部は、外気の流れによつて排気が妨げられない構造とし、かつ、直接外気に開放すること。

五 排気筒には、その頂部及び排気口を除き、開口部を設けないこと。

六 給気口及び排気口並びに排気筒の頂部には、雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備をすること。

2 建築物に設ける機械換気設備は、次に定める構造としなければならない。

機械換気設備=令 20 条の 2、1 号ロ

- 一 換気上有効な給気機及び排気機、換気上有効な給気機及び排気口又は換気上有効な給気口及び排気機を有すること。

- 二 給気口及び排気口の位置及び構造は、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間における空気の分布を均等にし、かつ、著しく局部的な空気の流れを生じないようにすること。
 - 三 給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口には、雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備をすること。
 - 四 直接外気に開放された給気口又は排気口に換気扇を設ける場合には、外気の流れによつて著しく換気能力が低下しない構造とすること。
 - 五 風道は、空気を汚染するおそれのない材料で造ること。
- 3 建築物に設ける中央管理方式の空気調和設備は、前項に定める構造とするほか、国土交通大臣が居室における次の表の各項の左欄に掲げる事項がおおむね当該各項の右欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給することができる性能を有し、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がない構造として国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

中央管理方式の
空気調和設備=
令 20 条の 2

大臣が定め=昭
45 建告 1832

(1)	浮遊粉じんの量	空気 1 m ³ につき 0.15mg 以下
(2)	一酸化炭素の含有率	$\frac{10}{100 \text{ 万}}$ 以下
(3)	炭酸ガスの含有率	$\frac{1,000}{100 \text{ 万}}$ 以下
(4)	温 度	一 17 度以上 28 度以下 二 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
(5)	相対湿度	40%以上 70%以下
(6)	気 流	1 秒間につき 0.5m以下
この表の各項の右欄に掲げる基準を適用する場合における当該各項の左欄に掲げる事項についての測定方法は、国土交通省令で定める。		

国土交通省令=未
制定

(冷却塔設備)

- 第 129 条の 2 の 6** 地階を除く階数が 11 以上である建築物の屋上に設ける冷房のための冷却塔設備の設置及び構造は、次の各号のいずれかに掲げるものとしなければならない。
- 一 主要な部分を不燃材料で造るか、又は防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。
 - 二 冷却塔の構造に応じ、建築物の他の部分までの距離を国土交通大臣が定める距離以上としたものとする。
 - 三 冷却塔設備の内部が燃焼した場合においても建築物の他の部分を国土交通大臣が定める温度以上に上昇させないものとして国土交通大臣の認定を受けたものとする。

大臣が定め=昭
40 建告 3411

大臣が定め=昭
40 建告 3411

大臣が定め=昭
40 建告 3411

(非常用の昇降機の設置を要しない建築物)

第 129 条の 13 の 2 法第 34 条第 2 項の規定により政令で定める建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 高さ 31m を超える部分を階段室、昇降機その他の建築設備の機械室、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する用途に供する建築物
- 二 高さ 31m を超える部分の各階の床面積の合計が 500 m² 以下の建築物
- 三 高さ 31m を超える部分の階数が 4 以下の主要構造部を耐火構造とした建築物で、当該部分が床面積の合計 100 m² 以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備でその構造が第 112 条第 18 項第一号イ、ロ及びビニに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの（廊下に面する窓で開口面積が 1 m² 以内のものに設けられる法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備を含む。）で区画されているもの
- 四 高さ 31m を超える部分を機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途に供する建築物で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造のもの

建築設備=法 2 条 3 号 ⇒1

主要構造部=法 2 条 5 号 ⇒1

大臣が定め=昭 48 建告 2563

第 6 章 建築物の用途

(用途地域の制限に適合しない建築物の増築等の許可に当たり意見の聴取等を要しない場合等)

第 130 条 法第 48 条第 16 項第一号の政令で定める場合は、次に掲げる要件に該当する場合とする。

法 48 条 16 項 ⇒16

- 一 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるものであること。
 - 二 増築又は改築後の法第 48 条各項(第 15 項から第 17 項までを除く。次号において同じ。)の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないこと。
 - 三 法第 48 条各項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築、改築又は移転後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、特例許可を受けた際におけるそれらの出力、台数又は容量の合計を超えないこと。
- 2 法第 48 条第 16 項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。
- 一 日用品の販売を主たる目的とする店舗で第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内にあるもの
 - 二 共同給食調理場(2 以上の学校(法別表第 2(イ)項第四号に規定する学校に限る。))において給食を実施するために必要な施設をいう。)で第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内にあるもの
 - 三 自動車修理工場で第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内にあるもの

(日影による中高層の建築物の高さの制限の適用除外等)

第 135 条の 12 法第 56 条の 2 第 1 項ただし書の政令で定める位置は、同項ただし書の規定による許可を受けた際における敷地の区域とする。

2 法第 56 条の 2 第 1 項ただし書の政令で定める規模は、同項に規定する平均地盤面からの高さの水平面に、敷地境界線からの水平距離が 5m を超える範囲において新たに日影となる部分を生じさせることのない規模とする。

3 法第 56 条の 2 第 3 項の規定による同条第 1 項本文の規定の適用の緩和に関する措置は、次の各号に定めるところによる。

法 56 条の 2、3 項 ⇒25

一 建築物の敷地が道路、水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合においては、当該道路、水面、線路敷その他これらに類するものに接する敷地境界線は、当該道路、水面、線路敷その他これらに類するものの幅の $\frac{1}{2}$ だけ外側にあるものとみなす。ただし、当該道路、水面、線路敷その他これらに類するものの幅が 10m を超えるときは、当該道路、水面、線路敷その他これらに類するものの反対側の境界線から当該敷地の側に水平距離 5m の線を敷地境界線とみなす。

二 建築物の敷地の平均地盤面が隣地又はこれに接続する土地で日影の生ずるものの地盤面（隣地又はこれに接続する土地に建築物がない場合においては、当該隣地又はこれに接続する土地の平均地表面をいう。次項において同じ。）より 1m 以上低い場合においては、その建築物の敷地の平均地盤面は、当該高低差から 1m を減じたものの $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなす。

地盤面=令 2 条 2 項 ⇒37

4 特定行政庁は、前項第二号の場合において、地形の特殊性により同号の規定をそのまま適用することが著しく不相当であると認めるときは、規則で、建築物の敷地の平均地盤面の位置を当該建築物の敷地の平均地盤面の位置と隣地又はこれに接続する土地で日影の生ずるものの地盤面の位置との間において適当と認める高さに定めることができる。

(建築物が日影時間の制限の異なる区域の内外にわたる場合等の措置)

第 135 条の 13 法第 56 条の 2 第 1 項に規定する対象区域（以下この条において「対象区域」という。）である第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域若しくは用途地域の指定のない区域内にある部分の軒の高さが 7 m を超える建築物若しくは当該部分の地階を除く階数が 3 以上である建築物又は高さが 10m を超える建築物（以下この条において「対象建築物」という。）が同項の規定による日影時間の制限の異なる区域の内外にわたる場合には当該対象建築物がある各区域内に、対象建築物が、冬至日において、対象区域のうち当該対象建築物がある区域外の土地に日影を生じさせる場合には当該対象建築物が日影を生じさせる各区域内に、それぞれ当該対象建築物があるものとして、同項の規定を適用する。

法 56 条の 2、1 項 ⇒25

(耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物等)

第 135 条の 20 法第 53 条第 3 項第一号イの政令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当

する建築物とする。

- 一 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備が設けられていること。
- 二 壁、柱、床その他の建築物の部分及び前号の防火設備が第 136 条の 2 第一号ロに掲げる基準に適合し、かつ、法第 61 条に規定する構造方法を用いるもの又は同条の規定による認定を受けたものであること。

2 前項の規定は、法第 53 条第 3 項第一号ロの政令で定める建築物について準用する。この場合において、前項第二号中「第 136 条の 2 第一号ロ」とあるのは、「第 136 条の 2 第二号ロ」と読み替えるものとする。

(建蔽率の制限の緩和に当たり建築物から除かれる部分)

第 135 条の 21 法第 53 条第 4 項の政令で定める建築物の部分は、次に掲げるものとする。

- 一 軒、ひさし、ぬれ縁及び国土交通省令で定める建築設備
- 二 建築物の地盤面下の部分
- 三 高さが 2m 以下の門又は扉

法 53 条 4 項
⇒23

国土交通省令=規則 10 条の 4 の
3

第 7 章の 2 防火地域又は準防火地域内の建築物

(防火地域又は準防火地域内の建築物の壁、柱、床その他の部分及び防火設備の性能に関する技術的基準)

第 136 条の 2 法第 61 条の政令で定める技術的基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 防火地域内にある建築物で階数が 3 以上のもの若しくは延べ面積が 100 m²を超えるもの又は準防火地域内にある建築物で地階を除く階数が 4 以上のもの若しくは延べ面積が 1,500 m²を超えるもの 次のイ又はロのいずれかに掲げる基準
 - イ 主要構造部が第 107 条各号又は第 108 条の 3 第 1 項第一号イ及びロに掲げる基準に適合し、かつ、外壁開口部設備（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備をいう。以下この条において同じ。）が第 109 条の 2 に規定する基準に適合するものであること。ただし、準防火地域内にある建築物で法第 86 条の 4 各号のいずれかに該当するものの外壁開口部設備については、この限りでない。
 - ロ 当該建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に応じて算出した延焼防止時間（建築物が通常の火災による周囲への延焼を防止することができる時間をいう。以下この条において同じ。）が、当該建築物の主要構造部及び外壁開口部設備（以下のロ及び次号ロにおいて「主要構造部等」という。）がイに掲げる基準に適合すると仮定した場合における当該主要構造部等の構造に応じて算出した延焼防止時間以上であること。
- 二 防火地域内にある建築物のうち階数が 2 以下で延べ面積が 100 m²以下のもの又は準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が 3 で延べ面積が 1,500 m²以下のもの若し

〈関連〉層間変形角=令 109 条の 2 の 2 ⇒47

くは地階を除く階数が 2 以下で延べ面積が 500 ㎡を超え 1,500 ㎡以下のもの 次のイ又はロのいずれかに掲げる基準

イ 主要構造部が第 107 条の 2 各号又は第 109 条の 3 第一号若しくは第二号に掲げる基準に適合し、かつ、外壁開口部設備が前号イに掲げる基準（外壁開口部設備に係る部分に限る。）に適合するものであること。

ロ 当該建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に応じて算出した延焼防止時間が、当該建築物の主要構造部等がイに掲げる基準に適合すると仮定した場合における当該主要構造部等の構造に応じて算出した延焼防止時間以上であること。

〈関連〉 層間変形角=令 109 条の 2 の 2⇒47

三 準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が 2 以下で延べ面積が 500 ㎡以下のもの（木造建築物等に限る。） 次のイ又はロのいずれかに掲げる基準

イ 外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分が第 108 条各号に掲げる基準に適合し、かつ、外壁開口部設備に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、当該外壁開口部設備が加熱開始後 20 間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものであること。ただし、法第 86 条の 4 各号のいずれかに該当する建築物の外壁開口部設備については、この限りでない。

ロ 当該建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に応じて算出した延焼防止時間が、当該建築物の外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分並びに外壁開口部設備（以下このロにおいて「特定外壁部分等」という。）がイに掲げる基準に適合すると仮定した場合における当該特定外壁部分等の構造に応じて算出した延焼防止時間以上であること。

四 準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が 2 以下で延べ面積が 500 ㎡以下のもの（木造建築物等を除く。） 次のイ又はロのいずれかに掲げる基準

イ 外壁開口部設備が前号イに掲げる基準（外壁開口部設備に係る部分に限る。）に適合するものであること。

ロ 当該建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に応じて算出した延焼防止時間が、当該建築物の外壁開口部設備がイに掲げる基準に適合すると仮定した場合における当該外壁開口部設備の構造に応じて算出した延焼防止時間以上であること。

五 高さ 2m を超える門又は扉で、防火地域内にある建築物に附属するもの又は準防火地域内にある木造建築物等に附属するもの 延焼防止上支障のない構造であること

（防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の性能に関する技術的基準）

第 136 条の 2 の 2 法第 62 条の政令で定める技術的基準は、次に掲げるもの（不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するものとして国土交通大臣が定める用途に供する建築物又は建築物の部分で、市街地における通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるも

大臣が定め=平
28 国交告 693
〈参照〉平 12 建
告 1365
大臣が定め=平
28 国交告 693

のの屋根にあつては、第一号に掲げるもの) とする。

- 一 屋根が、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであること。
- 二 屋根が、市街地における通常の火災による火の粉により、屋内に達する防火上有害な溶融、亀裂その他の損傷を生じないものであること。

第 7 章の 9 簡易な構造の建築物に対する制限の緩和

(簡易な構造の建築物の指定)

第 136 条の 9 法第 84 条の 2 の規定により政令で指定する簡易な構造の建築物又は建築物の部分は、次に掲げるもの（建築物の部分にあつては、準耐火構造の壁（これらの壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造が国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）又は第 126 条の 2 第 2 項に規定する防火設備で区画された部分に限る。）とする。

法 84 条の 2
⇒27
準耐火構造=法 2
条 7 号の 2 ⇒2
大臣が定め=平 5
建告 1426

- 一 壁を有しない建築物その他の国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又は建築物の部分（間仕切壁を有しないものに限る。）であつて、次のイからニまでのいずれかに該当し、かつ、階数が 1 で床面積が 3,000 m²以内であるもの（次条において「開放的簡易建築物」という。）

高い開放性の指
定=平 5 建告
1427

イ 自動車車庫の用途に供するもの

ロ スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類する運動施設

ハ 不燃性の物品の保管その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの

ニ 畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場

- 二 屋根及び外壁が帆布その他これに類する材料で造られている建築物又は建築物の部分（間仕切壁を有しないものに限る。）で、前号ロからニまでのいずれかに該当し、かつ、階数が 1 で床面積が 3,000 m²以内であるもの

(簡易な構造の建築物の基準)

第 136 条の 10 法第 84 条の 2 の規定により政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 主要構造部である柱及びはりが次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 防火地域又は準防火地域内にある建築物又は建築物の部分（準防火地域（特定防災街区整備地区を除く。）内にあるものにあつては、床面積が 500 m²を超えるものに限る。）にあつては、準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られていること。
 - ロ 準防火地域（特定防災街区整備地区を除く。）内にある建築物若しくは建築物の部分で床面積が 500 m²以内のもの、法第 22 条第 1 項の市街地の区域内にある建築物若しくは建築物の部分又は防火地域、準防火地域及び同項の市街地の区域以外の区域内にある建築物若しくは建築物の部分で床面積が 1,000 m²を超えるものにあつては、延焼の

おそれのある部分が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られていること。

二 前号イ又はロに規定する建築物又は建築物の部分にあつては、外壁（同号ロに規定する建築物又は建築物の部分にあつては、延焼のおそれのある部分に限る。）及び屋根が、準耐火構造であるか、不燃材料で造られているか、又は国土交通大臣が定める防火上支障のない構造であること。

防火上支障のない構造=平 12 建告 1443

三 前条第一号イに該当する開放的簡易建築物にあつては、前 2 号の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合していること。ただし、防火地域、準防火地域及び法第 22 条第 1 項の市街地の区域以外の区域内にあるもので床面積が 150 m²未満のものにあつては、この限りでない。

イ 主要構造部である柱及びはり（準防火地域（特定防災街区整備地区を除く。）又は法第 22 条第 1 項の市街地の区域内にある開放的簡易建築物で床面積が 150 m²未満のものにあつては、延焼のおそれのある部分に限る。）が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られており、かつ、外壁（準防火地域（特定防災街区整備地区を除く。）又は同項の市街地の区域内にある開放的簡易建築物で床面積が 150 m²未満のものにあつては、延焼のおそれのある部分に限る。）及び屋根が準耐火構造であるか、不燃材料で造られているか、又は国土交通大臣が定める防火上支障のない構造であること。

開放的簡易建築物=令 136 条の 9、1 号 ⇒87

ロ 隣地境界線又は当該開放的簡易建築物と同一敷地内の他の建築物（同一敷地内の建築物の延べ面積の合計が 500 m²以内である場合における当該他の建築物を除く。）との外壁間の中心線（以下ロにおいて「隣地境界線等」という。）に面する外壁の開口部（防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面するものを除く。以下ロにおいて同じ。）及び屋上（自動車車庫の用途に供する部分に限る。以下ロにおいて同じ。）の周囲で当該隣地境界線等からの水平距離がそれぞれ 1m 以下の部分について、当該外壁の開口部と隣地境界線等との間及び当該屋上の周囲に、塀その他これに類するもので国土交通大臣が通常の火災時における炎及び火熱を遮る上で有効と認めて定める基準に適合するものがけられていること。

防火上支障のない構造=平 12 建告 1443

炎及び火熱を遮る塀等の基準=平 5 建告 1434

ハ 屋上を自動車車庫の用途に供し、かつ、床面積が 1,000 m²を超える場合にあつては、屋根が、国土交通大臣がその屋内側からの通常の火災時における炎及び火熱を遮る上で有効と認めて定める基準に適合しているとともに、屋上から地上に通ずる 2 以上の直通階段（誘導車路を含む。）が設けられていること。

炎及び火熱を遮る塀等の基準=平 5 建告 1435

（防火区画等に関する規定の適用の除外）

第 136 条の 11 第 136 条の 9 に規定する建築物又は建築物の部分で前条に規定する基準に適合するものについては、第 112 条、第 114 条及び第 5 章の 2 の規定は、適用しない。

第 8 章 既存の建築物に対する制限の緩和等

(基準時)

第 137 条 この章において「基準時」とは、法第 3 条第 2 項（法第 86 条の 9 第 1 項において準用する場合を含む。以下この条、第 137 条の 8、第 137 条の 9 及び第 137 条の 12 第 2 項において同じ。）の規定により法第 20 条、法第 26 条、法第 27 条、法第 28 条の 2、法第 30 条、法第 34 条第 2 項、法第 47 条、法第 48 条第 1 項から第 14 項まで、法第 51 条、法第 52 条第 1 項、第 2 項若しくは第 7 項、法第 53 条第 1 項若しくは第 2 項、法第 54 条第 1 項、法第 55 条第 1 項、法第 56 条第 1 項、法第 56 条の 2 第 1 項、法第 57 条の 4 第 1 項、法第 57 条の 5 第 1 項、法第 58 条、法第 59 条第 1 項若しくは第 2 項、法第 60 条第 1 項若しくは第 2 項、法第 60 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、法 60 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項、法第 61 条、法第 67 条第 1 項若しくは第 5 項から第 7 項まで又は法第 68 条第 1 項若しくは第 2 項の規定の適用を受けない建築物について、法第 3 条第 2 項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、法第 48 条第 1 項から第 14 項までの各項の規定は同一の規定とみなす。）の適用を受けない期間の始期をいう。

(構造耐力関係)

第 137 条の 2 法第 3 条第 2 項の規定により法第 20 条の規定の適用を受けない建築物（法第 86 条の 7 第 2 項の規定により法第 20 条の規定の適用を受けない部分を除く。第 137 条の 12 第 1 項において同じ。）について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号に掲げる範囲とし、同項の政令で定める基準は、それぞれ当該各号に定める基準とする。

法 86 条の 7、1
項 ⇒28

一 増築又は改築の全て（次号及び第三号に掲げる範囲を除く。） 増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに適合するものであること。

イ 次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 第 3 章第 8 節の規定に適合すること。

(2) 増築又は改築に係る部分が第 3 章第 1 節から第 7 節の 2 まで及び第 129 条の 2 の 3 の規定並びに法第 40 条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

(3) 増築又は改築に係る部分以外の部分が耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。

大臣が定め=平
17 国交告 566

ロ 次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他

の相互に応力を伝えない構造方法のみで接すること。

(2) 増築又は改築に係る部分が第 3 章及び第 129 条の 2 の 3 の規定並びに法第 40 条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

(3) 増築又は改築に係る部分以外の部分が耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。

大臣が定め=平
17 国交告 566

二 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の $\frac{1}{20}$ (50 m²を超える場合にあっては、50 m²) を超え、 $\frac{1}{2}$ を超えないこと 増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに適合するものであること。

イ 耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

大臣が定め=平
17 国交告 566

ロ 第 3 章第 1 節から第 7 節の 2 まで (第 36 条及び第 38 条第 2 項から第 4 項までを除く。) の規定に適合し、かつ、その基礎の補強について国土交通大臣が定める基準に適合するものであること (法第 20 条第 1 項第四号に掲げる建築物である場合に限る。)

大臣が定め=平
17 国交告 566

ハ 前号に定める基準に適合するものであること。

三 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の $\frac{1}{20}$ (50 m²を超える場合にあっては、50 m²) を超えないこと 増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに適合するものであること。

イ 次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 増築又は改築に係る部分が第 3 章及び第 129 条の 2 の 3 の規定並びに法第 40 条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

(2) 増築又は改築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないこと。

ロ 前 2 号に定める基準のいずれかに適合するものであること。

(防火壁及び防火床関係)

第 137 条の 3 法第 3 条第 2 項の規定により法第 26 条の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計が 50 m²を超えないこととする。

法 26 条 ⇒9

(耐火建築物等としなければならない特殊建築物関係)

第 137 条の 4 法第 3 条第 2 項の規定により法第 27 条の規定の適用を受けない特殊建築物に

法 27 条 ⇒9

ついて法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築（劇場の客席、病院の病室、学校の教室その他の当該特殊建築物の主たる用途に供する部分以外の部分に係るものに限る。）及び改築については、工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計が 50 m²を超えないこととする。

（増築等をする場合に適用されない物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置に関する基準）

第 137 条の 4 の 2 法第 86 条の 7 第 1 項及び法第 88 条第 1 項の政令で定める基準は、法第 28 条の 2 第一号及び第二号に掲げる基準とする。

（石綿関係）

第 137 条の 4 の 3 法第 3 条第 2 項の規定により法第 28 条の 2（前条に規定する基準に係る部分に限る。第 137 条の 12 第 3 項において同じ。）の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

- 一 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の $\frac{1}{2}$ を超えないこと。
- 二 増築又は改築に係る部分が前条に規定する基準に適合すること。
- 三 増築又は改築に係る部分以外の部分が、建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準に適合すること。

大臣が定め=平
18 国交告 1173

（長屋又は共同住宅の各戸の界壁関係）

第 137 条の 5 法第 3 条第 2 項の規定により法第 30 条の規定の適用を受けない長屋又は共同住宅について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築については増築後の延べ面積が基準時における延べ面積の 1.5 倍を超えないこととし、改築については改築に係る部分の床面積が基準時における延べ面積の $\frac{1}{2}$ を超えないこととする。

（非常用の昇降機関係）

第 137 条の 6 法第 3 条第 2 項の規定により法第 34 条第 2 項の規定の適用を受けない高さ 31 m を超える建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

- 一 増築に係る部分の建築物の高さが 31m を超えず、かつ、増築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の $\frac{1}{2}$ を超えないこと。
- 二 改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の $\frac{1}{5}$ を超えず、かつ、改築に係る部分の建築物の高さが基準時における当該部分の高さを超えないこと。

（用途地域等関係）

第 137 条の 7 法第 3 条第 2 項の規定により法第 48 条第 1 項から第 14 項までの規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及

法 48 条 ⇒14
法 86 条の 7、1
項 ⇒28

び改築については、次に定めるところによる。

- 一 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第 52 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項並びに法第 53 条の規定並びに法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づく条例の第 136 条の 2 の 5 第 1 項第二号及び第三号の制限を定めた規定に適合すること。
- 二 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。
- 三 増築後の法第 48 条第 1 項から第 14 項までの規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。
- 四 法第 48 条第 1 項から第 14 項までの規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の 1.2 倍を超えないこと。
- 五 用途の変更（第 137 条の 19 第 2 項に規定する範囲内のものを除く。）を伴わないこと。

（容積率関係）

第 137 条の 8 法第 3 条第 2 項の規定により法第 52 条第 1 項、第 2 項若しくは第 7 項又は法第 60 条第 1 項（建築物の高さに係る部分を除く。）の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

法 52 条 ⇒16

- 一 増築又は改築に係る部分が増築又は改築後においてエレベーターの昇降路の部分（当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅又は老人ホーム等（法第 52 条第 3 項に規定する老人ホーム等をいう。次号において同じ。）の共用の廊下又は階段の用に供する部分を含む。）、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分となること。
- 二 増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分及び宅配ボックス設置部分以外の部分の床面積の合計が基準時における当該部分の床面積の合計を超えないものであること。
- 三 増築又は改築後における自動車車庫等部分の床面積の合計、備蓄倉庫部分の床面積の合計、蓄電池設置部分の床面積の合計、自家発電設備設置部分の床面積の合計、貯水槽設置部分の床面積の合計又は宅配ボックス設置部分の床面積の合計（以下この号において「対象部分の床面積の合計」という。）が、第 2 条第 3 項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積（改築の場合において、基準時における対象部分の床面積の合計が同項各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ基準時における当該建築物の床面積の合計に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における対象部

分の床面積の合計) を超えないものであること。

(高度利用地区等関係)

第 137 条の 9 法第 3 条第 2 項の規定により法第 59 条第 1 項 (建築物の建蔽率に係る部分を除く。)、法第 60 条の 2 第 1 項 (建築物の建蔽率及び高さに係る部分を除く。) 又は法第 60 条の 3 第 1 項の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、その適合しない部分が、当該建築物の容積率の最低限度又は建築面積に係る場合の増築及び改築については次の各号に、当該建築物の容積率の最高限度及び建築面積に係る場合の増築及び改築については次の各号及び前条各号に、当該建築物の容積率の最高限度に係る場合の増築及び改築については同条各号に定めるところによる。

- 一 増築後の建築面積及び延べ面積が基準時における建築面積及び延べ面積の 1.5 倍を超えないこと。
- 二 増築後の建築面積が高度利用地区、都市再生特別地区又は特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた建築面積の最低限度の $\frac{2}{3}$ を超えないこと。
- 三 増築後の容積率が高度利用地区、都市再生特別地区又は特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた容積率の最低限度の $\frac{2}{3}$ を超えないこと。
- 四 改築に係る部分の床面積が基準時における延べ面積の $\frac{1}{2}$ を超えないこと。

(防火地域及び特定防災街区整備地区関係)

第 137 条の 10 法第 3 条第 2 項の規定により法第 61 条 (防火地域内にある建築物に係る部分に限る。) 又は法第 67 条第 1 項の規定の適用を受けない建築物 (木造の建築物にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。) について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

法 61 条 ⇒26

- 一 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計 (当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に 2 以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計) は、50 m²を超えず、かつ、基準時における当該建築物の延べ面積の合計を超えないこと。
- 二 増築又は改築後における階数が 2 以下で、かつ、延べ面積が 500 m²を超えないこと。
- 三 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。
- 四 増築又は改築に係る部分の外壁の開口部 (法第 86 条の 4 各号のいずれかに該当する建築物の外壁の開口部を除く。以下同じ。) で延焼のおそれのある部分に、**20 分間防火設備** (第 109 条に規定する防火設備であつて、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面 (屋内に面するものに限る。) に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。) を設けること。
- 五 増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、20 分間防火設備が設けられていること。

大臣が定め=令 1
国交告 196
⇒123

(準防火地域関係)

第 137 条の 11 法第 3 条第 2 項の規定により法第 61 条 (準防火地域内にある建築物に係る部分に限る。) の規定の適用を受けない建築物 (木造の建築物にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。) について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

法 61 条 ⇒26

- 一 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計 (当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に 2 以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計) は、50 m²を超えないこと。
- 二 増築又は改築後における階数が 2 以下であること。
- 三 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。
- 四 増築又は改築に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、20 分間防火設備を設けること。
- 五 増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、20 分間防火設備が設けられていること。

(大規模の修繕又は大規模の模様替)

第 137 条の 12 法第 3 条第 2 項の規定により法第 20 条の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物の構造耐力上の危険性が增大しないこれらの修繕又は模様替のすべてとする。

法 86 条の 7、1 項 ⇒28
 大規模の修繕=法 2 条 14 号 ⇒3
 大規模の模様替=法 2 条 15 号 ⇒3

- 2 法第 3 条第 2 項の規定により法第 26 条、法第 27 条、法第 30 条、法第 34 条第 2 項、法第 47 条、法第 51 条、法第 52 条第 1 項、第 2 項若しくは第 7 項、法第 53 条第 1 項若しくは第 2 項、法第 54 条第 1 項、法第 55 条第 1 項、法第 56 条第 1 項、法第 56 条の 2 第 1 項、法第 57 条の 4 第 1 項、法第 57 条の 5 第 1 項、法第 58 条、法第 59 条第 1 項若しくは第 2 項、法第 60 条第 1 項若しくは第 2 項、法第 60 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、法第 60 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項、法第 67 条第 1 項若しくは第 5 項から第 7 項まで又は法第 68 条第 1 項若しくは第 2 項の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替の全てとする。
- 3 法第 3 条第 2 項の規定により法第 28 条の 2 の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕及び大規模の模様替については、次に定めるところによる。
 - 一 大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分が第 137 条の 4 の 2 に規定する基準に適合すること。
 - 二 大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分以外の部分が第 137 条の 4 の 3 第三号の国土交通大臣が定める基準に適合すること。

4 法第 3 条第 2 項の規定により法第 48 条第 1 項から第 14 項までの規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物の用途の変更（第 137 条の 19 第 2 項に規定する範囲内のものを除く。）を伴わないこれらの修繕又は模様替の全てとする。

5 法第 3 条第 2 項の規定により法第 61 条の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕及び大規模の模様替については、次に定めるところによる。

一 大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、20 分間防火設備を設けること。

二 大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、20 分間防火設備が設けられていること。

（増築等をする独立部分以外の独立部分に対して適用されない技術的基準）

第 137 条の 13 法第 86 条の 7 第 2 項（法第 87 条第 4 項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める技術的基準は、第 5 章第 2 節（第 117 条第 2 項を除く。）、第 3 節（第 126 条の 2 第 2 項を除く。）及び第 4 節に規定する技術的基準とする。

法 86 条の 7、2
項 ⇒28

（独立部分）

第 137 条の 14 法第 86 条の 7 第 2 項（法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の政令で定める部分は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

法 86 条の 7、2
項 ⇒28

一 法第 20 条第 1 項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 第 36 条の 4 に規定する建築物の部分

二 法第 35 条（第 5 章第 2 節（第 117 条第 2 項を除く。）及び第 4 節に規定する技術的基準に係る部分に限る。）に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 第 117 条第 2 項各号に掲げる建築物の部分

三 法第 35 条（第 5 章第 3 節（第 126 条の 2 第 2 項を除く。）に規定する技術的基準に係る部分に限る。）に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 建築物が次のいずれかに該当するもので区画されている場合における当該区画された部分

イ 開口部のない準耐火構造の床又は壁

ロ 法第 2 条第九号の二ロに規定する防火設備でその構造が第 112 条第 18 項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

（増築等をする部分以外の居室に対して適用されない基準）

第 137 条の 15 法第 86 条の 7 第 3 項の政令で定める基準は、法第 28 条の 2 第三号に掲げる基準（第 20 条の 7 から第 20 条の 9 までに規定する技術的基準に係る部分に限る。）とする。

法 86 条の 7、3
項 ⇒28

(移転)

第 137 条の 16 法第 86 条の 7 第 4 項の政令で定める範囲は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 移転が同一敷地内におけるものであること。
- 二 移転が交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと特定行政庁が認めるものであること。

(建築物の用途を変更して特殊建築物とする場合に建築主事の確認等を要しない類似の用途)

第 137 条の 18 法第 87 条第 1 項の規定により政令で指定する類似の用途は、当該建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。ただし、第三号若しくは第六号に掲げる用途に供する建築物が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域若しくは田園住居地域内にある場合、第七号に掲げる用途に供する建築物が第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域若しくは工業専用地域内にある場合又は第九号に掲げる用途に供する建築物が準住居地域若しくは近隣商業地域内にある場合については、この限りでない。

法 87 条 1 項 ⇒ 29

- 一 劇場、映画館、演芸場
- 二 公会堂、集会場
- 三 診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設等
- 四 ホテル、旅館
- 五 下宿、寄宿舎
- 六 博物館、美術館、図書館
- 七 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場
- 八 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗
- 九 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー
- 十 待合、料理店
- 十一 映画スタジオ、テレビスタジオ

児童福祉施設等=
令 19 条 1 項

(建築物の用途を変更する場合に法第 27 条等の規定を準用しない類似の用途等)

第 137 条の 19 法第 87 条第 3 項第二号の規定により政令で指定する類似の用途は、当該建築物が前条第八号から第十一号まで及び次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。ただし、法第 48 条第 1 項から第 14 項までの規定の準用に関しては、この限りでない。

法 87 条 3 項 ⇒ 29

- 一 劇場、映画館、演芸場、公会堂、集会場
- 二 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設等

児童福祉施設等=
令 19 条 1 項

三 ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎

四 博物館、美術館、図書館

2 法第 87 条第 3 項第三号の規定により政令で定める範囲は、次に定めるものとする。

一 次のイからホまでのいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該イからホまでに掲げる用途相互間におけるものであること。

イ 法別表第 2(に)項第三号から第六号までに掲げる用途

ロ 法別表第 2(ほ)項第二号若しくは第三号、同表(へ)項第四号若しくは第五号又は同表(と)項第三号(1)から(16)までに掲げる用途

ハ 法別表第 2(り)項第二号又は同表(ぬ)項第三号(1)から(20)までに掲げる用途

ニ 法別表第 2(る)項第一号(1)から(31)までに掲げる用途（この場合において、同号(1)から(3)まで、(11)及び(12)中「製造」とあるのは、「製造、貯蔵又は処理」とする。）

ホ 法別表第 2(を)項第五号若しくは第六号又は同表(わ)項第二号から第六号までに掲げる用途

二 法第 48 条第 1 項から第 14 項までの規定に適合しない事由が原動機の出力量、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、用途変更後のそれらの出力量、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力量、台数又は容量の合計の 1.2 倍を超えないこと。

三 用途変更後の法第 48 条第 1 項から第 14 項までの規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。

3 法第 87 条第 3 項の規定によつて同項に掲げる条例の規定を準用する場合における同項第二号に規定する類似の用途の指定については、第 1 項の規定にかかわらず、当該条例で、別段の定めをすることができる。

（仮設建築物等に対する制限の緩和）

第 147 条 法第 85 条第 2 項、第 5 項又は第 6 項に規定する仮設建築物（高さが 60m 以下のものに限る。）については、第 22 条、第 28 条から第 30 条まで、第 37 条、第 46 条、第 49 条、第 67 条、第 70 条、第 3 章第 8 節、第 112 条、第 114 条、第 5 章の 2、第 129 条の 2 の 3（屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分に限る。）、第 129 条の 13 の 2 及び第 129 条の 13 の 3 の規定は適用せず、法第 85 条第 2 項に規定する仮設建築物については、第 41 条から第 43 条まで、第 48 条及び第 5 章の規定は適用しない。

法 85 条 2 項 ⇒ 27

2 災害があつた場合において建築物の用途を変更して法第 87 条の 3 第 2 項に規定する公益的建築物として使用するときにおける当該公益的建築物（以下この項において単に「公益的建築物」という。）、建築物の用途を変更して同条第 5 項に規定する興行場等とする場合における当該興行場等及び建築物の用途を変更して同条第 6 項に規定する特別興行場等とする場合における当該特別興行場等（いずれも高さが 60m 以下のものに限る。）について

は、第 22 条、第 28 条から第 30 条まで、第 46 条、第 49 条、第 112 条、第 114 条、第五章の 2、第 129 条の 13 の 2 及び第 129 条の 13 の 3 の規定は適用せず、公益的建築物については、第 41 条から第 43 条まで及び第五章の規定は適用しない。

3 第 138 条第 1 項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げる煙突（高さが 60m 以下のものに限る。）でその存続期間が 2 年以内のものについては、第 139 条第 1 項第四号、第 3 項（第 37 条及び第 38 条第 6 項の規定の準用に関する部分に限る。）及び第 4 項（第 37 条、第 38 条第 6 項及び第 67 条の規定の準用に関する部分に限る。）の規定は、適用しない。

4 第 138 条第 1 項に規定する工作物のうち同項第二号に掲げる工作物（高さが 60m 以下のものに限る。）でその存続期間が 2 年以内のものについては、第 140 条第 2 項において準用する第 139 条第 1 項第四号、第 140 条第 3 項（第 37 条及び第 38 条第 6 項の規定の準用に関する部分に限る。）及び第 140 条第 4 項（第 37 条、第 38 条第 6 項及び第 67 条の規定の準用に関する部分に限る。）の規定は、適用しない。

5 第 138 条第 1 項に規定する工作物のうち同項第三号又は第四号に掲げる工作物（高さが 60m 以下のものに限る。）でその存続期間が 2 年以内のものについては、第 141 条第 2 項において準用する第 139 条第 1 項第四号、第 141 条第 3 項（第 37 条、第 38 条第 6 項及び第 70 条の規定の準用に関する部分に限る。）及び第 141 条第 4 項（第 37 条、第 38 条第 6 項、第 67 条及び第 70 条の規定の準用に関する部分に限る。）の規定は、適用しない。

(令和元年 6 月 21 日 国土交通省告示第 193 号)

建築基準法第 21 条第 1 項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、建築基準法第 21 条第 1 項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件を次のとおり制定する。

第 1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 109 条の 5 第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第 21 条第 1 項に規定する建築物の主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（次の各号のうち 2 以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該 2 以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。

- 一 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、75 分間準耐火構造）とすること。
- イ 地階を除く階数が 4 以下であること。
- ロ 法別表第 1(イ)欄(5)項又は(6)項に掲げる用途に供するものでないこと。
- ハ 床面積の合計 200 m²以内ごとに 75 分間準耐火構造の床若しくは壁又は 75 分間防火設備で令第 112 条第 18 項第一号に規定する構造であるもので区画されていること。ただし、当該防火設備が常時閉鎖又は作動した状態にあるものである場合にあつては、床面積の合計 500 m²以内ごとに区画されていなければならない。
- ニ ハの規定により区画された部分ごとにスプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を連結したものを除く。）、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものが設けられていること。
- ホ 天井（天井のない場合においては、屋根。以下この項及び次項第四号ロ(2)において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。第三号ロにおいて同じ。）の仕上げが準不燃材料でされていること。
- ヘ 2 階以上の階に居室を有するものにあつては、避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）で次に掲げる基準に適合するものが設けられていること。
 - (1) 令第 123 条第 3 項各号（第三号、第十号及び第十二号を除く。）に掲げる基準に適合していること。
 - (2) 階段室、バルコニー及び付室は、令第 123 条第 3 項第六号の開口部、同項第八号の窓又は(3)の出入口の部分（令第 129 条の 13 の 3 第 3 項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供するバルコニー又は付室にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。）を除き、次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる壁（防火被覆が設けられていないものを除く。）で囲むこと。
 - (i) その全部又は一部に木材を用いた壁で法第 21 条第 1 項の規定により令第 109 条の 5 第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物（通常火災終了時間が 2 時間以上であるものに限る。）又は法第 27 条第 1 項の規定により令第 110 条第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物（特定避難時間が 2 時間以上であるものに限る。）の壁（非耐力壁である外壁にあつては、延焼のおそれのある部分に限る。）の構造方法を用いる構造のもの

- (ii) 令和元年国土交通省告示第 194 号第 2 第 3 項第一号に定める構造の壁（その全部又は一部に木材を用いたものを除く。）
 - (3) 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には 75 分間防火設備で令第 112 条第 18 項第二号に規定する構造であるものを、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備で令第 112 条第 18 項第二号に規定する構造であるものを設けること。
 - (4) バルコニー又は付室の床面積（バルコニーで床面積がないものにあつては、床部分の面積。以下この(4)において同じ。）は 10 m²以上とし、各階におけるバルコニー又は付室の床面積の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に 100 分の 3 を乗じたものの合計以上とすること。
- ト 外壁の開口部（次の(1)から(4)までのいずれにも該当しないものに限る。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ平成 27 年国土交通省告示第 255 号表 1 に掲げる式により計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に同告示表 2 に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内の部分である外壁の開口部に法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備が設けられていること。
- (1) 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを令第 128 条の 5 第 1 項第二号に掲げる仕上げとしたものに設けられたもの
 - (2) (1)に規定する室のみに隣接する通路その他防火上支障のない通路に設けられたもの
 - (3) 高さが 0.3m 以下のもの
 - (4) 開口面積が 0.2 m²以内のもの
- チ 居室に避難上支障がないよう自動火災報知設備が設けられていること。
- リ 廊下その他の避難の用に供する部分に令第 126 条の 3 第 1 項に掲げる基準に適合する排煙設備が設置され、又は当該避難の用に供する部分が外気に有効に開放されていること。
- ヌ 周囲（道に接する部分を除く。次号口において同じ。）に幅員が 3m 以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。次号口において同じ。）が設けられていること。
- ル 用途地域が定められている土地の区域内にある建築物であること。
- 二 次に掲げる基準に適合する建築物（倉庫又は自動車車庫の用途に供するものを除く。） 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、1 時間準耐火基準（令第 112 条第 2 項に規定する 1 時間準耐火基準をいう。ロ(1)において同じ。）に適合する準耐火構造）とすること。
- イ 地階を除く階数が 3 以下であること。
- ロ 周囲に幅員が 3m 以上の通路が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合する建築物については、この限りでない。
- (1) 延べ面積が 200 m²を超えるものにあつては、床面積の合計 200 m²以内ごとに 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備で区画されていること。
 - (2) 外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさしその他これに類するもので、次(i)のから(iv)までのいずれかに掲げる構造

方法を用いるものが、防火上有効に設けられていること。

- (i) 準耐火構造の床又は壁に用いる構造とすること。
- (ii) 防火構造の外壁に用いる構造とすること。
- (iii) 令第 109 条の 3 第二号ハに規定する 3 階以上の階における床に用いる構造又は令第 115 条の 2 第 1 項第四号に規定する 1 階の床(直下に地階がある部分に限る。)及び 2 階の床(通路等の床を除く。)に用いる構造とすること。
- (iv) 不燃材料で造ること。

三 次に掲げる基準に適合する建築物(倉庫又は自動車車庫の用途に供するものを除く。) 令第 115 条の 2 第 1 項第四号から第六号まで、第八号及び第九号の規定に適合する構造とすること。

イ 地階を除く階数が 2 以下であること。

ロ 建築物の各室及び各通路について、壁(床面からの高さが 1.2m 以下の部分を除く。)及び天井の室内に面する部分の仕上げが難燃材料でされ、又はスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものと及び令第 126 条の 3 の規定に適合する排煙設備が設けられていること。

ハ 令第 46 条第 2 項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

2 前項第一号の「75 分間準耐火構造」とは、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合する構造をいう。

一 耐力壁 次に掲げる基準

イ 自重又は積載荷重(令第 86 条第 2 項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域における建築物にあつては、自重、積載荷重又は積雪荷重)を支える部分の全部又は一部に木材を用いた建築物(以下この項において「木造建築物」という。)の耐力壁(その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板(それぞれ集成材の日本農林規格(平成 19 年農林水産省告示第 1152 号)第 2 条、単板積層材の日本農林規格(平成 20 年農林水産省告示第 701 号)第 2 条又は直交集成板の日本農林規格(平成 25 年農林水産省告示第 3079 号)第 2 条に規定する使用環境 A 又は B の表示をしてあるものに限る。以下この項において同じ。)を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分(以下この項において「取合い等の部分」という。)が当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造(以下この項において「炎侵入防止構造」という。)であること。

(i) 当該耐力壁の接合部の構造方法が、次に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

(ii) 接合部のうち木材で造られた部分の片側(当該耐力壁が面する室内において発生する火災による火熱が当該耐力壁の両側に同時に加えられるおそれがある場合にあつては、両側。以下この項において同じ。)の表面(木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。)から内側に、次の

- (イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分が除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。
- (イ) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板に使用する接着剤（以下単に「**接着剤**」という。）として、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はレゾルシノール・フェノール樹脂（以下「**フェノール樹脂等**」という。）を使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあつては、ラミナの厚さが 12 mm 以上の場合に限る。） **6.5 cm**
- (ロ) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあつては、ラミナの厚さが 21 mm 以上の場合に限る。） **8.5 cm**
- (二) 接合部にボルト、ドリフトピン、釘、木ねじその他これらに類するものを用いる場合においては、これらが木材その他の材料で防火上有効に被覆されていること。
- (三) 接合部に鋼材の添え板その他これに類するものを用いる場合においては、これらが埋め込まれ、又は挟み込まれていること。ただし、木材その他の材料で防火上有効に被覆されている場合においては、この限りでない。
- (ii) 当該耐力壁を有する建築物全体が、次に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。
- (一) 主要構造部である耐力壁のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、(1) (i) (一) (イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分が除かれたときの残りの断面（(二)及び(iii)において「**残存断面**」という。）について、令第 82 条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、長期応力度を計算すること。
- (二) (一)によって計算した長期応力度が、残存断面について令第 94 条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないことを確かめること。
- (iii) 残存断面の厚さが 20 cm 以上であること。
- (2) 法第 21 条第 1 項の規定により令第 109 条の 5 第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物（通常火災終了時間が 75 分間以上であるものに限る。以下この項において同じ。）又は法第 27 条第 1 項の規定により令第 110 条第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物（特定避難時間が 75 分間以上であるものに限る。以下この項において同じ。）の耐力壁の構造方法を用いる構造であること。
- ロ 木造建築物の耐力壁（イに規定するものを除く。）及び組積造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（以下「**組積造の建築物等**」という。）の耐力壁にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
- (1) 平成 27 年国土交通省告示第 250 号第 2 第一号イ(1)から(5)までのいずれかに該当する構造であるもの
- (2) 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側に防火被覆（強化せっこうボード（ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率を 95%以上、ガラス繊維の含有率を 0.4%以上とし、かつ、ひる石の含有率を 2.5%以上としたものに限る。以下この項において同じ。）を 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 42 mm 以上のものに限る。）を設け、かつ、当該耐力壁が外壁である場合にあつては、屋外側

の防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを張ったもの又はモルタル若しくはしっくいを塗ったもの

(3) イ(2)に規定する構造であるもの

二 非耐力壁 次に掲げる基準

イ 木造建築物の非耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該非耐力壁の厚さが次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが 12 mm 以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが 12 mm 以上で、かつ、加熱面の表面から 6.5 cm の部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。） 9.5 cm

(ii) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが 21 mm 以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが 21 mm 以上で、かつ、加熱面の表面から 8.5 cm の部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。） 11.5 cm

(2) 法第 21 条第 1 項の規定により令第 109 条の 5 第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物又は法第 27 条第 1 項の規定により令第 110 条第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物の非耐力壁（外壁にあつては、延焼のおそれのある部分に限る。）の構造方法を用いる構造であること。

ロ 木造建築物の非耐力壁（イに規定するものを除く。）及び組積造の建築物等の非耐力壁にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 平成 27 年国土交通省告示第 250 号第 2 第一号イ(1)から(5)までのいずれかに該当する構造であるもの

(2) 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側に防火被覆（強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 42 mm 以上のものに限る。）を設け、かつ、当該非耐力壁が外壁である場合にあつては、屋外側の防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを張ったもの又はモルタル若しくはしっくいを塗ったもの

(3) イ(2)に規定する構造であるもの

三 柱 次に掲げる基準

イ 木造建築物の柱（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 令第 46 条第 2 項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

(ii) 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和 62 年建設省告示第 1901 号に定める基準に従つて、通常

の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「2.5 cm」とあるのは「令和元年国土交通省告示第 193 号第 1 第 2 項第一号イ(1)(i)→(i)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。第五号イ(1)(ii)において同じ。

(iii) 当該柱を有する建築物全体が、昭和 62 年建設省告示第 1902 号に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「2.5 cm」とあるのは「令和元年国土交通省告示第 193 号第 1 第 2 項第一号イ(1)(i)→(i)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。第五号イ(1)(iii)において同じ。

(iv) 主要構造部である柱のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号イ(1)(i)→(i)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ロ)に定める値の部分が除かれたときの残りの断面の小径が、20 cm以上であること。

(2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であること。

(i) 耐火構造（通常の火災による火熱が加えられた場合に、2 時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものに限る。第五号イ(2)(i)において同じ。）であるもの

(ii) 法第 21 条第 1 項の規定により令第 109 条の 5 第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物又は法第 27 条第 1 項の規定により令第 110 条第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物の柱の構造方法を用いる構造

ロ 木造建築物の柱（イに規定するものを除く。）及び組積造の建築物等の柱にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) イ(2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であるもの

(2) 防火被覆（強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 46 mm以上のものに限る。）を設けたもの

四 床 次に掲げる基準

イ 木造建築物の床（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 当該床の接合部の構造方法が、次に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

→ 接合部のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次の(i)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ロ)に定める値の部分が除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。

(i) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあつては、ラミナの厚さが 12 mm以上の場合に限る。） 6.5 cm

(ロ) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあつては、ラミナの厚さが 21 mm以上の場合に限る。） 8.5 cm

- (二) 接合部にボルト、ドリフトピン、釘、木ねじその他これらに類するものを用いる場合においては、これらが木材その他の材料で防火上有効に被覆されていること。
- (三) 接合部に鋼材の添え板その他これに類するものを用いる場合においては、これらが埋め込まれ、又は挟み込まれていること。ただし、木材その他の材料で防火上有効に被覆されている場合においては、この限りでない。
- (ii) 当該床を有する建築物全体が、次に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
 - (一) 主要構造部である床のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、(1)(i)～(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値の部分が除かれたときの残りの断面（(ii)及び(iii)において「**残存断面**」という。）について、令第 82 条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、長期応力度を計算すること。
 - (二) (一)によって計算した長期応力度が、残存断面について令第 94 条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないことを確かめること。
 - (iii) 残存断面の厚さが 20 cm 以上であること。
 - (iv) 床の上面に防火被覆（強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 46 mm 以上のものに限る。）を設けること。
- (2) 法第 21 条第 1 項の規定により令第 109 条の 5 第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物又は法第 27 条第 1 項の規定により令第 110 条第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物の床の構造方法を用いる構造であること。
- ロ 木造建築物の床（イに規定するものを除く。）及び組積造の建築物等の床にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
 - (1) 平成 27 年国土交通省告示第 250 号第 2 第一号イ(1)から(5)までのいずれかに該当する構造であるもの
 - (2) 根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その表側の部分に防火被覆（強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 42 mm 以上のものに限る。）を設け、かつ、その裏側の部分又は直下の天井に防火被覆（強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 46 mm 以上のものに限る。）を設けたもの
 - (3) イ(2)に規定する構造であるもの

五 はり 次に掲げる基準

- イ 木造建築物のはり（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。
 - (1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
 - (i) 令第 46 条第 2 項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

- (ii) 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和 62 年建設省告示第 1901 号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。
 - (iii) 当該はりを有する建築物全体が、昭和 62 年建設省告示第 1902 号に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。
 - (iv) 主要構造部であるはりのうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一イ(1)(i)～(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に掲げる値の部分を除かれたときの残りの断面の小径が、20 cm以上であること。
- (2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であること。
- (i) 耐火構造
 - (ii) 法第 21 条第 1 項の規定により令第 109 条の 5 第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物又は法第 27 条第 1 項の規定により令第 110 条第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物のはりの構造方法を用いる構造
- ロ 木造建築物のはり（イに規定するものを除く。）及び組積造の建築物等のはりにあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
- (1) イ(2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であるもの
 - (2) 防火被覆(強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 46 mm以上のものに限る。)を設けたもの

六 軒裏 次に掲げる基準

- イ 木造建築物の軒裏（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。
- (1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、壁の厚さが次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
 - (i) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが 12 mm以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが 12 mm以上で、かつ、加熱面の表面から 6.5 cmの部分を除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。） 9.5 cm
 - (ii) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが 21 mm以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが 21 mm以上で、かつ、加熱面の表面から 9.5 cmの部分を除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。） 11.5 cm
 - (2) 法第 21 条第 1 項の規定により令第 109 条の 5 第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物又は法第 27 条第 1 項の規定により令第 110 条第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物の軒裏（延焼のおそれのある部分に限る。）の構造方法を用いる構造であること。
- ロ 木造建築物の軒裏（イに規定するものを除く。）及び組積造の建築物等の軒裏にあつては、次の(1)から

(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 平成 27 年国土交通省告示第 250 号第 2 第一号イ(1)から(3)まで又は(5)のいずれかに掲げるもの

(2) イ(2)に規定する構造であるもの

(3) 防火被覆(強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 46 mm 以上のものに限る。)を設けたもの

3 第 1 項第一号ハ及びヘ(3)の「75 分間防火設備」とは、次の各号のいずれかに掲げる防火設備(周囲の部分が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものであって、枠若しくは他の防火設備と接する部分を相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりを設けることその他の閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物が当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたものに限る。)をいう。

一 法第 61 条の規定による認定を受けた防火設備(通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 75 分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものに限る。)

二 骨組を鉄材又は鋼材とし、両面にそれぞれ厚さが 0.8 mm 以上の鉄板又は鋼板を張った防火設備

三 鉄材又は鋼材で造られたもので鉄板又は鋼板の厚さが 1.6 mm 以上の防火設備

四 厚さ 28 mm 以上の繊維強化セメント板で造られた防火設備

第 2 令第 109 条の 5 第二号に掲げる基準に適合する法第 21 条第 1 項に規定する建築物の主要構造部の構造方法は、耐火構造又は令第 108 条の 3 第 1 項第一号若しくは第二号に該当する構造とすることとする。

附 則

1 この告示は、建築基準法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 67 号)の施行の日(令和元年 6 月 25 日)から施行する。

2 ひさしその他これに類するものの構造方法を定める件(平成 27 年国土交通省告示第 254 号)は、廃止する。

(令和元年国土交通省告示第 194 号)

防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件

第 1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 136 条の 2 第一号イに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備（同号イに定める外壁開口部設備をいう。以下同じ。）の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 主要構造部は、耐火構造又は令第 108 条の 3 第 1 項第一号若しくは第二号に該当する構造とすること。
- 二 外壁開口部設備は、建築基準法（以下「法」という。）第 2 条第九号の二ロに規定する防火設備とすること。

第 2 令第 136 条の 2 第一号ロに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 次に掲げる基準に適合する建築物 次の表 2 に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表に定める構造方法
 - イ 地階を除く階数が 3 以下であること。
 - ロ 延べ面積が 3,000 m²（一戸建ての住宅にあっては、200 m²）以下であること。
 - ハ 各階における外壁の開口部の面積の合計の当該外壁の面積に対する割合が、次の表 1 に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表に定める数値以下であること。

1

$s \leq 1$ の場合	0.05
$1 < s \leq 3$ の場合	s を 10 で除して得た数値から 0.05 を減じて得た数値
$3 < s$ の場合	0.25
この表において、 s は、当該外壁の開口部から隣地境界線、当該建築物と同一敷地内の他の建築物（同一敷地内の建築物の延べ面積の合計が 500 m ² 以内である場合における当該他の建築物を除く。第 4 第一号イ(1)(ii)(三)において同じ。）との外壁間の中心線（第 4 第一号において「隣地境界線等」という。）又は道路中心線までの水平距離（単位 m）を表すものとする。	

- ニ 次の表 2 の(1)から(3)までに掲げる建築物のうち延べ面積が 500 m²（同表の(2)に掲げる建築物にあっては、100 m²）を超えるものにあつては、床面積の合計 500 m²（同表の(2)に掲げる建築物にあっては、100 m²）以内ごとに 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画され、かつ、当該区画された部分ごとにスプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を連結したものを除く。）、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものが設けられていること。
- ホ 次の表 2 の(4)に掲げる建築物にあっては、令第 112 条第 10 項に規定する堅穴部分と当該堅穴部分以外の部分とが準耐火構造の床若しくは壁又は令第 112 条第 11 項に規定する 10 分間防火設備で

区画されていること。

2

	建築物	主要構造部（外壁、屋根及び階段を除く。）の構造方法	外壁及び屋根の軒裏の構造	屋根（軒裏を除く。）及び階段の構造方法	外壁開口部設備の構造方法
(1)	別表第 1(イ)欄(1)項、(3)項若しくは(4)項に掲げる用途（物品販売業を営む店舗を除く。）又は事務所の用途に供する建築物	1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。	75 分間準耐火構造とすること。	準耐火構造とすること。	法第 2 条第九号の二に規定する防火設備とすること。
(2)	法別表第 1(イ)欄(2)項に掲げる用途に供する建築物	1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。	90 分間準耐火構造とすること。	準耐火構造とすること。	法第 2 条第九号の二に規定する防火設備とすること。
(3)	物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物	1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。	90 分間準耐火構造とすること。	準耐火構造とすること。	30 分間防火設備とすること。
(4)	一戸建ての住宅	準耐火構造とすること。	75 分間準耐火構造とすること。	準耐火構造とすること。	法第 2 条第九号の二に規定する防火設備とすること。

二 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物 次のイ及びロに掲げる構造方法

イ 主要構造部は、不燃材料で造られたものその他これに類する構造とすること。

ロ 外壁開口部設備は、20 分間防火設備（令第 137 条の 10 第四号に規定する 20 分間防火設備をいう。以下同じ。）とすること。

2 前項第一号の「75 分間準耐火構造」とは、令和元年国土交通省告示第 193 号第 1 第 2 項に規定する 75 分間準耐火構造をいう。

3 第 1 項第一号の「90 分間準耐火構造」とは、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造をいう。

一 壁 次のイ又はロのいずれかに該当する構造

イ 平成 27 年国土交通省告示第 250 号第 2 第一号イ(1)から(5)までのいずれかに該当する構造

ロ 法第 21 条第 1 項の規定により令第 109 条の 5 第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物（通常火災終了時間が 90 分間以上であるものに限る。次号ロにおいて同じ。）又は法第 27 条第 1 項の規定により令第 110 条第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物（特定避難時間が 90 分間以上であるものに限る。次号ロにおいて同じ。）の壁（非耐力壁である外壁にあつては、延焼のおそれのある部分に限る。）の構造方法を用いる構造

二 軒裏 次のイ又はロのいずれかに該当する構造

イ 平成 27 年国土交通省告示第 250 号第 2 第一号イ(1)から(3)まで又は(5)のいずれかに該当する構造

ロ 法第 21 条第 1 項の規定により令第 109 条の 5 第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物又は法第 27 条第 1 項の規定により令第 110 条第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物の軒裏（延焼のおそれのある部分に限る。）の構造方法を用いる構造

4 第 1 項第一号の「30 分間防火設備」とは、次に掲げる防火設備（周囲の部分が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものであつて、枠又は他の防火設備と接する部分を相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりが設けられていることその他の閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物を当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けたものに限る。）をいう。

一 令第 114 条第 5 項において読み替えて準用する令第 112 条第 20 項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による認定を受けた防火設備

二 鉄材又は鋼材で造られた防火設備で、鉄板又は鋼板の厚さが 1.0 mm 以上のもの（耐熱結晶化ガラス（主たる構成物質が二酸化けい素、酸化アルミニウム及び酸化リチウムであるガラスをいい、厚さが 5 mm 以上であり、かつ、線膨張係数が 30℃から 750℃までの範囲において、1 度につき 0 ± 0.0000005 であるものに限る。次号イにおいて同じ。）を用いたものを含む。）

三 枠を鉄材又は鋼材で造り、かつ、次のイからホまでに掲げる基準に適合する構造とした防火設備

イ 耐熱結晶化ガラスを用いたものであること。

ロ はめごろし戸であること。

ハ 幅が 1,000 mm 以上 1,200 mm 以下で高さが 1,600 mm 以上 2,400 mm 以下の開口部に取り付けられたものであること。

ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。

(i) ガラスを鉄材又は鋼材で造られた厚さが 3 mm 以上の取付部材（ガラスを枠に取り付けるために設置される部材をいう。(ii)において同じ。）により枠に堅固に取り付けること。

(ii) 取付部材を鋼材で造られたねじにより枠に 250 mm 以下の間隔で固定すること。

(iii) ガラスの下にセッティングブロック（鋼材又はけい酸カルシウム板で造られたものに限る。）を設置すること。

(iv) ガラスの取付部分に含まれる部分の長さを 7 mm 以上とすること。

ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないように、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。

- (i) シーリング材又はグレイジングガスケットで、難燃性を有するもの（シリコーン製であるものに限る。）
- (ii) 加熱により膨張する部材（黒鉛を含有するエポキシ樹脂で造られたものに限る。）

第 3 令第 136 条の 2 第二号イに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 主要構造部は、準耐火構造又は令第 109 条の 3 第一号若しくは第二号に掲げる基準に適合する構造とすること。
- 二 外壁開口部設備は、法第 2 条第九号の二に規定する防火設備とすること。

第 4 令第 136 条の 2 第二号ロに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が 3 で延べ面積が 500 m²以下のもの（第三号に掲げる建築物で同号に定める構造方法を用いるものを除く。） 次のイ又はロのいずれかに掲げる構造方法

イ 次に掲げる構造とすること。

(1) 外壁は、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(i) 準耐火構造又は次に掲げる基準に適合する構造であること。

(イ) 防火構造であること。

(ロ) 当該外壁（天井裏（直下の天井が(5)に定める構造であるものに限る。(3)において同じ。）又は床下にある部分を除く。）の屋内側の部分に次の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する防火被覆を設けた構造であること。

(イ) 厚さが 12 mm以上のせっこうボード

(ロ) 厚さが 5.5 mm以上の難燃合板又は厚さが 9 mm以上のせっこうボードの上に厚さが 9 mm以上のせっこうボードを張ったもの

(ハ) 厚さが 7 mm以上のせっこうラスボードの上に厚さが 8 mm以上のせっこうプラスターを塗ったもの

(三) 防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下第 4 において「**取合い等の部分**」という。）が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられていることその他の外壁の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。

(ii) 隣地境界線等又は道路中心線に面する外壁にあっては、その開口部（防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものに面するものを除く。以下同じ。）で、当該隣地境界線等又は道路中心線からの水平距離が 5m 以下のものについて、当該開口部の面積が、当該隣地境界線等又は道路中心線からの水平距離に応じて次に定める基準に適合するものであること。

(一) 張り間方向又は桁行方向と直交し、かつ、当該建築物に面する平面（以下この(一)及び(ロ)において「**基準面**」という。）のそれぞれについて、各開口部の当該基準面への張り間方向又は桁行方向の投影面積（単位 m^2 ）（以下この(一)において「**投影面積**」という。）を当該開口部に面する隣地境界線等又は道路中心線から当該開口部までの水平距離の区分に応じて次の表に掲げる数値で除して得た数値を合計したものが 1 を超えないものであること。この場合において、法第 2 条第九号の二ロに規定する防火設備で、令第 112 条第 18 項第一号イ及びニに掲げる要件を満たすもの又ははめごろし戸であるものを設けた開口部以外の開口部の投影面積は、当該投影面積の 1.5 倍であるものとみなす。

隣地境界線等又は道路中心線からの水平距離 (単位 m)	投影面積を除する数値
1 以下	9
1 を超え、2 以下	16
2 を超え、3 以下	25
3 を超え、4 以下	36
4 を超え、5 以下	49

(二) 外壁面の基準面への張り間方向又は桁行方向の投影長さが 10m を超える場合においては、(一)の数値の合計は当該基準面の長さ 10m 以内ごとに区分された部分について算定する。この場合において、(一)の表の数値に当該区分された部分の長さのメートルの数値を 10 で除した数値を乗じて得た数値を同表の数値とする。

(三) 道路の幅員又は当該建築物と同一敷地内の他の建築物の外壁との水平距離（以下この(三)において「**道路の幅員等**」という。）が 6m を超える場合においては、(一)の適用に当たっては、道路中心線又は当該建築物と同一敷地内の他の建築物との外壁間の中心線（以下この(三)において「**道路中心線等**」という。）からの水平距離に道路の幅員等の 2 分の 1 を加えたもののメートルの数値から 3 を減じたものを道路中心線等からの水平距離のメートルの数値とみなす。

(2) 構造耐力上主要な部分に枠組壁工法を用いた建築物（平成 13 年国土交通省告示第 1540 号第 1 から第 12 までに規定する技術的基準に適合する建築物をいう。(5)において同じ。）の耐力壁は、準耐火構造又は(3)(ii)(一)(イ)及び(ロ)に掲げる基準に適合する構造とすること。

(3) 主要構造部である柱及びはりは、準耐火構造又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(i) 全部又は一部に木材を用いたものであること。

(ii) 次の(一)から(四)までのいずれかに該当するものを除き、その小径が 12 cm 以上であること。

(一) 次に掲げる基準に適合する壁の内部にあるもの

(イ) 壁（準耐火構造であるもの及び天井裏又は床下にある部分を除く。）の屋内側の部分に(1)(i)(ロ)(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造であること。

(ロ) 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられていることその他の壁の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。

- (二) (4)に規定する構造の床、準耐火構造の床又は令第 109 条の 3 第二号ハ若しくは第 115 条の 2 第 1 項第四号に規定する構造の床の内部にあるもの
 - (三) (6)に規定する構造の屋根の内部にあるもの
 - 四 天井裏にあるもの
- (4) 床は、令第 109 条の 3 第二号ハに掲げる構造又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。
- (i) 床の裏側の部分に次の(一)又は(二)のいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造であること。
 - (一) 厚さが 12 mm以上のせっこうボード
 - (二) 厚さが 5.5 mm以上の難燃合板又は厚さが 9 mm以上のせっこうボードの上に厚さが 9 mm以上のせっこうボード又は厚さが 9 mm以上のロックウール吸音板を張ったもの
 - (ii) 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられていることその他の床の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。
- (5) 床又は構造耐力上主要な部分に枠組壁工法を用いた建築物のトラス（小屋組に用いる場合に限る。）の直下の天井は、令第 109 条の 3 第二号ハに掲げる構造又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。
- (i) (4)(i)(一)又は(二)のいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造であること。
 - (ii) 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられていることその他の天井裏の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。
- (6) 屋根は、令第 109 条の 3 第一号に規定する構造又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。
- (i) 屋根の屋内側の部分に次の(一)又は(二)のいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造であること。
 - (一) 厚さが 12 mm以上のせっこうボードの上に厚さが 9 mm以上のせっこうボード又は厚さが 9 mm以上のロックウール吸音板を張ったもの
 - (二) 厚さが 9 mm以上のせっこうボードの上に厚さが 12 mm以上のせっこうボードを張ったもの
 - (ii) 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられていることその他の屋根の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。
- (7) 屋根の直下の天井は、次に掲げる基準に適合する構造とすること。
- (i) (6)(i)(一)又は(二)のいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造であること。
 - (ii) 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられていることその他の天井裏の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。
- (8) 軒裏は、防火構造とすること。
- (9) 3 階の室の部分は、それ以外の部分と間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で区画すること。
- (10) 外壁開口部設備は、20 分間防火設備とすること。ただし、隣地境界線等に面する外壁の開口部で、当該隣地境界線等からの水平距離が 1m 以下のもの（換気孔又は居室以外の室（かまど、こ

んろその他火を使用する設備又は器具を設けたものを除く。)に設ける換気のための窓で、開口面積が各々0.2 m²以内のものを除く。)に設ける外壁開口部設備にあっては、法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備で、昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 3 若しくは第 4 に規定する構造方法を用いるもの又ははめごろし戸であるものとする。

ロ 次に掲げる基準に適合する構造とすること。

- (1) 主要構造部は、令第 108 条の 3 第 1 項第一号又は第二号に該当する構造であること。
- (2) 外壁開口部設備は、法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備であること。

二 延べ面積が 50 m²以内の平家建ての附属建築物 次のイ又はロのいずれかに掲げる構造方法

イ 次に掲げる基準に適合する構造とすること。

- (1) 外壁及び軒裏は、防火構造であること。
- (2) 外壁開口部設備は、20 分間防火設備であること。

ロ 次に掲げる基準に適合する構造とすること。

- (1) 主要構造部は、令第 108 条の 3 第 1 項第一号又は第二号に該当する構造であること。
- (2) 外壁開口部設備は、法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備であること。

三 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物 次のイ又はロに掲げる構造方法

イ 第 2 第 1 項第二号イ及びロに掲げる構造方法

ロ 次に掲げる基準に適合する構造とすること。

- (1) 主要構造部は、令第 108 条の 3 第 1 項第一号又は第二号に該当する構造であること。
- (2) 外壁開口部設備は、法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備であること。

四 前三号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 主要構造部は、令第 108 条の 3 第 1 項第一号又は第二号に該当する構造であること。

ロ 外壁開口部設備は、法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備であること。

第 5 令第 136 条の 2 第三号イに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一 次に掲げる基準に適合する構造とすること。

- イ 外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分は、防火構造であること。
- ロ 外壁開口部設備は、20 分間防火設備であること。

二 次に掲げる基準に適合する構造とすること。

- イ 主要構造部は、令第 108 条の 3 第 1 項第一号又は第二号に該当する構造であること。
- ロ 外壁開口部設備は、法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備であること。

第 6 令第 136 条の 2 第四号イに掲げる基準に適合する外壁開口部設備の構造方法は、20 分間防火設備とすることとする。

第 7 令第 136 条の 2 第五号に掲げる基準に適合する門又は扉（準防火地域内にある木造建築物等に附属するものにあつては、当該門又は扉が建築物の 1 階であるとした場合に延焼のおそれのある部分に限る。）

の構造方法は、門にあつては第一号、塀にあつては第二号に定めるものとする。

一 次に掲げる構造方法

- イ 不燃材料で造り、又は覆うこと。
- ロ 道に面する部分を厚さ 24 mm 以上の木材で造ること。

二 次に掲げる構造方法

- イ 不燃材料で造り、又は覆うこと。
- ロ 厚さ 24 mm 以上の木材で造ること。
- ハ 土塗真壁造で塗厚さが 30 mm 以上のもの（表面に木材を張ったものを含む。）とすること。

第 8 第 1 第二号、第 3 第二号及び第 4 第四号ロの規定は、準防火地域内にある建築物で法第 86 条の 4 各号のいずれかに該当するものの外壁開口部設備には適用しない。

2 第 2 第 1 項第二号ロ、第 4 第一号イ(10)及びロ(2)、第二号イ(2)及びロ(2)並びに第三号ロ(2)、第 5 第一号ロ及び第二号ロ並びに第六の規定は、法第 86 条の 4 各号のいずれかに該当する建築物の外壁開口部設備には適用しない。

附 則

- 1 この告示は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）の施行の日（令和元年 6 月 25 日）から施行する。
- 2 外壁の開口部の面積に関する基準を定める件（昭和 62 年建設省告示第 1903 号）、建築物の部分を指定する件（昭和 62 年建設省告示第 1904 号）及び外壁、主要構造部である柱及びはり、床、床の直下の天井、屋根、屋根の直下の天井並びに国土交通大臣が指定する建築物の部分の構造方法を定める件（昭和 62 年建設省告示第 1905 号）は、廃止する。

(令和元年 6 月 21 日 国土交通省告示第 195 号)

1 時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 112 条第 2 項の規定に基づき、1 時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件を次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第 112 条第 2 項に規定する 1 時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法は次のとおりとする。

第 1 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニに定める構造方法にあっては、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 令第 112 条第 2 項第一号及び第二号に定める基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ 耐火構造とすること。

ロ 特定準耐火構造（通常火災終了時間が 1 時間以上である建築物の主要構造部（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 21 条第 1 項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が 1 時間以上である建築物の主要構造部（法第 27 条第 1 項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法をいう。以下同じ。）とすること。

ハ 間柱及び下地を木材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(1)から(7)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたものとする。

(1) 平成 12 年建設省告示第 1399 号第 1 第二号へ(1)から(3)までのいずれかに該当するもの

(2) 厚さが 12 mm 以上のせっこうボード（強化せっこうボードを含む。以下同じ。）を 2 枚以上張ったもの

(3) 厚さが 8 mm 以上のスラグせっこう系セメント板の上に厚さが 12 mm 以上のせっこうボードを張ったもの

(4) 厚さが 16 mm 以上の強化せっこうボード

(5) 厚さが 12 mm 以上の強化せっこうボードの上に厚さが 9 mm 以上のせっこうボード又は難燃合板を張ったもの

(6) 厚さが 9 mm 以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さが 12 mm 以上の強化せっこうボードを張ったもの

(7) 厚さが 35 mm 以上の軽量気泡コンクリートパネル

ニ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にハ(1)から(6)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造（間柱及び下地を木材のみで造ったものを除く。）とすること。

ホ 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成 19 年農林水産省告示第 1152 号）第 2 条、単板積層材の日本農林規格（平成 20 年農林水産省告示第 701 号）第 2 条又は直交集成板の日本農林規格（平成 25 年農林水産省告示第 3079 号）第 2 条に規定する使用環境 A 又は B の表示をしてあるものに限る。以下同じ。）を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(1) 当該壁の接合部の構造方法が、次に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

(i) 接合部のうち木材で造られた部分の片側（当該壁が面する室内において発生する火災による火熱が当該壁の両側に同時に加えられるおそれがある場合にあっては、両側。以下同じ。）の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次の(一)又は(二)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(一)又は(二)に定める値の部分が除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。

(一) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板に使用する接着剤（以下単に「**接着剤**」という。）として、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はレゾルシノール・フェノール樹脂（以下「**フェノール樹脂等**」という。）を使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが 12 mm 以上の場合に限る。） 4.5 cm

(二) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが 21 mm 以上の場合に限る。） 6 cm

(ii) 接合部にボルト、ドリフトピン、釘、木ねじその他これらに類するものを用いる場合においては、これらが木材その他の材料で防火上有効に被覆されていること。

(iii) 接合部に鋼材の添え板その他これに類するものを用いる場合においては、これらが埋め込まれ、又は挟み込まれていること。ただし、木材その他の材料で防火上有効に被覆されている場合においては、この限りでない。

(2) 当該壁を有する建築物全体が、次に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

(i) 主要構造部である壁のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、(1)(i)(一)又は(二)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(一)又は(二)に定める値の部分が除かれたときの残りの断面（(ii)において「**残存断面**」という。）について、令第 82 条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、長期応力度を計算すること。

(ii) (i)によって計算した長期応力度が、残存断面について令第 94 条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないことを確かめること。

(3) 取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

二 令第 112 条第 2 項第二号に定める基準に適合する非耐力壁である間仕切壁の構造方法にあっては、

次に定めるものとする。

イ 耐火構造とすること。

ロ 特定準耐火構造とすること。

ハ 前号ハ又はニに定める構造とすること。

ニ 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(1) 壁の厚さが、次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値以上であること。

(i) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあってはラミナの厚さが 12 mm 以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあってはラミナの厚さが 12 mm 以上で、かつ、加熱面の表面から 4.5 cm の部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。） 7.5 cm

(ii) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあってはラミナの厚さが 21 mm 以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあってはラミナの厚さが 21 mm 以上で、かつ、加熱面の表面から 6 cm の部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。） 9 cm

(2) 取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内面への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

三 令第 112 条第 2 項に定める基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ 耐火構造とすること。

ロ 特定準耐火構造とすること。

ハ 間柱及び下地を木材で造り、その屋外側の部分に次の(1)から(6)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一号ハ(1)から(7)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

(1) 平成 12 年建設省告示第 1399 号第 1 第二号へ(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆（同号へ(1)又は(2)に該当するものにおいて、当該防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを張ったもの又はモルタル若しくはしっくいを塗ったものに限る。）

(2) 厚さが 18 mm 以上の硬質木片セメント板

(3) 塗厚さが 20 mm 以上の鉄網モルタル

(4) 塗厚さが 20 mm 以上の鉄網軽量モルタル（モルタル部分に含まれる有機物の量が当該部分の重量の 8% 以下のものに限る。以下同じ。）

(5) 第一号ハ(7)に該当するもの

(6) 厚さが 12 mm 以上の硬質木片セメント板の上に厚さが 10 mm 以上の鉄網軽量モルタルを塗ったもの

の

ニ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、その屋外側の部分にハ(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一号ハ(1)から(6)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造（間柱及び下地を木材のみで造ったものを除く。）とすること。

ホ 第一号ホに定める構造とすること。

四 令第 112 条第 2 項第二号及び第三号に定める基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 耐火構造とすること。

ロ 特定準耐火構造とすること。

ハ 前号ハ又はニに定める構造とすること。

ニ 第二号ニに定める構造とすること。

第 2 令第 112 条第 2 項第一号に定める基準に適合する柱の構造方法は、次に定めるものとする。

一 耐火構造とすること。

二 特定準耐火構造とすること。

三 第 1 第一号ハ(2)から(6)までのいずれかに該当する防火被覆を設け、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 令第 46 条第 2 項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

ロ 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和 62 年建設省告示第 1901 号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「2.5 cm」とあるのは「4.5 cm」と、同号ロ中「3 cm」とあるのは「6 cm」と読み替えるものとする。第 4 第三号ロにおいて同じ。

ハ 当該柱を有する建築物全体が、昭和 62 年建設省告示第 1902 号に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「2.5 cm」とあるのは「4.5 cm」と、同号ロ中「3 cm」とあるのは「6 cm」と読み替えるものとする。第 4 第三号ハにおいて同じ。

ニ 取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第 3 令第 112 条第 2 項第一号及び第二号に定める基準に適合する床の構造方法は、次に定めるもの（第三号に定める構造方法にあつては、取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 耐火構造とすること。

二 特定準耐火構造とすること。

三 根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 表側の部分に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。

- (1) 厚さが 12 mm以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、デッキプレートその他これらに類するもの（以下「合板等」という。）の上に厚さが 12 mm以上のせっこうボード、硬質木片セメント板又は軽量気泡コンクリートパネルを張ったもの
 - (2) 厚さが 12 mm以上の合板等の上に厚さ 12 mm以上モルタル、コンクリート（軽量コンクリート及びシンダーコンクリートを含む。以下同じ。）又はせっこうを塗ったもの
 - (3) 厚さ 40 mm以上の木材
 - (4) 畳（ポリスチレンフォームの畳床を用いたものを除く。）
- ロ 裏側の部分又は直下の天井に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。
- (1) 厚さが 12 mm以上のせっこうボードを 2 枚以上張ったもの（その裏側に厚さが 50 mm以上のロックウール（かさ比重が 0.024 以上のものに限る。以下同じ。）又はグラスウール（かさ比重が 0.024 以上のものに限る。以下同じ。）を設けたものに限る。）
 - (2) 厚さが 12 mm以上の強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもの
 - (3) 厚さが 15 mm以上の強化せっこうボード（その裏側に厚さが 50 mm以上のロックウール又はグラスウールを設けたものに限る。）
 - (4) 厚さが 12 mm以上の強化せっこうボードの上に厚さが 9 mm以上のロックウール吸音板を張ったもの
- 四 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。
- イ 当該床の接合部の構造方法が、次に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。
- (1) 接合部のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値の部分が除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。
 - (i) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが 12 mm以上の場合に限る。） 4.5 cm
 - (ii) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが 21 mm以上の場合に限る。） 6 cm
 - (2) 接合部にボルト、ドリフトピン、釘、木ねじその他これらに類するものを用いる場合においては、これらが木材その他の材料で防火上有効に被覆されていること。
 - (3) 接合部に鋼材の添え板その他これに類するものを用いる場合においては、これらが埋め込まれ、又は挟み込まれていること。ただし、木材その他の材料で防火上有効に被覆されている場合においては、この限りでない。
- ロ 当該床を有する建築物全体が、次に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易

に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

(1) 主要構造部である床のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、イ(1)(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値の部分が除かれたときの残りの断面（(2)において「**残存断面**」という。）について、令第 82 条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、長期応力度を計算すること。

(2) (1)によって計算した長期応力度が、残存断面について令第 94 条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないことを確かめること。

ハ 取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第 4 令第 112 条第 2 項第一号に定める基準に適合するはりの構造方法は、次に定めるものとする。

一 耐火構造とすること。

二 特定準耐火構造とすること。

三 第 3 第三号ロ(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆を設け、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 令第 46 条第 2 項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

ロ 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和 62 年建設省告示第 1901 号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

ハ 当該はりを有する建築物全体が、昭和 62 年建設省告示第 1902 号に定める基準に従った構造計算によって、通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

ニ 取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第 5 令第 112 条第 2 項第二号に定める基準に適合する軒裏の構造方法は、次に定めるもの（第二号に定める構造方法にあつては、取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 特定準耐火構造とすること。

二 次のいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

イ 厚さが 15 mm の強化せっこうボードの上に金属板を張ったもの

ロ 繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。）を 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 16 mm 以上のもの

ハ 第 1 第三号ハ(2)から(4)まで又は(6)のいずれかに該当するもの

三 野地板（厚さが 30 mm 以上のものに限る。）及びたるきを木材で造り、これらと外壁（軒桁を含む。）との隙間に次のいずれかに該当する防火被覆を設け、かつ、たるきと軒桁との取合い等の部分を、当該取合い等の部分にたるき欠きを設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

イ 厚さが 12 mm 以上の木材の面戸板の屋内側に厚さが 40 mm 以上のしっくい、土又はモルタル（ロにおいて「しっくい等」という。）を塗ったもの

ロ 厚さが 30 mm 以上の木材の面戸板の屋内側又は屋外側に厚さが 20 mm 以上のしっくい等を塗ったもの（屋内側にしっくい等を塗ったものにあつては、火災により当該面戸板が除かれた場合に当該しっくい等が自立する構造であるものに限る。）

附 則

- 1 この告示は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）の施行の日（令和元年 6 月 25 日）から施行する。
- 2 主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件（平成 27 年国土交通省告示第 253 号）は、廃止する。

(令和元年 6 月 21 日 国土交通省告示第 196 号)

20 分間防火設備の構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 137 条の 10 第四号の規定に基づき、20 分間防火設備の構造方法を次のように定める。

- 一 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 2 条第九号の二ロに規定する防火設備とすること。
- 二 法第 27 条第 1 項の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備とすること。
- 三 建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものとして、法第 61 条の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備とすること。

附 則

- 1 この告示は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）の施行の日（令和元年 6 月 25 日）から施行する。
- 2 防火地域又は準防火地域内にある建築物の外壁の開口部の延焼のおそれのある部分に設ける防火設備の構造方法を定める件（平成 27 年国土交通省告示第 257 号）は、廃止する。

(令和元年 6 月 21 日 国土交通省告示第 197 号)

防火壁及び防火床の構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 113 条第 1 項第二号及び第三号の規定に基づき、防火壁及び防火床の構造方法を次のように定める。

第 1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第 113 条第 1 項第二号に規定する通常の火災による防火壁又は防火床以外の建築物の部分の倒壊によって生ずる応力が伝えられた場合に倒壊しない防火壁及び防火床の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 木造の建築物においては、無筋コンクリート造又は組積造としないこと。
- 二 防火壁にあつては、自立する構造とすること。
- 三 防火床にあつては、これを支持する壁（耐力壁に限る。）、柱及びはり耐力構造とすること。

第 2 令第 113 条第 1 項第三号に規定する通常の火災時において防火壁又は防火床で区画された部分から屋外に出た火災による当該防火壁又は防火床で区画された他の部分への延焼を有効に防止できる防火壁及び防火床の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 防火壁にあつては、その両端及び上端を、建築物の外壁面及び屋根面から 50 cm（防火壁の中心線から水平距離 1.8m 以内の部分において、外壁が防火構造であり、かつ、屋根の構造が平成 12 年建設省告示第 1367 号の規定に適合するもの又は令第 109 条の 3 第一号の規定による認定を受けたものである場合において、これらの部分に開口部がないときにあつては、10 cm）以上突出させること。ただし、防火壁を設けた部分の外壁又は屋根が防火壁を含み桁行方向に幅 3.6m 以上にわたって耐火構造であり、かつ、これらの部分に開口部がない場合又は開口部があつて、これに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 2 条第九号の二に規定する防火設備が設けられている場合においては、その部分については、この限りでない。
- 二 防火床にあつては、次に掲げる基準に適合する構造とすること。
 - イ 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

- (1) 防火床（屋外にある部分の裏側の部分の仕上げを不燃材料としたものに限る。）が建築物の外壁面から 1.5m 以上突出したものであるほか、防火床の上方で、防火床の中心線から垂直距離 5m 以内の部分において、外壁及び軒裏が防火構造であり、かつ、外壁及び軒裏の屋外側の部分の仕上げが準不燃材料でされ、外壁の開口部に法第 2 条第九号の二に規定する防火設備が設けられていること。
- (2) 防火床の下方で、防火床の中心線から垂直距離 5m 以内の部分において、外壁が耐火構造であり、かつ、外壁の屋外側の部分の仕上げが不燃材料でされ、外壁の開口部に法第 2 条第九号の二に規定する防火設備が設けられていること。
- (3) 防火床の上方及び下方で、防火床の中心線から垂直距離 5m 以内の部分において、外壁及び軒裏が準耐火構造であり、かつ、外壁及び軒裏の屋外側の部分の仕上げが準不燃材料でされ、外壁

の開口部に法第 2 条第九号の二ロに規定する防火設備が設けられていること。

- ロ 防火床を貫通する堅穴部分（令第 112 条第 10 項に規定する堅穴部分をいう。以下同じ。）と当該堅穴部分以外の部分とが耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で同条第 18 項第一号に規定する構造であるもので区画されていること。

附 則

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）の施行の日（令和元年 6 月 25 日）から施行する。

(令和元年国土交通省告示第 198 号)

警報設備の構造方法及び設置方法を定める件

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 110 条の 5 の規定に基づき、警報設備の構造方法及び設置方法を定める件を次のように定める。

第 1 建築基準法施行令（第 2 において「令」という。）第 110 条の 5 に規定する警報設備の構造方法は、次の各号に掲げる警報設備の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める規定に適合するものとする。

一 自動火災報知設備 次に掲げる規定

イ 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 21 条第 2 項第一号、第二号及び第四号の規定

ロ 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 23 条第 4 項第二号、第四号イ、ニ及びホ、第四号の二ハ及びニ、第四号の三ハ及びニ、第七号の六並びに第九号、第 5 項、第 6 項、第 7 項（構造方法に係る部分に限る。）並びに第 9 項第一号、第 24 条第一号、第一号の二ロ、第二号（ニを除く。）、第三号、第四号（ロ及びハにあつては、構造方法に係る部分に限る。）、第五号（ニを除く。）、第五号の二（構造方法に係る部分に限る。）、第六号から第八号まで、第八号の二ニ及びホ並びに第九号（構造方法に係る部分に限る。）並びに第 24 条の 2 の規定

二 特定小規模施設用自動火災報知設備（特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 2 条第二号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備をいう。第 2 条第二号において同じ。） 次に掲げる規定

イ 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第 3 条第 2 項第一号及び第三号の規定

ロ 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 20 年消防庁告示第 25 号）第 2 第一号（消防法施行規則第 23 条第 4 項第一号へに係る部分を除き、構造方法に係る部分に限る。）及び第二号から第十二号まで（第二号、第四号、第五号及び第七号から第九号までにあつては、構造方法に係る部分に限る。）の規定

第 2 令第 110 条の 5 に規定する警報設備は、次の各号に掲げる警報設備の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める規定に適合するように設けるものとする。

一 自動火災報知設備 次に掲げる規定

イ 消防法施行令第 21 条第 2 項第三号の規定

ロ 消防法施行規則第 23 条第 4 項第一号（へを除く。）、第三号、第四号ロ及びハ、第四号の二イ及びロ、第四号の三イ及びロ、第五号から第七号の四まで並びに第八号、第 7 項（構造方法に係る部分を除く。）並びに第 9 項第二号並びに第 24 条第一号の二イ、第二号ニ、第四号ロ及びハ（いずれも構造方法に係る部分を除く。）、第五号ニ、第五号の二（構造方法に係る部分を除く。）、第八号の二イからハマまで並びに第九号（構造方法に係る部分を除く。）の規定

二 特定小規模施設用自動火災報知設備 次に掲げる規定

イ 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省

令第 3 条第 2 項第二号の規定

- ロ 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準第 2 第一号（消防法施行規則第 23 条第 4 項第一号へに係る部分及び構造方法に係る部分を除く。）並びに第二号、第四号、第五号及び第七号から第九号まで（いずれも構造方法に係る部分を除く。）の規定

附 則

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）の施行の日（令和元年 6 月 25 日）から施行する。

(平成 27 年 2 月 23 日国土交通省告示第 255 号)

建築基準法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件

(最終改正 令和元年 6 月 21 日 国土交通省告示第 200 号)

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 27 条第 1 項の規定に基づき、同項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を第 1 に、同項に規定する特殊建築物の延焼するおそれがある外壁の開口部に設ける防火設備の構造方法を第 2 に定め、及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 110 条の 2 第二号の規定に基づき、他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるものを第 3 に定める。

第 1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第 110 条第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 法第 27 条第 1 項第二号に該当する建築物（同項各号（同項第二号にあっては、法別表第 1(1)項に係る部分に限る。）に該当するものを除く。） 準耐火構造又は令第 109 条の 3 各号に掲げる基準に適合する構造とすること。

二 地階を除く階数が 3 で、3 階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの（3 階の一部を法別表第 1(い)欄に掲げる用途（下宿、共同住宅及び寄宿舎を除く。）に供するもの及び法第 27 条第 1 項第二号（同表(2)項から(4)項までに係る部分を除く。）から第四号までに該当するものを除く。）のうち防火地域以外の区域内にあるものであって、次のイからハまでに掲げる基準（防火地域及び準防火地域以外の区域内にあるものにあつては、イ及びロに掲げる基準）に適合するもの 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。

イ 下宿の各宿泊室、共同住宅の各住戸又は寄宿舎の各寝室（以下「各宿泊室等」という。）に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。ただし、各宿泊室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が直接外気に開放されたものであり、かつ、各宿泊室等の当該通路に面する開口部に法第 2 条第九号の二ロに規定する防火設備が設けられている場合においては、この限りでない。

ロ 建築物の周囲（開口部（居室に設けられたものに限る。）がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。）に幅員が 3 m 以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。）が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

(1) 各宿泊室等に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。

(2) 各宿泊室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が、直接外気に開放されたものであり、かつ、各宿泊室等の当該通路に面する開口部に法第 2 条第九号の二ロに規定する防火設備が設けられていること。

(3) 外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさしその他これに類するもので、次の(i)から(iv)までのいずれかに該当する構造方法を用いるものが、防火上有効に設けられていること。

(i) 準耐火構造の床又は壁に用いる構造方法

(ii) 防火構造に用いる構造方法

(iii) 建築基準法施行令第 109 条の 3 第二号ハ又は第 115 条の 2 第 1 項第四号に規定する構造に用いる構造方法

(iv) 不燃材料で造ること。

ハ 3 階の各宿泊室等（各宿泊室等の階数が 2 以上であるものにあつては 2 階以下の階の部分を含む。）の外壁の開口部及び当該各宿泊室等以外の部分に面する開口部（外壁の開口部又は直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する開口部にあつては、当該開口部から 90 cm 未満の部分に当該各宿泊室等以外の部分の開口部がないもの又は当該各宿泊室等以外の部分の開口部と 50 cm 以上突出したひさし等（ひさし、袖壁その他これらに類するもので、ロ(3)に規定する構造方法を用いるものをいう。以下同じ。）で防火上有効に遮られているものを除く。）に法第 2 条第九号の二ロに規定する防火設備が設けられていること。

三 地階を除く階数が 3 で、3 階を法別表第 1(イ)欄(3)項に掲げる用途に供するもの（3 階の一部を法別表第 1(イ)欄に掲げる用途（同欄(3)項に掲げるものを除く。）に供するもの及び法第 27 条第 1 項第二号（同表(2)項から(4)項までに係る部分を除く。）から第四号までに該当するものを除く。）であつて、前号ロ（ただし書を除く。）に掲げる基準に適合するもの 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。

2 令第 110 条第二号に掲げる基準に適合する法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法は、耐火構造又は令第 108 条の 3 第 1 項第一号若しくは第二号に該当する構造とすることとする。

第 2 令第 110 条の 3 に規定する技術的基準に適合する法第 27 条第 1 項の特殊建築物の延焼するおそれがある外壁の開口部に設ける防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

一 法第 2 条第九号の二ロに規定する防火設備とすること。

二 令第 137 条の 10 第四号の規定による認定を受けたもの（通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものに限る。）とすること。

第 3 令第 110 条の 2 第二号に規定する他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるものは、第 1 項第三号に掲げる建築物（1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造（耐火構造を除く。）としたものに限る。）及び法第 27 条第 1 項第一号に該当する特殊建築物で令第 110 条第一号に掲げる基準に適合するものとして同項の規定による認定を受けたものの外壁の開口部（次の各号のいずれにも該当しないものに限る。以下「他の外壁の開口部」という。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ次の表 1 に掲げる式により計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に次の表 2 に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内の部分である外壁の開口部（令第 110 条の 2 第一号に掲げるもの及び他の外壁の開口部が設けられた防火区画内に設けられたものを除く。）とする。

一 スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの（通路に該当する室を除く。以下同じ。）に設けられたもの

二 天井（天井がない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料による仕上げとした室（床面積が 40 m² 以下であるものを除く。）に設けられたもの

- 三 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室で、壁及び天井（天井がない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを令第 128 条の 5 第 1 項第二号に掲げる仕上げとしたものに設けられたもの
- 四 第一号から前号までに規定する室のみに隣接する通路その他防火上支障のない通路に設けられたもの
- 五 法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備を設けたもの
- 六 開口部の高さが 0.3m 以下のもの
- 七 開口面積が 0.2 m² 以内のもの

表 1

水平移動距離（単位 m）	$\frac{2}{3} Y(1 - 0.5 L) + \frac{1}{2} B$
最大水平移動距離（単位 m）	$3 + \frac{1}{2} B$
<p>一 この表において、Y、B及びLは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>Y 表 2 に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離（単位 m）</p> <p>B 他の外壁の開口部の幅（単位 m）</p> <p>L 他の外壁の開口部の側部に袖壁等が防火上有効に設けられている場合における当該袖壁等が外壁面から突出している距離（単位 m）</p> <p>二 他の外壁の開口部の周囲の外壁面の仕上げを木材その他の可燃材料による仕上げとした場合においては、当該外壁面の部分の幅を当該開口部の幅に含めるものとする。</p>	

表 2

垂直移動距離（単位 m）	$\frac{B}{H} < 2$	$(H + 1.1 B)(1 - 0.5 L) + H$
	$\frac{B}{H} \geq 2$	$3.2 H(1 - 0.5 L) + H$
最大垂直移動距離（単位 m）		$6.2 + H$
<p>一 この表において、B、H及びLは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>B 他の外壁の開口部の幅（単位 m）</p> <p>H 他の外壁の開口部の高さ（単位 m）</p> <p>L 他の外壁の開口部の上部にひさし等が防火上有効に設けられている場合における当該ひさし等が外壁面から突出している距離（単位 m）</p> <p>二 他の外壁の開口部の周囲の外壁面の仕上げを木材その他の可燃材料による仕上げとした場合においては、当該外壁面の部分の幅及び高さを当該開口部の幅及び高さを含めるものとする。</p>		

(平成 26 年 6 月 27 日国土交通省告示第 709 号)

建築基準法施行令第 23 条第 1 項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件

(最終改正 令和元年 6 月 24 日 国土交通省告示第 202 号)

第 1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第 23 条第 4 項に規定する同条第 1 項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法は、次に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法が、次の表の各項に掲げる階段の種別の区分に応じ、それぞれ当該各項に定める寸法（次の表の各項のうち 2 以上の項に掲げる階段の種別に該当するときは、当該 2 以上の項に定める寸法のうちいずれかの寸法）であること。ただし、屋外階段の幅は、令第 120 条又は令第 121 条の規定による直通階段にあつては 90 cm 以上、その他のものにあつては 60 cm 以上とすることができる。

階段の種別		階段及びその踊場の幅（単位 cm）	蹴上げの寸法（単位 cm）	踏面の寸法（単位 cm）
(1)	令第 23 条第 1 項の表の(1)に掲げるもの	140 以上	18 以下	26 以上
(2)	令第 23 条第 1 項の表の(2)に掲げるもの	140 以上	20 以下	24 以上
(3)	令第 23 条第 1 項の表の(4)に掲げるもの	75 以上	23 以下	19 以上
(4)	階数が 2 以下で延べ面積が 200 m ² 未満の建築物におけるもの	75 以上	23 以下	15 以上

二 階段の両側に、手すりを設けたものであること。

三 階段の踏面の表面を、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げたものであること。

四 第一号の表(4)の項に掲げる階段の種別に該当する階段で同項に定める寸法に適合するもの（同表(1)から(3)までの各項のいずれかに掲げる階段の種別に該当する階段でそれぞれ当該各項に定める寸法に適合するものを除く。）にあつては、当該階段又はその近くに、見やすい方法で十分に注意して昇降を行う必要がある旨を表示したものであること。

第 2 令第 23 条第 2 項の規定は第 1 項第一号の踏面の寸法について、同条第 3 項の規定は同号の階段及びその踊場の幅について準用する。

(平成 12 年建設省告示第 1360 号)

防火設備の構造方法を定める件

(最終改正 平成 31 年 3 月 29 日 国土交通省告示第 470 号)

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第九号の二の規定に基づき、防火設備の構造方法を定める件(平成 12 年建設省告示第 1360 号)の一部を次のように改正する。

第 1 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 109 条の 2 に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、次に定めものとする。

- 一 建築基準法施行令第 114 条第 5 項において読み替えて準用する同令第 112 条第 20 項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたもの
- 二 鉄材又は鋼材で造られたもので、鉄板又は鋼板の厚さが 0.8mm 以上のもの(網入りガラス(網入りガラスを用いた複層ガラスを含む。第五号において同じ。))を用いたものを含む。)
- 三 鉄骨コンクリート又は鉄筋コンクリートで造られたもの
- 四 土蔵造のもの
- 五 枠を鉄材又は鋼材で造り、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当する構造としたもの
 - イ 網入りガラスを用いたもの
 - ロ 次に掲げる基準に適合するもの
 - (1) はめごろし戸であること。
 - (2) 次のいずれかに該当するガラスが用いられたものであること。
 - (i) 耐熱強化ガラス(厚さが 6.5mm 以上であり、かつ、エッジ強度が 250 メガパスカル以上であるものに限る。以下この号において同じ。)
 - (ii) 耐熱結晶化ガラス(主たる構成物質が二酸化けい素、酸化アルミニウム及び酸化リチウムであるガラスをいい、厚さが 5mm 以上であり、かつ、線膨張係数が 30℃から 750℃までの範囲において、1 度につき 0 ± 0.0000005 であるものに限る。以下同じ。)
 - (iii) 複層ガラス(屋外側のガラスが耐熱強化ガラス又は耐熱結晶化ガラスであり、かつ、屋内側のガラスが低放射ガラス(厚さが 5mm 以上であり、かつ、垂直放射率が 0.03 以上 0.07 以下であるものに限る。以下同じ。))であるものに限る。以下この号において同じ。)
 - (3) 次に掲げるガラスの種類(複層ガラスにあつては、屋外側のガラスの種類)に応じてそれぞれ次に定める開口部に取り付けられたものであること。
 - (i) 耐熱強化ガラス 幅が 700mm 以上 1,200mm 以下で高さが 850mm 以上 2,400mm 以下のもの
 - (ii) 耐熱結晶化ガラス 幅が 1,000mm 以上 1,200mm 以下で高さが 1,600mm 以上 2,400mm 以下のもの

ために設置される部材をいう。以下同じ。)により枠に堅固に取り付けること。

- (ii) 取付部材を鋼材で造られたねじにより枠に 250mm 以下の間隔で固定すること。
- (iii) ガラスの下にセッティングブロック(鋼材又はけい酸カルシウム板で造られたものに限る。以下同じ。)を設置すること。
- (iv) ガラスの取付部分に含まれる部分の長さ(以下「**かかり代長さ**」という。)を次に掲げるガラスの種類に応じてそれぞれ次に定める数値以上とすること。
 - (一) 耐熱強化ガラス又は耐熱結晶化ガラス 7mm
 - (二) 複層ガラス 13mm
- (5) 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないように、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。
 - (i) シーリング材又はグレイジングガスケットで、難燃性を有するもの(シリコーン製であるものに限る。)
 - (ii) 加熱により膨張する部材(黒鉛を含有するエポキシ樹脂で造られたものに限る。以下「**加熱膨張材**」という。)

六 枠の屋外側の部分をアルミニウム合金材で、屋内側の部分をアルミニウム合金材又は樹脂(無可塑性ポリ塩化ビニルに限る。次号において同じ。)で造り、かつ、次に掲げる基準に適合するもの
イ はめごろし戸であること。

ロ 次のいずれかに該当するガラスが用いられたものであること。

- (1) 網入りガラス
- (2) 耐熱結晶化ガラス
- (3) 複層ガラス(屋外側のガラスが網入りガラス又は耐熱結晶化ガラスであり、かつ、屋内側のガラスが低放射ガラスであるものに限る。以下この号において同じ。)

ハ 次に掲げるガラスの種類(複層ガラスにあっては、屋外側のガラスの種類)に応じてそれぞれ次に定める開口部に取り付けられたものであること。

- (1) 網入りガラス 幅が 800mm 以下で高さが 2,250mm 以下のもの
- (2) 耐熱結晶化ガラス 幅が 780mm 以上 920mm 以下で高さが 1,100mm 以上 1,890mm 以下のもの

ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。

- (1) ガラスをアルミニウム合金材又は鋼材で造られた厚さが 1mm 以上の取付部材により枠に堅固に取り付けること。
- (2) 取付部材が鋼材で造られたものである場合にあつては、取付部材を鋼材で造られたねじによりアルミニウム合金材で造られた縦枠に 350mm 以下の間隔で 1,100mm につき 3 箇所以上固定すること。
- (3) ガラスの下にセッティングブロックを設けること。
- (4) かかり代長さを、取付部材がアルミニウム合金材で造られたものである場合にあつては次に掲

げるガラスの種類に応じてそれぞれ次に定める数値以上、鋼材で造られたものである場合にあっては 2mm 以上とすること。

(i) 網入りガラス又は耐熱結晶化ガラス 7mm

(ii) 複層ガラス 12mm

ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないように、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。

(1) シーリング材（取付部材がアルミニウム合金材で造られたものである場合に限る。）又はグレイジングガスケットで、難燃性を有するもの（塩化ビニル製又はシリコン製であるものに限る。）

(2) 加熱膨張材

七 枠を樹脂で造り、かつ、次に掲げる基準に適合するもの

イ はめごろし戸であること。

ロ 複層ガラス（屋外側のガラスが網入りガラスであり、かつ、屋内側のガラスが低放射ガラスであるものに限る。次号において同じ。）が用いられたものであること。

ハ 幅が 800mm 以下で高さが 1,400mm 以下の開口部に取り付けられたものであること。

ニ 枠の内部に補強材（鉄材又は鋼材で造られたものであって、厚さが 1.6mm 以上であるものに限る。以下この号において同じ。）を設置し、かつ、枠及び補強材を開口部に固定すること。

ホ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。

(1) ガラスを鋼材で造られた厚さが 1mm 以上の取付部材により枠の内部の補強材に堅固に取り付けること。

(2) 取付部材を樹脂で造られた通し材で覆うこと。

(3) 取付部材を鋼材で造られたねじにより枠の内部の補強材に 200mm 以下の間隔で固定すること。

(4) ガラスの下にセッティングブロックを設けること。

(5) かかり代長さを 11mm 以上とすること。

ヘ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないように、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。

(1) グレイジングガスケットで難燃性を有するもの（塩化ビニル製又はシリコン製であるものに限る。）

(2) 加熱膨張材

八 枠（見付寸法が 40mm 以上であり、かつ、見込寸法が 70mm 以上であるものに限る。）を木材（気乾比重が 0.45 以上であるものに限る。以下この号において同じ。）で造り、かつ、次に掲げる基準に適合するもの

イ はめごろし戸であること。

ロ 複層ガラスが用いられたものであること。

ハ 幅が 1,050mm 以下で高さが 1,550mm 以下の開口部に取り付けられたものであること。

ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。

- (1) ガラスを鋼材で造られた厚さが 1mm 以上の取付部材により枠に堅固に取り付けること。
- (2) 取付部材を木材で造られた通し材で覆うこと。
- (3) 取付部材を鋼材で造られた埋込長さが 32mm 以上のねじにより枠に 150mm 以下の間隔で固定すること。
- (4) ガラスの下にセッティングブロックを設けること。
- (5) かかり代長さを 13mm 以上とすること。

ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。

- (1) グレイジングガasketで難燃性を有するもの(塩化ビニル製又はシリコン製であるものに限る。)
- (2) 加熱膨張材

九 骨組を防火塗料を塗布した木材で造り、かつ、屋内面に厚さが 1.2cm 以上の木毛セメント板又は厚さが 0.9cm 以上のせっこうボードを張り、屋外面に亜鉛鉄板を張ったもの

十 開口面積が 0.5 m²以内の開口部に設ける戸で、防火塗料を塗布した木材及び網入りガラスで造られたもの

第 2 第 1 第二号、第五号又は第六号 (枠の屋内側の部分をアルミニウム合金材で造ったものに限る。)

のいずれかに該当する防火設備は、周囲の部分 (当該防火設備から屋内側に 15cm 以内の間に設けられた建具 (回り縁、窓台その他これらに類する部分を含む。)) がある場合には、当該建具を含む。) が不燃材料で造られた開口部に取り付けなければならない。

第 3 防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。

(平成 12 年建設省告示第 1369 号)

特定防火設備の構造方法を定める件

(最終改正 令和元年 6 月 21 日 国土交通省告示第 200 号)

特定防火設備の構造方法を定める件 (平成 12 年建設省告示第 1369 号) の一部を次のように改正する。

第 1 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 1 時間加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 21 条第 2 項第二号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたもの (建築基準法施行令第 109 条の 7 第一号に規定する火災継続予測時間が 1 時間以上である場合に限り、同条第二号の国土交大臣が定める面を有するものを除く。)
- 二 平成 27 年国土交通省告示第 250 号第 2 第三号リ(2)(i)(一)に規定する構造としたもの
- 三 骨組を鉄材又は鋼材で造り、両面にそれぞれ厚さが 0.5mm 以上の鉄板又は鋼板を張ったもの
- 四 鉄材又は鋼材で造られたもので、鉄板又は鋼板の厚さが 1.5mm 以上のもの
- 五 鉄骨コンクリート又は鉄筋コンクリートで造られたもので、厚さが 3.5cm 以上のもの
- 六 土蔵造で厚さが 15cm 以上のもの
- 七 建築基準法施行令第 109 条第 2 項の規定により同条第 1 項の防火設備とみなされる外壁、袖壁、塀その他これらに類するもので、防火構造としたもの
- 八 開口面積が 100 cm²以内の換気孔に設ける鉄板、モルタル板その他これらに類する材料で造られた防火覆い又は地面からの高さが 1m 以下の換気孔に設ける網目 2mm 以下の金網

第 2 第 1 第三号又は第四号のいずれかに該当する防火設備は、周囲の部分 (当該防火設備から屋内側に 15cm 以内の間に設けられた建具 (回り縁、窓台その他これらに類する部分を含む。)) がある場合には、当該建具を含む。) が不燃材料で造られた開口部に取り付けなければならない。

第 3 防火戸 (第 1 第七号又は第八号のいずれかに該当するものを除く。) が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。

(平成 12 年 5 月 24 日 建設省告示第 1358 号)

準耐火構造の構造方法を定める件

(最終改正 令和元年 6 月 21 日国土交通省告示第 200 号)

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第七号の二の規定に基づき、準耐火構造の構造方法を次のように定める。

第 1 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ、第三号ハ及びニ並びに第五号ニ及びホに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「**取合い等の部分**」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 建築基準法施行令（以下「**令**」という。）第 107 条の 2 第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する**耐力壁である間仕切壁**の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 1 時間準耐火基準に適合する構造とすること。

ロ 建築基準法（以下「**法**」という。）第 21 条第 1 項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第 27 条第 1 項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

ハ 次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの

(1) 間柱及び下地を木材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(i)から(v)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたものとする。

(i) 令和元年国土交通省告示第 195 号（以下、「**1 時間準耐火構造告示**」という。）第 1 第一号ハ(1)、(3)又は(7)のいずれかに該当するもの

(ii) 厚さが 15 mm 以上のせっこうボード（強化せっこうボードを含む。以下同じ。）

(iii) 厚さが 12 mm 以上のせっこうボードの上に厚さが 9 mm 以上のせっこうボード又は難燃合板を張ったもの

(iv) 厚さが 9 mm 以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さが 12 mm 以上のせっこうボードを張ったもの

(v) 厚さが 7 mm 以上のせっこうラスボードの上に厚さ 8 mm 以上せっこうプラスターを塗ったもの

(2) 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(i)又は(ii)に該当する防火被覆が設けられた構造（間柱及び下地を木材のみで造ったものを除く。）とすること。

(i) 1 時間準耐火構造告示第 1 第一号ハ(1)又は(3)に該当するもの

(ii) (1)(ii)から(v)までのいずれかに該当するもの

(3) 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(i)から(iii)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

(i) 塗厚さが 15 mm 以上の鉄網モルタル

(ii) 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ 10 mm 以上モルタル又はしっくいを塗ったもの

(iii) 木毛セメント板の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの

(4) 間柱若しくは下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(i)から(viii)までの

いずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

- (i) 塗厚さが 20 mm以上の鉄網モルタル又は木ずりしっくい
- (ii) 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ 15 mm以上モルタル又はしっくいを塗ったもの
- (iii) モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が 25 mm以上のもの
- (iv) セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が 25 mm以上のもの
- (v) 土蔵造
- (vi) 土塗真壁造で裏返塗りをしたもの
- (vii) 厚さが 12 mm以上のせっこうボードの上に亜鉛鉄板を張ったもの
- (viii) 厚さが 25 mm以上のロックウール保温板の上に亜鉛鉄板を張ったもの

ニ 1時間準耐火構造告示第1 第一号ホに定める構造とすること。この場合において、同号ホ(1)(i)(一)中「4.5 cm」とあるのは「3.5 cm」と、同号ホ(1)(i)(二)中「6 cm」とあるのは「4.5 cm」と読み替えるものとする。第三号ホにおいて同じ。

二 令第107条の2 第二号に掲げる技術的基準に適合する**非耐力壁である間仕切壁**の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 1時間準耐火基準に適合する構造とすること。

ロ 法第21条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第27条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

ハ 前号ハに定める構造とすること。

ニ 1時間準耐火構造告示第1 第二号ニに定める構造とすること。この場合において、同号ニ(1)(i)中「4.5 cm」とあるのは「3.5 cm」と、「7.5 cm」とあるのは「6.5 cm」と、同号ニ(1)(ii)中「6 cm」とあるのは「4.5 cm」と、「9 cm」とあるのは「7.5 cm」と読み替えるものとする。第四号ニ及び第五号へにおいて同じ。

三 令第107条の2に掲げる技術的基準に適合する**耐力壁である外壁**の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 1時間準耐火基準に適合する構造とすること。

ロ 法第21条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第27条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

ハ 間柱及び下地を木材で造り、その屋外側の部分に次の(1)から(6)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一号ハ(1)(i)から(v)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

- (1) 1時間準耐火構造告示第1 第三号ハ(1)から(6)までのいずれかに該当するもの
- (2) 厚さが 12 mm以上のせっこうボードの上に金属板を張ったもの
- (3) 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ 15 mm以上モルタル又はしっくいを塗ったもの
- (4) モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が 25 mm以上のもの
- (5) セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が 25 mm以上のもの
- (6) 厚さが 25 mm以上のロックウール保温板の上に金属板を張ったもの

ニ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、その屋外側の部分に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一号ハ(2)(i)又は(ii)に該当する防火被覆が設けられた構造（間柱及び下地を木材のみで造ったものを除く。）とすること。

(1) 1時間準耐火構造告示第1 第三号ハ(1)から(3)までのいずれかに該当するもの

(2) ハ(2)から(6)までのいずれかに該当するもの

ホ 1時間準耐火構造告示第1 第一号ホに定める構造とすること。

四 令第107条の2 第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 1時間準耐火基準に適合する構造とすること。

ロ 法第21条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第27条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

ハ 前号ハ又はニに定める構造とすること。

ニ 1時間準耐火構造告示第1 第二号ニに定める構造とすること。

五 令第107条の2 第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 耐火構造とすること。

ロ 法第21条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第27条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

ハ 第三号ハ又はニに定める構造とすること。

ニ 間柱及び下地を木材で造り、その屋外側の部分に第三号ハ(1)から(6)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

(1) 厚さが8mm以上のスラグせっこう系セメント板

(2) 厚さが12mm以上のせっこうボード

ホ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、その屋外側の部分に第三号ニ(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分にニ(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられた構造（間柱及び下地を木材のみで造ったものを除く。）とすること。

ヘ 1時間準耐火構造告示第1 第二号ニに定める構造とすること。

第2 令第107条の2 第一号に掲げる技術的基準に適合する柱の構造方法は、次に定めるものとする。

一 1時間準耐火基準に適合する構造とすること。

二 法第21条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第27条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

三 第1 第一号ハ(1)(ii)から(v)までのいずれかに該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 令第46条第2項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

ロ 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和62年建設省告示第1901号に定める基準に従って、通常の火災

時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「2.5 cm」とあるのは「3.5 cm」と、同号ロ中「3 cm」とあるのは「4.5 cm」と読み替えるものとする。第4第三号ロにおいて同じ。

ハ 当該柱を有する建築物全体が、昭和62年建設省告示第1902号に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「2.5 cm」とあるのは「3.5 cm」と、同号ロ中「3 cm」とあるのは「4.5 cm」と読み替えるものとする。第4第三号ハにおいて同じ。

ニ 防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第3 令第107条の2第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する床の構造方法は、次に定めるもの（第三号に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 1時間準耐火基準に適合する構造とすること。

二 法第21条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第27条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

三 根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 表側の部分に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。

(1) 厚さが12 mm以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、デッキプレートその他これらに類するもの（以下この号において「合板等」という。）の上に厚さが9 mm以上のせっこうボード若しくは軽量気泡コンクリートパネル又は厚さが8 mm以上の硬質木片セメント板を張ったもの

(2) 厚さが12 mm以上の合板等の上に厚さ9 mm以上モルタル、コンクリート（軽量コンクリート及びシンダーコンクリートを含む。以下同じ。）又はせっこうを塗ったもの

(3) 厚さが30 mm以上の木材

(4) 畳（ポリスチレンフォームの畳床を用いたものを除く。）

ロ 裏側の部分又は直下の天井に次の(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。

(1) 1時間準耐火構造告示第3第三号ロ(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当するもの

(2) 厚さが15 mm以上の強化せっこうボード

(3) 厚さが12 mm以上の強化せっこうボード（その裏側に厚さが50 mm以上のロックウール（かさ比重が0.024以上のものに限る。以下同じ。）又はグラスウール（かさ比重が0.024以上のものに限る。以下同じ。）を設けたものに限る。）

四 1時間準耐火構造告示第3第四号に定める構造とすること。この場合において、同号イ(1)(i)中「4.5 cm」とあるのは「3.5 cm」と、同号イ(1)(ii)中「6 cm」とあるのは「4.5 cm」と読み替えるものとする。

第4 令第107条の2第一号に掲げる技術的基準に適合するはりの構造方法は、次に定めるものとする。

一 1時間準耐火基準に適合する構造とすること。

二 法第21条第1項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第27条第1項の規定による認定を受

けた主要構造部の構造とすること。

三 第3 第三号ロ(2)又は(3)に該当する防火被覆を設けるか、又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 令第46 条第2 項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

ロ 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和62 年建設省告示第1901 号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

ハ 当該はりを有する建築物全体が、昭和62 年建設省告示第1902 号に定める基準に従った構造計算によって、通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

ニ 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第5 屋根の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハからホまで及び第二号ハに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 令第107 条の2 第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根（軒裏を除く。）の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 耐火構造とすること。

ロ 法第21 条第1 項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第27 条第1 項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

ハ 次に定める構造とすること。

(1) 不燃材料で造るか、又はふいたもの

(2) 屋内側の部分又は直下の天井に次の(i)から(vii)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの

(i) 厚さが12 mm以上の強化せっこうボード

(ii) 厚さが9 mm以上のせっこうボードを2 枚以上張ったもの

(iii) 厚さが12 mm以上のせっこうボード（その裏側に厚さが50 mm以上のロックウール又はグラスウールを設けたものに限る。）

(iv) 厚さが12 mm以上の硬質木片セメント板

(v) 第1 第三号ハ(2)から(6)までのいずれかに該当するもの

(vi) 塗厚さが20 mm以上の鉄網モルタル

(vii) 繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。）を2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が16 mm以上のもの

ニ 野地板に構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、硬質木片セメント板その他これらに類するもので厚さが9 mm以上のものを使用し、かつ、その屋内側の部分又は直下の天井にハ(2)(i)に該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

ホ 屋内側の部分又は直下の天井に次の(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

(1) 第3 第三号ロ(2)又は(3)に該当するもの

(2) せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が21 mm以上のもの

(3) 厚さが12 mm以上のせっこうボードの上に厚さが9 mm以上のロックウール吸音板を張ったもの

へ 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1152号）第2条、単板積層材の日本農林規格（平成20年農林水産省告示第701号）第2条又は直交集成板の日本農林規格（平成25年農林水産省告示第3079号）第2条に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下同じ。）を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(1) 当該屋根の接合部の構造方法が、次に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

(i) 接合部のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次の(一)又は(二)に掲げる場合に応じて、それぞれ当該(一)又は(二)に掲げる値の部分が除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。

(一) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板に使用する接着剤（(二)において単に「**接着剤**」という。）として、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はレゾルシノール・フェノール樹脂を使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが12 mm以上の場合に限る。） 2.5 cm

(二) 接着剤として、(一)に掲げるもの以外のものを使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあっては、ラミナの厚さが21 mm以上の場合に限る。） 3 cm

(ii) 接合部にボルト、ドリフトピン、釘、木ねじその他これらに類するものを用いる場合においては、これらが木材その他の材料で防火上有効に被覆されていること。

(iii) 接合部に鋼材の添え板その他これに類するものを用いる場合においては、これらが埋め込まれ、又は挟み込まれていること。ただし、木材その他の材料で防火上有効に被覆されている場合においては、この限りでない。

(2) 当該屋根を有する建築物全体が、次に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

(i) 主要構造部である屋根のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、(1)(i)(一)又は(二)に掲げる場合に応じて、それぞれ当該(一)又は(二)に掲げる値の部分が除かれたときの残りの断面（(ii)において「**残存断面**」という。）について、令第82条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、長期応力度を計算すること。

(ii) (i)によって計算した長期応力度が、残存断面について令第94条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないことを確かめること。

(3) 取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

二 令第107条の2第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する**軒裏**（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。）の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ 1時間準耐火基準に適合する構造とすること。

- ロ 法第 21 条第 1 項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第 27 条第 1 項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。
- ハ 前号ハ(2)(iv)又は(v)に該当する防火被覆が設けられた構造とすること。
- ニ 野地板(厚さが 30 mm以上のものに限る。)及びたるきを木材で造り、これらと外壁(軒桁を含む。)とのすき間に厚さが 45 mm以上の木材の面戸板を設け、かつ、たるきと軒桁との取合い等の部分を、当該取合い等の部分にたるき欠きを設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第 6 令第 107 条の 2 第一号に掲げる技術的基準に適合する**階段**の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 耐火構造とすること。
- 二 法第 21 条第 1 項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第 27 条第 1 項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。
- 三 段板及び段板を支えるけたが木材で造られたもので、当該木材の厚さが 6 cm以上のもの又は次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすること。
 - イ 当該木材の厚さが 3.5 cm以上のもので、段板の裏面に第 5 第一号ハ(2)(i)から(v)までのいずれかに該当する防火被覆が施され、かつ、けたの外側の部分に第 1 第五号ニ(1)又は(2) (屋外側にあつては、第 1 第三号ハ(2)から(6)までのいずれか) に該当する防火被覆が設けられたもの
 - ロ 段板の裏面に第 3 第三号ロ(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、けたの外側の部分に第 1 第一号ハ(1)(ii)から(v)までのいずれか (屋外側にあつては、第 1 第三号ハ(2)から(6)までのいずれか) に該当する防火被覆が設けられたもの

(平成 12 年 5 月 24 日建設省告示第 1359 号)

防火構造の構造方法を定める件

(最終改正 令和元年 6 月 21 日 国土交通省告示第 200 号)

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第八号の規定に基づき、防火構造の構造方法を次のように定める。

第 1 外壁の構造方法は、次に定めるものとする。

一 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。)第 108 条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次のいずれかに該当するもの(ハ)(3)(i)(ハ)及び(ii)(ホ)に掲げる構造方法を組み合わせた場合にあつては、土塗壁と間柱及び桁との取合いの部分、当該取合いの部分にちりじゃくりを設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とする。

イ 準耐火構造(耐力壁である外壁に係るものに限る。)とすること。

ロ 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める防火被覆が設けられた構造(イに掲げる構造を除く。)とすること。

(1) 屋内側にあつては、次のいずれかに該当するもの

(i) 平成 12 年建設省告示第 1358 号第 1 第一号ハ(1)(iii)から(v)まで又は(2)(i)のいずれかに該当するもの

(ii) 厚さ 9.5 mm 以上のせっこうボード(強化せっこうボードを含む。以下同じ。)を張ったもの

(iii) 厚さ 75 mm 以上のグラスウール又はロックウールを充填した上に厚さ 4 mm 以上の合板、構造用パネル、パーティクルボード又は木材を張ったもの

(2) 屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの

(i) 令和元年国土交通省告示第 193 号第 1 第三号ハ(1)又は(2)に該当するもの

(ii) 塗厚さが 15 mm 以上の鉄網モルタル

(iii) 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ 10 mm 以上モルタル又はしっくいを塗ったもの

(iv) 木毛セメント板の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの

(v) モルタルの上にタイルを張ったもので、その厚さの合計が 25 mm 以上のもの

(vi) セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったもので、その厚さの合計が 25 mm 以上のもの

(vii) 厚さが 12 mm 以上のせっこうボードの上に金属板を張ったもの

(viii) 厚さが 25 mm 以上のロックウール保温板の上に金属板を張ったもの

ハ 間柱又は下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、次のいずれかに該当する構造(イに掲げる構造を除く。)とすること。

(1) 土蔵造

(2) 土塗真壁造で、塗厚さが 40 mm 以上のもの(裏返塗りをしないものにあつては、間柱の屋外側の部分と土壁とのちりが 15 mm 以下であるもの又は間柱の屋外側の部分に厚さが 15 mm 以上の木材を張ったものに

限る。)

(3) 次に定める防火被覆が設けられた構造とすること。ただし、真壁造とする場合の柱及びびりの部分については、この限りではない。

(i) 屋内側にあつては、次のいずれかに該当するもの

(イ) 平成 12 年建設省告示第 1358 号第 1 第一号ハ(1)(i)又は(iii)から(v)までのいずれかに該当するもの

(ロ) ロ(1)(ii)又は(iii)に該当するもの

(ハ) 土塗壁で塗厚さが 30 mm 以上のもの

(ii) 屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの

(イ) 令和元年国土交通省告示第 193 号第 1 第三号ハ(1)又は(4)から(6)までのいずれかに該当するもの

(ロ) 塗厚さが 20 mm 以上の鉄網モルタル又は木ずりしっくい

(ハ) 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ 15 mm 以上モルタル又はしっくいを塗ったもの

(ニ) 土塗壁で塗厚さが 20 mm 以上のもの（下見板を張ったものを含む。）

(ホ) 厚さが 12 mm 以上の下見板（屋内側が(i)(ハ)に該当する場合に限る。）

(ヘ) 厚さが 12 mm 以上の硬質木片セメント板を張ったもの

(ト) 厚さが 15 mm 以上の窯業系サイディング（中空部を有する場合にあつては、厚さが 18 mm 以上で、かつ、中空部を除く厚さが 7 mm 以上のもの）を張ったもの

(チ) ロ(2)(v)から(viii)までのいずれかに該当するもの

二 令第 108 条第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁の外壁の構造方法にあつては、次のいずれかに該当するものとする。

イ 準耐火構造とすること。

ロ 前号ロ又はハのいずれかに該当する構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。

第 2 令第 108 条第二号に掲げる技術的基準に適合する軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。）の構造方法にあつては、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 準耐火構造とすること。

二 土蔵造（前号に掲げる構造を除く。）

三 第 1 第一号ハ(3)(ii)（(イ)及び(ホ)から(ト)までに掲げる構造を除く。）に定める防火被覆が設けられた構造（前 2 号に掲げる構造を除く。）とすること。

(平成 12 年 5 月 30 日建設省告示第 1399 号)

耐火構造の構造方法を定める件

(最終改正 平成 30 年 3 月 22 日国土交通省告示第 472 号)

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第七号の規定に基づき、耐火構造の構造方法を次のように定める。

第 1 壁の構造方法は、次に定めるもの(第二号へ及び第五号へに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分(以下「**取合い等の部分**」という。)を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プasterその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「**令**」という。)第 107 条第一号及び第二号に掲げる技術的基準(第一号にあつては、通常の火災による火熱が 2 時間加えられた場合のものに限る。)に適合する**耐力壁である間仕切壁**の構造方法にあつては、次のイからチまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造(鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが平成 13 年国土交通省告示第 1372 号第 2 項の基準によるものにあつては、防火上支障のないものに限る。第 5 及び第 6 を除き、以下同じ。)、鉄骨鉄筋コンクリート造(鉄筋又は鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが平成 13 年国土交通省告示第 1372 号第 2 項の基準によるものにあつては、防火上支障のないものに限る。第 5 及び第 6 を除き、以下同じ。)

ロ 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが 4 cm 以上の鉄網モルタルで覆ったもの(塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。)

ハ 軸組を鉄骨造とし、その両面を厚さが 5 cm 以上のコンクリートブロック、れんが又は石で覆ったもの

ニ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚及び仕上材料の厚さの合計が 8 cm 以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが 5 cm 以上のもの

ホ 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが 3.5 cm 以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの(塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。)

ヘ 木片セメント板の両面に厚さ 1 cm 以上モルタルを塗ったものでその厚さの合計が 8 cm 以上のもの

ト 軽量気泡コンクリートパネルで厚さが 7.5 cm 以上のもの

チ 中空鉄筋コンクリート製パネルで中空部分にパーライト又は気泡コンクリートを充填したもので、厚さが 12 cm 以上であり、かつ、肉厚が 5 cm 以上のもの

二 令第 107 条第一号及び第二号に掲げる技術的基準(第一号にあつては、通常の火災による火熱が 1 時間加えられた場合のものに限る。)に適合する**耐力壁である間仕切壁**の構造方法にあつては、前号に定める構造とするか、又は次のイからへまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造で厚さが 7 cm 以上のもの

ロ 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが 3 cm 以上の鉄網モルタルで覆ったもの(塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。)

- ハ 軸組を鉄骨造とし、その両面を厚さが 4 cm以上のコンクリートブロック、れんが又は石で覆ったもの
- ニ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚が 5 cm以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが 4 cm以上のもの
- ホ コンクリートブロック造、無筋コンクリート造、れんが造又は石造で肉厚及び仕上材料の厚さの合計が 7 cm以上のもの
- ヘ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの
- (1) 強化せっこうボード（ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率を 95%以上、ガラス繊維の含有率を 0.4%以上とし、かつ、ひる石の含有率を 2.5%以上としたものに限る。以下同じ。）を 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 42 mm以上のもの
- (2) 強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 36 mm以上のものの上に厚さが 8 mm以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。）を張ったもの
- (3) 厚さが 15 mm以上の強化せっこうボードの上に厚さが 50 mm以上の軽量気泡コンクリートパネルを張ったもの
- 三 令第 107 条第二号に掲げる技術的基準に適合する**非耐力壁である間仕切壁**の構造方法にあつては、前号に定める構造とすることとする。
- 四 令第 107 条に掲げる技術的基準（第一号にあつては、通常の火災による火熱が 2 時間加えられた場合のものに限る。）に適合する**耐力壁である外壁**の構造方法にあつては、第一号に定める構造とすることとする。
- 五 令第 107 条に掲げる技術的基準（第一号にあつては、通常の火災による火熱が 1 時間加えられた場合のものに限る。）に適合する**耐力壁である外壁**の構造方法にあつては、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。
- イ 前号に定める構造とすること。
- ロ 第二号イからホまでのいずれかに該当する構造とすること。
- ハ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にそれぞれ第二号へ(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆（屋外側の防火被覆が(1)又は(2)に該当するものにあつては、当該防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを張った場合又はモルタル若しくはしっくい塗料を塗った場合に限る。）が設けられた構造とすること。
- 六 令第 107 条第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する**非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分**の構造方法にあつては、次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすることとする。
- イ 前号に定める構造
- ロ 気泡コンクリート又は繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。）の両面に厚さが 3 mm以上の繊維強化セメント板（スレート波板及びスレートボードに限る。）又は厚さが 6 mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板を張ったもので、その厚さの合計が 3.5 cm以上のもの
- 七 令第 107 条第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する**非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分**の構造方法にあつては、前号に定める構造とすることとする。

第 2 柱の構造方法は、次に定めるもの（第二号ハ並びに第三号ニ及びヘに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プasterその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 令第 107 条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が 3 時間加えられた場合のものに限る。）に適合する柱の構造方法は、小径を 40 cm 以上とし、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが 6 cm 未満のものを除く。）

ロ 鉄骨を塗厚さが 8 cm（軽量骨材を用いたものについては 7 cm）以上の鉄網モルタル、厚さが 9 cm（軽量骨材を用いたものについては 8 cm）以上のコンクリートブロック又は厚さが 9 cm 以上のれんが若しくは石で覆ったもの

二 令第 107 条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が 2 時間加えられた場合のものに限る。）に適合する柱の構造方法は、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 前号に定める構造

ロ 小径を 25 cm 以上とし、かつ、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する構造とすること。

(1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが 5 cm 未満のものを除く。）

(2) 鉄骨を塗厚さが 6 cm（軽量骨材を用いたものについては 5 cm）以上の鉄網モルタル、厚さが 7 cm（軽量骨材を用いたものについては 6 cm）以上のコンクリートブロック又は厚さが 7 cm 以上のれんが若しくは石で覆ったもの

(3) 鉄骨を塗厚さが 4 cm 以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの

ハ 鉄骨（断面積（ mm^2 ）で表した面積とする。次号ニ並びに第 4 第二号ニ及び第三号ニにおいて同じ。）を加熱周長（ mm ）で表した長さとする。次号ニ並びに第 4 第二号ニ及び第三号ニにおいて同じ。）で除した数値が 6.7 以上の H 形鋼並びに鋼材の厚さが 9 mm 以上の角形鋼管及び円形鋼管に限る。）に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられたもの

(1) 厚さが 50 mm 以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が 0.35 以上のものに限る。）に限る。）

(2) 厚さが 55 mm 以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が 0.15 以上のものに限る。）に限る。）

三 令第 107 条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が 1 時間加えられた場合のものに限る。）に適合する柱の構造方法は、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 前号に定める構造

ロ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造

ハ 鉄骨を塗厚さが 4 cm（軽量骨材を用いたものについては 3 cm）以上の鉄網モルタル、厚さが 5 cm（軽量

骨材を用いたものについては4 cm) 以上のコンクリートブロック又は厚さが5 cm以上のれんが若しくは石で覆ったもの

ニ 鉄骨（断面積を加熱周長で除した数値が6.7以上のH形鋼並びに鋼材の厚さが9 mm以上の角形鋼管及び円形鋼管に限る。）に次の(1)から(4)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの

(1) 吹付け厚さが35 mm以上の吹付けロックウール（かさ比重が0.3以上のものに限る。）

(2) 厚さが20 mm以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が0.35以上のものに限る。）に限る。）

(3) 厚さが27 mm以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が0.15以上のものに限る。）に限る。）

(4) 厚さが35 mm以上の軽量気泡コンクリートパネル

ホ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが5 cm以上のもの

ヘ 木材又は鉄材に防火被覆（強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が46 mm以上のものに限る。）が設けられたもの

第3 床の構造方法は、次に定めるもの（第二号ホに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスターその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 令第107条第一号及び第二号に掲げる技術的基準（第一号にあつては、通常の火災による火熱が2時間加えられた場合のものに限る。）に適合する床の構造方法は、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で厚さが10 cm以上のもの

ロ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚及び仕上材料の厚さの合計が8 cm以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが5 cm以上のもの

ハ 鉄材の両面を塗厚さが5 cm以上の鉄網モルタル又はコンクリートで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）

二 令第107条第一号及び第二号に掲げる技術的基準（第一号にあつては、通常の火災による火熱が1時間加えられた場合のものに限る。）に適合する床の構造方法は、次のイからホまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で厚さが7 cm以上のもの

ロ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚が5 cm以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが4 cm以上のもの

ハ 鉄材の両面を塗厚さが4 cm以上の鉄網モルタル又はコンクリートで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）

ニ 厚さが100 mm以上の軽量気泡コンクリートパネル

ホ 根太及び下地を木材又は鉄材で造り、その表側の部分に防火被覆（強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が42mm以上のものに限る。）が設けられ、かつ、その裏側の部分又は直下の天井に防火被覆（強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が46mm以上のものに限る。）が設けられたもの

第4 はりの構造方法は、次に定めるもの（第二号ニ及び第三号ニに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスターその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

- 一 令第107条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が3時間加えられた場合のものに限る。）に適合するはりの構造方法は、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。
 - イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが6cm未満のものを除く。）
 - ロ 鉄骨を塗厚さが8cm（軽量骨材を用いたものについては7cm）以上の鉄網モルタル、厚さが9cm（軽量骨材を用いたものについては8cm）以上のコンクリートブロック又は厚さが9cm以上のれんが若しくは石で覆ったもの
 - ハ 鉄骨を塗厚さが5cm以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの
- 二 令第107条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が2時間加えられた場合のものに限る。）に適合するはりの構造方法は、次のイからニまでのいずれかに該当する構造とすることとする。
 - イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが5cm未満のものを除く。）
 - ロ 鉄骨を塗厚さが6cm（軽量骨材を用いたものについては5cm）以上の鉄網モルタル、厚さが7cm（軽量骨材を用いたものについては6cm）以上のコンクリートブロック又は厚さが7cm以上のれんが若しくは石で覆ったもの
 - ハ 鉄骨を塗厚さが4cm以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの
 - ニ 鉄骨（断面積を加熱周長で除した数値が、上フランジが床スラブに密着した構造で3面から加熱されるものにあつては6.1以上、その他のものにあつては6.7以上のH形鋼に限る。）に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられたもの
 - (1) 厚さが45mm以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が0.35以上のものに限る。）に限る。）
 - (2) 厚さが47mm以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が0.15以上のものに限る。）に限る。）
- 三 令第107条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が1時間加えられた場合のものに限る。）に適合するはりの構造方法は、次のイからへまでのいずれかに該当する構造とすることとする。
 - イ 前号に定める構造
 - ロ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造

ハ 鉄骨を塗厚さが 4 cm（軽量骨材を用いたものについては 3 cm）以上の鉄網モルタル、厚さが 5 cm（軽量骨材を用いたものについては 4 cm）以上のコンクリートブロック又は厚さが 5 cm 以上のれんが若しくは石で覆ったもの

ニ 鉄骨（断面積を加熱周長で除した数値が、上フランジが床スラブに密着した構造で 3 面から加熱されるものにあつては 6.1 以上、その他のものにあつては 6.7 以上の H 形鋼に限る。）に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられたもの

(1) 第 2 第三号ニ(1)又は(2)に該当するもの

(2) 厚さが 25 mm 以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板（かさ比重が 0.15 以上のものに限る。）に限る。）

ホ 第 2 第三号へに定める構造

へ 床面からはりの下端までの高さ 4m 以上の鉄骨造の小屋組で、その直下に天井がないもの又は直下に不燃材料又は準不燃材料で造られた天井があるもの

第 5 令第 107 条第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造（第六号に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とすることとする。

一 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

二 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造

三 鉄網コンクリート若しくは鉄網モルタルでふいたもの又は鉄網コンクリート、鉄網モルタル、鉄材で補強されたガラスブロック若しくは網入ガラスで造られたもの

四 鉄筋コンクリート製パネルで厚さ 4 cm 以上のもの

五 軽量気泡コンクリートパネル

六 下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その屋内側の部分又は直下の天井に防火被覆（強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 27 mm 以上のものに限る。）が設けられたもの

第 6 令第 107 条第一号に掲げる技術的基準に適合する階段の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造（第五号に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とすることとする。

一 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

二 無筋コンクリート造、れんが造、石造又はコンクリートブロック造

三 鉄材によって補強されたれんが造、石造又はコンクリートブロック造

四 鉄造

五 けた及び下地を木材で造り、かつ、その表側の部分及び裏側の部分に防火被覆（強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 27 mm 以上のものに限る。）が設けられたもの

(平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1436 号)

火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を決める件

(最終改正 令和元年 6 月 21 日 国土交通省告示第 200 号)

建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 126 条の 2 第 1 項第五号の規定に基づき、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を決める。

建築基準法施行令 (以下「令」という。) 第 126 条の 2 第 1 項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる基準に適合する排煙設備を設けた建築物の部分

イ 令第 126 条の 3 第 1 項第一号から第三号まで、第七号から第十号まで及び第十二号に定める基準

ロ 当該排煙設備は、一の防煙区画部分 (令第 126 条の 3 第 1 項第三号に規定する防煙区画部分をいう。以下同じ。) にのみ設置されるものであること。

ハ 排煙口は、常時開放状態を保持する構造のものであること。

ニ 排煙機を用いた排煙設備にあつては、手動始動装置を設け、当該装置のうち手で操作する部分は、壁に設ける場合においては床面から 80 cm 以上 1.5 m 以下の高さの位置に、天井からつり下げて設ける場合においては床面からおおむね 1.8 m の高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を表示すること。

二 令第 112 条第 1 項第一号に掲げる建築物の部分 (令第 126 条の 2 第 1 項第二号及び第四号に該当するものを除く。) で、次に掲げる基準に適合するもの

イ 令第 126 条の 3 第 1 項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号までに掲げる基準

ロ 防煙壁 (令第 126 条の 2 第 1 項に規定する防煙壁をいう。以下同じ。) によって区画されていること。

ハ 天井 (天井のない場合においては、屋根。以下同じ。) の高さが 3 m 以上であること。

ニ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしてあること。

ホ 排煙機を設けた排煙設備にあつては、当該排煙機は、1 分間に 500 m³ 以上で、かつ、防煙区画部分の床面積 (2 以上の防煙区画部分に係る場合にあつては、それらの床面積の合計) 1 m² につき 1 m³ 以上の空気を排出する能力を有するものであること。

三 次に掲げる基準に適合する排煙設備を設けた建築物の部分 (天井の高さが 3 m 以上のものに限る。)

イ 令第 126 条の 3 第 1 項各号 (第三号中排煙口の壁における位置に関する規定を除く。) に掲げる基準

ロ 排煙口が、床面からの高さが、2.1 m 以上で、かつ、天井 (天井のない場合においては、屋根) の高さの $\frac{1}{2}$ 以上の壁の部分に設けられていること。

ハ 排煙口が、当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の下端より上方に設けられていること。

ニ 排煙口が、排煙上、有効な構造のものであること。

四 次のイからホまでのいずれかに該当する建築物の部分

- イ 階数が2以下で、延べ面積が200㎡以下の住宅又は床面積の合計が200㎡以下の長屋の住戸の居室で、当該居室の床面積の $\frac{1}{20}$ 以上の換気上有効な窓その他の開口部を有するもの
- ロ 避難階又は避難階の直上階で、次に掲げる基準に適合する部分（当該基準に適合する当該階の部分（以下「適合部分」という。）以外の建築物の部分の全てが令第126条の2第1項第一号から第三号までのいずれか、前各号に掲げるもののいずれか若しくはイ及びハからホまでのいずれかに該当する場合又は適合部分と適合部分以外の建築物の部分とが準耐火構造の床若しくは壁若しくは同条第2項に規定する防火設備で区画されている場合に限る。）
- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第1(イ)欄に掲げる用途以外の用途又は児童福祉施設等（令第115条の3第1項第一号に規定する児童福祉施設等をいい、入所する者の使用するものを除く。）、博物館、美術館若しくは図書館の用途に供するものであること。
 - (2) (1)に規定する用途に供する部分における主たる用途に供する各居室に屋外への出口等（屋外への出口、バルコニー又は屋外への出口に近接した出口をいう。以下同じ。）（当該各居室の各部分から当該屋外への出口等まで及び当該屋外への出口等から道までの避難上支障がないものに限る。）その他当該各居室に存する者が容易に道に避難することができる出口が設けられていること。
- ハ 法第27条第3項第二号の危険物の貯蔵場又は処理場、自動車車庫、通信機械室、繊維工場その他これらに類する建築物の部分で、法令の規定に基づき、不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備を設けたもの
- ニ 高さ31m以下の建築物の部分（法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で、地階に存するものを除く。）で、室（居室を除く。）にあつては(1)又は(2)に、居室にあつては(3)又は(4)に該当するもの
- (1) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、屋外に面する開口部以外の開口部のうち、居室又は避難の用に供する部分に面するものに法第2条第九号の二に規定する防火設備で令第112条第18項第一号に規定する構造であるものを、それ以外のものに戸又は扉を、それぞれ設けたもの
 - (2) 床面積が100㎡以下で、令第126条の2第1項に掲げる防煙壁により区画されたもの
 - (3) 床面積100㎡以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の二に規定する防火設備で令第112条第18項第一号に規定する構造であるものによって区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの
 - (4) 床面積が100㎡以下で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたもの
- ホ 高さ31mを超える建築物の床面積100㎡以下の室で、耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の二に規定する防火設備で令第112条第18項第一号に規定する構造であるもので区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの

建築物用途区分コード表

建築基準法施行規則 別紙

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号	
一戸建ての住宅	08010	
長屋	08020	
共同住宅	08030	
寄宿舎	08040	
下宿	08050	
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060	
幼稚園	08070	
小学校	08080	
義務教育学校	08082	※3
中学校、高等学校又は中等教育学校	08090	
特別支援学校	08100	
大学又は高等専門学校	08110	
専修学校	08120	
各種学校	08130	
幼保連携型認定こども園	08132	※1
図書館その他これらに類するもの	08140	
博物館その他これらに類するもの	08150	
美術館その他これらに類するもの	08152	※5
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160	
老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	08170	※2
保育所その他これに類するもの	08180	
助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190	※5
助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192	※5
児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210	※5
児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220	※5
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230	
診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240	
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250	
病院	08260	
巡査派出所	08270	
公衆電話所	08280	
郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	08290	
地方公共団体の支庁又は支所	08300	
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋	08310	
建築基準法施行令第130条の4第五号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320	
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330	
工場（自動車修理工場を除く。）	08340	
自動車修理工場	08350	
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360	
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08370	
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380	
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390	
ホテル又は旅館	08400	
自動車教習所	08410	
畜舎	08420	
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430	
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440	※4
飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450	※4
食堂又は喫茶店	08452	
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456	※4

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460
事務所	08470
映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
自動車車庫	08490
自転車駐車場	08500
倉庫業を営む倉庫	08510
倉庫業を営まない倉庫	08520
劇場、映画館又は演芸場	08530
観覧場	08540
公会堂又は集会場	08550
展示場	08560
料理店	08570
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
ダンスホール	08590
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
卸売市場	08610
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630 ※4
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640 ※4
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。）	08650 ※4
その他	08990

※1：平成27年4月1日改正
 ※2：平成27年6月1日改正
 ※3：平成28年4月1日改正

※4：平成30年4月1日改正
 ※5：令和元年6月25日改正

工作物区分コード表

建築基準法第88条第1項により指定する工作物

建築基準法施行規則 第10号様式 注意書き

工作物の区分	記号
1. 煙突（支わく及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。）	06310
2. 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお並びに架空電線路用並べに電気事業者及び卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）	06320
3. 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	06330
4. 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	06340
5. 擁壁	06350
6. ウォーターシュート、コースターその他これに類する高架の遊戯施設	06360
7. メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	06370

建築基準法第88条第2項により指定する工作物

建築基準法施行規則 第11号様式 注意書き

工作物の用途の区分	記号
1. 鈷物、岩石その他の粉砕で原動機を使用するもの、レディーミクストコンクリートの製造等で出力の合計が2.5kWを超える原動機を使用するもの及びアスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りがすを原料とする製造を行うもの	06410
2. 自動車車庫の用途に供するもの	06420
3. サイロその他これに類する工作物のうち飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵するもの	06430
4. 昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これに類するもの	06440
5. 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	06450
6. その他	06460

あいペックのほん
アイペックノホン - 法令集 -

令和元年 8 月 発行

令和元年 9 月 第2版(ホームページ公開用)

編集・発行：指定確認検査機関 株式会社 **I-PEC**

〒604-8187

京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町 436-2 SHICATA DIX BLDG 7F

TEL:075-254-8250 (検査予約:075-254-8256)

FAX:075-231-7220

URL:<http://www.kakunin-ipec.co.jp>

アイペックノホン-法令集-は令和元年 6 月 25 日までに公布された建築基準法令のうち、同日現在施行の法令を収録しています。本書の誤記等に関する情報については上記ホームページにてお知らせ致します。

情報の正確さには万全を期していますが、本法令集を用いて行う行為について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。なお、本書の内容を当社の承諾なしに無断で転載することを禁じます。